

第1編

協会活動報告

第1章 協会活動の概要

当協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

平成23年度は、前年6月の改正貸金業法第4条施行（完全施行）後の状況を鑑み、自主規制機関としての協会の設立目的に則し、協会のコンプライアンス態勢の確立を目指すとともに、「東日本大震災」への対応を含め、以下のような事業活動を行った。

1. 自主規制部門の取り組み

① 協会員等に対する法令・諸規則等の遵守の徹底及び諸規則の整備・充実

平成22年度までは、第4条施行（完全施行）まで及び完全施行後の改正貸金業法、並びに「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」等に対応すべく、貸金業者における業務が円滑に行われる為の各種取り組みや、貸金業者に対する法令遵守態勢整備の啓発を行ってきた。

平成23年度は、協会員への指導強化により、法令・諸規則等の遵守を図るとともに、法令等違反に対する厳格な措置及び再発防止指導等と併せて、以下の業務を実施し、協会員のコンプライアンス態勢の確立を目指した。

- ① 協会員の法令・諸規則等の遵守状況を踏まえ、コンプライアンス態勢整備のための注意事項等について、全国10箇所での業務研修会や毎月の機関誌にて周知するとともに、協会員からの問合せや法令・諸規則等に関する実務相談など年間4,429件に対応した。
- ② 協会員の社内規則の適正性について、1,542協会員の社内規則を点検し、改善指導及び作成支援を実施した。その結果、平成24年3月時点で98.0%の協会員の社内規則が適正なものとなった。さらに、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている法定表示書類や金融ADR対応等により改訂した業務用書式を策定し、提供（頒布）するとともに、協会ホームページ等に掲載した。
- ③ 協会員の法令・判例等に照らした適正な業務遂行を目的として、法令・判例及び協会の諸規程、さらには行政、協会の処分事例等について閲覧、検索できる「法令・判例等検索システム」を構築し、協会ホームページにおいて協会員に無償で利用可能とした。
- ④ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」、「会社法制の見直しに関する中間試案」、「集团的消費者被害救済制度」等について適宜説明会の開催や機関誌により、協会員はもとより貸金業者全体への周知を図った。
- ⑤ 広告審査基準等に基づき、新聞、雑誌、テレビ、電話帳の新規受付の出稿広告700件の審査を実施し、内678件を承認するとともに、テレビCM3,786件、新聞・雑誌19,304件、電話帳1,053件の出稿広告のモニタリングを行い、法令等違反のあった11会員に対し個別指導を実施した。
また、貸金業界全体の広告の適正化のため、民放連・日本新聞協会・JAROなどの広告関係団体等との連携強化を図るとともに、モニタリングによる悪質広告について金融庁等に適時報告を行い、併せて該当広告の削除及び該当事業者の摘発等についても要請を行った。
- ⑥ 協会員から法令等違反414事案の届出と、個人情報漏えい等事案1,212件の報告等により、4会員（内、書類監査にかかる対応不備1会員）に処分（会員権停止3会員、譴責1会員）、3会員に勧告及び6会員に文書注意を行い、併せて改善指導を行うとともに、法令等違反届出事案を違反条項別に集計した結果について協会ホームページ等で周知し、注意喚起を行った。

② 相談・苦情・紛争解決対応

貸金業相談・紛争解決センターは、平成22年9月15日、金融庁長官の指定を受け、貸金業界における指定紛争解決機関（金融ADR）として中立・公正な立場から資金需要者等の利益の保護及び貸金業務に対

する信頼の確保に取り組んでおり、平成23年度においては以下のとおり相談対応・苦情処理・紛争解決手続き及び関連業務を実施した。

- ①相談対応・苦情処理・紛争解決手続きにおける受付件数は、「相談」が42,886件（前年対比－7.3%）、「苦情」が247件（同－29.8%）であり、平成22年10月より開始した「紛争」は、平成23年度に7件を受理した。相談・苦情・紛争の総アクセス数は43,140件（同－7.5%）であった。貸付自粛手続きでは、登録が1,350件、撤回が604件、訂正が5件の年度計1,959件（同－6.6%）に適切に対応した。
また、生活再建支援については、新規相談者116人を含め179人に対し949回のカウンセリングを面接及び電話にて実施した。
- ②各都道府県の主要な消費生活センターとの一層の連携強化及び認知度向上を目的とした訪問活動（対象数：144箇所、訪問延べ回数789回）を実施した。
また、平成23年8月30日、全国消費生活相談員協会、消費科学連合会、主婦連合会等の主な消費者団体（14団体）を対象として「日本貸金業協会の新しいやくわり」と題する説明会を実施し、協会の自主規制機関としての役割・機能・活動状況等の説明並びに今後の活動に活かすための意見交換を行った。
- ③資金需要者等の健全な家計管理を支援するためのツールである「家計管理診断／消費行動診断」（協会ホームページに掲載）を利用者の意識付けと利便性の向上を目的としてプログラムの改善を行った。
- ④金融庁、財務局、消費者団体、消費生活センター等からの要請に基づき、消費生活相談員等の能力向上を目的として実施する研修会へ講師を派遣し、「協会の多重債務問題への取組状況」、「心理カウンセリングをベースとした相談員としての姿勢と対応スキル」等について、33団体1,310人に講演を行った。
また、行政が国の多重債務問題改善プログラムに基づき実施している多重債務者対策本部（又は同協議会）に出席し、全国39の自治体との一層の連携強化を図った。

③協会員に対する監査の実施

平成23年度は、「改正貸金業法の完全施行に伴い必要となる各種態勢の整備状況等について法令・自主規制基本規則等の内容を踏まえて検証する。」との平成23年度監査計画に基づき、監査結果が協会員の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような効率的で効果的な監査を実施した。

- ①実地監査については、75協会員に対し一般監査を実施した。
このほか、特別監査として、書類監査報告書の評価が低かった7協会員に対しては、フォローアップ監査を実施し、行政庁からの要請及び資金需要者の利益の保護の観点から必要と認められる2協会員に対しては、機動的監査を実施した。
この結果、84協会員に対して実地監査を実施し、このうち19協会員の57事案について改善指導等を行った。
- ②書類監査については、平成23年12月末現在の全協会員1,454協会員を対象に、「内部管理態勢の実施状況の確認」を主眼に監査することとし、設問項目数72項目で平成24年1月から2月にかけて実施した。
書類監査の結果については、取りまとめのうえ公表し、平成24年7月に協会員あてに通知した。
- ③監査を通じて行政当局及び消費者団体等関係機関とは、監査結果及びその改善状況等について意見・情報交換を行うなど、一層の連携強化を図った。

2. 貸金戦略部門の取り組み

①積極的なディスクロース・広報の実施

当協会は、これまで資金需要者及び貸金業者向けに実施した各種アンケート調査を通じ、業界を取り巻く現状を客観的かつ積極的にディスクロースするとともに、協会員に対する業務の健全化を図るための情報発信などの各種広報活動を実施してきた。

平成23年度からは、新たに戦略的広報への切り換えを図るべく協会員に対する貸金業務の適正な運営に資する情報提供を行うとともに、貸金業界の社会的評価及び信認の向上を図るため、自主規制機関としての健全化の取り組みや動向等に係る各種統計資料等について、以下の媒体により広報活動を実施した。

- ①月刊誌「JFSA NEWS」を発行した。(毎月1回、4,500部発行)
- ②機関誌「特集JFSA」を発行した。(年2回刊:4月7,000部、10月8,000部発行)
協会に加入していないが、協会との間で金融ADR基本契約締結貸金業者・消費者団体・弁護士会・司法書士会等に配布先を拡大した。
- ③協会ホームページに一般消費者向けの悪質業者被害防止に係る情報や、協会員向けの業界動向及び協会活動等に係る各種情報について、適時公表した。
- ④「月次統計資料」、「資金需要者の現状と動向に関する調査」及び「貸金業者の経営実態等に関する調査」等の調査結果を協会ホームページに公表するとともに、マスコミへのニュースリリースを行った。
- ⑤「月刊消費者信用」に協会活動の記事を毎月入稿し、協会の取り組みについて広報を行った。

②資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

当協会は、これまで消費者啓発ツールの無償配付、出前講座(講師派遣)の実施及び協会ホームページによる悪質業者検索サイトの掲載など、資金需要者等の利益の保護を図るための様々な消費者啓発活動を実施してきた。

平成23年度は、一般消費者及び学生等を対象にした貸金業に係る金融知識の普及啓発及びヤミ金融の被害防止等に関する以下の啓発活動を実施した。

- ①資金需要者等を対象とした小冊子「ローン・キャッシングQ&A BOOK」を制作し、各自治体の成人式361箇所、消費生活センター246箇所などへ208,697部を無償配布した。
- ②金銭教育教材「暮らしとローン、クレジット」・同解説書を、希望する教育現場、消費生活センターなどに提供するとともに、高校・大学、消費生活センターの講座及び研修会などで本教材を活用した。
- ③(公財)消費者教育支援センターが主催する「消費者教育教材資料表彰」に応募し、「ローン・キャッシングQ&A BOOK」が印刷資料部門、金銭教育教材「暮らしとローン、クレジット」・同解説書が視聴覚資料部門において、それぞれ優秀賞を受賞した。
- ④ヤミ金融被害防止ポスター・リーフレットを協会員、消費生活センター等へポスター40枚、リーフレット2,480枚を配布した。
- ⑤全国の高校、大学、消費生活センター、自治体等の要請を受けて学生・一般消費者等を対象とした消費者啓発のための講師派遣・出前講座を延べ60回実施し、2,198名の参加があった。
- ⑥協会ホームページ内に悪質業者検索を掲載し(平成24年3月現在、622件)、資金需要者等に対し、ヤミ金融との接触防止等に関する注意喚起を行った。
- ⑦ヤミ金融被害防止活動等、自治体等が主催する諸活動に協力した。
- ⑧平成23年5月、金融庁主催による「あなたは大丈夫?キャンペーンポスター」、平成23年10月、金融庁依頼による「多重債務者向け相談窓口の案内ポスター」の配布及び掲載を協会員にお願いし、政府広報に協力した。

③貸金業の現状等に係る調査研究の実施

- ①統計資料としての連続性の観点や自主規制機関としての位置付け等を鑑み、貸金業が担う資金供給機能等の検証を目的として「資金需要者」及び「貸金業者」を対象とした各種調査等を下記のとおり行った。

実施時期	実施内容	対象	備考
平成23年10月	貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査	協会員、 金融ADR基本契約 締結貸金業者	平成24年2月24日公表
平成23年11月	資金需要者の現状と動向に関するアンケート調査	資金需要者	
平成23年4月～ 平成24年3月	月次実態調査 ※平成23年8月末現在62社	協会員	毎月公表

- ②平成22年度に実施した各調査結果等を取りまとめ、「平成22年度版JFSA白書」を平成23年6月に発刊した。

④法令等に関する調査研究及び政府等への建議要望

貸金業に関する税制の問題を調査研究し、平成24年度税制改正要望を策定のうえ、次のとおり政府等に建議要望した。

- ①金融庁へ提出し、平成23年8月3日、東内閣府副大臣出席の政府ヒアリングにおいて要望した。
②平成23年9月22日、民主党「政策調査会税務金融部門会議」及び同年11月30日、自由民主党「予算・税制に関する政策懇談会」のヒアリングにおいて要望した。

⑤研修等の実施

- ①平成23年6月から同年9月にかけて、財務（支）局貸金業担当官による「完全施行後の留意点と態勢検査の実施等について」並びに、当協会自主規制部門担当部長による「コンプライアンス態勢の確立のための課題について」をテーマに、全国10箇所で開催された地区協議会と併設して業務研修会を実施し、協会員・金融ADR基本契約締結貸金業者合計1,063業者、1,625名の出席があった。
②平成23年11月24日に登録貸金業者を対象とした「集団的消費者被害救済制度」説明会を256名の出席のもと実施した。
③平成23年10月5日及び同年10月12日に協会員の役職員を対象とした金融庁の「平成23年事務年度検査基本方針」説明会を大阪・91協会員（120名）、東京・146協会員（233名）の出席のもと実施した。

⑥協議会活動状況

- ①平成23年6月21日から同年9月8日にかけて全国10箇所で開催（沖縄県は報告会）を開催し、第4回定時総会の報告会を行うとともに、協会員より協会運営上の要望事項等を聴取し、意見交換を通じて相互の理解促進を図った。
②地区協議会正副会長懇談会を平成23年12月16日に東京で開催し、協会活動状況報告を実施するとともに、完全施行後の地元資金需要者への影響等、各地区における現状報告を受け、意見交換をした。

3. 主任者資格部門の取り組み

①資格試験の実施

- ①全国17試験地（26会場）において平成23年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。
②試験の結果

試験日	平成23年11月20日（日）
受験申込者数	12,300人
受験者数	10,966人
受験率	89.2%
合格者数	2,393人
合格率	21.8%
合格発表日	平成24年1月12日（木）

②主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録及び変更等に関する事務を実施した。
（平成23年4月1日から平成24年3月31日）

登録申請書の受付件数	2,082件
登録完了通知の発送件数	2,113件
平成24年3月31日現在登録済主任者数	40,219人

③登録講習事務の実施

- ①平成23年度貸金業務取扱主任者講習として2回の講習を開催し、延べ431名が修了した。
②講習の実施及び結果

講習会場	大阪	東京	年度計
講習日	平成23年9月1日(木)	平成23年12月1日(木)	—
受講申込者数	130名	315名	445名
受講者数	126名	306名	432名
受講率	96.9%	97.1%	97.1%
修了者数	125名	306名	431名

4. 総務部門の取り組み

①協会員数の推移(平成23年4月～平成24年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
加入	8	3	5	6	2	5	3	1	3	2	3	4	45
退会	△7	△2	△6	△5	△2	△5	△3	△7	△3	△3	△5	△9	△57
廃業	△17	△8	△10	△14	△8	△9	△7	△3	△13	△9	△10	△10	△118
不更新	△1	0	0	△1	△1	△2	△1	△2	0	△3	△1	0	△12
登録取消	0	△1	0	△2	0	△2	△1	0	0	0	△1	△1	△8
除名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△1	△1
承継・その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
月末協会員数	1,543	1,535	1,524	1,508	1,499	1,486	1,478	1,467	1,454	1,441	1,427	1,410	
協会加入率	60.3%	60.6%	60.6%	60.4%	60.4%	60.5%	60.8%	60.5%	60.5%	60.3%	60.2%	60.0%	

②協会加入促進

- ①協会ホームページに「入会のご案内」、「加入申請書」等を提供する環境を整備し、加入申請手続きの簡便化を図った。
②「協会加入のご案内」を新たに作成して全国の行政庁に配布し、加入勧奨の協力依頼を実施した。
③全国10箇所で開催した業務研修会に参加した未加入業者に対し、加入案内関係資料を配布し、その後加入促進のフォローを実施した。
④新規の貸金業登録申請者や協会未加入業者の貸金業者登録申請に係る支援制度を設け、社内規則策定や登録申請手続きの支援を行うことで未加入業者との接点を強化し、加入促進を図る施策を開始した。

この支援制度については機関誌「特集JFSA」に掲載して協会未加入業者に告知し、行政庁にも周知を図り、社内規則整備等、行政より協会と連携するよう依頼し、加入促進を図った。

- ⑤東京都との連携による加入促進として、都が実施する「登録更新時研修」に参加し、協会の自主規制機能について説明会を実施し、協会加入促進を図った。

③行政協力事務関連

協会の事務負担軽減及び適正な作成要領の周知のため、貸金業者登録申請の手引きを作成し、協会のホームページから「貸金業者登録申請書・届出書」や「事業報告書」、「業務報告書」等の作成が簡便になるように環境を整備した。

④規則の改正

協会員から業務報告書の徴求ができるよう定款の施行に関する規則の第6条（報告事項）に規定を新設し改正、協会員に対して業務報告書の提出を義務化した。

⑤システム環境の整備

協会員のコンプライアンス態勢の確立・維持を目的とし、協会員に対するサービス提供の迅速化を図り、支援の実効性を高めるため、従来の業務システムを拡充した「会員サービス管理システム」の構築を行った。

⑥支部運営の合理化・効率化の推進

平成19年12月の協会設立時会員数が4,063社から平成24年3月末で1,410社と激減し、協会規模の縮小が急務であることから、平成23年10月から同年11月までの2カ月間において全支部職員を対象に希望退職の募集を行い、その結果49名の職員が退職した。

また、支部運営の合理化・効率化を図る観点から、支部規則に基づき、支部に属する協会員数が20業者未満で財務局所在地支部以外の26支部を「特例支部」（常時職員を配置しない支部）とした。

⑦内部監査の実施及び役職員のコンプライアンスの徹底

協会業務の整備及び運用状況を検証し、業務の有効性を評価することにより、内部管理態勢の定着と安定を図ることを目的として、本部8部署及び38県支部を対象に内部監査（支部においては書面監査）を実施した。また、自主規制機関としての役職員のコンプライアンス向上のため、コンプライアンスマニュアルに基づき研修を行うなど周知徹底を図った。

第2章 業務に関する事項

1 登録貸金業者数、協会員数および協会加入率の推移

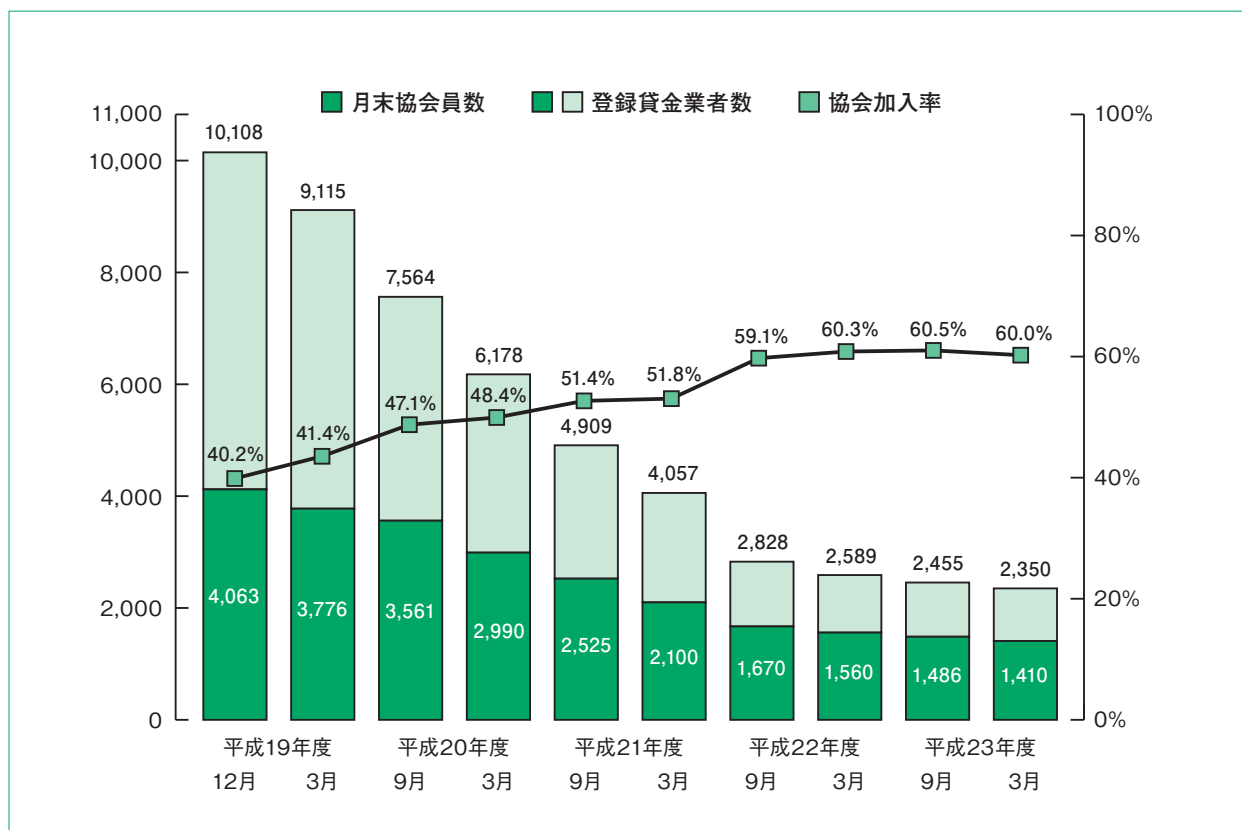
協会設立時の平成19年12月から平成24年3月末までの登録貸金業者数、協会員数及び協会加入率の推移は、下表のとおりである。

全国の登録貸金業者数は、協会設立時（平成19年12月）の10,108社から平成24年3月末は2,350社へと約77%減少した。また、協会員数も協会設立時の4,063会員から平成24年3月末は1,410会員へと約65%減少した。一方、協会加入率は、協会設立時の40.2%から平成24年3月末は60.0%と約20ポイント上昇したが、1年前の平成23年3月末（60.3%）と比較して0.3ポイント低下した。

登録貸金業者数及び協会員数の減少の大きな原因は、改正貸金業法の施行により参入条件の厳格化や金利規制や総量規制など条件が厳しくなり、合併や廃業・撤退する業者が相次いだことが挙げられる。

今後は、自主規制機関としての目的を果たすためにも、更なる協会加入率の向上に努めることとしている。

協会員数及び加入率の推移



	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	12月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
月末協会員数	4,063	3,776	3,561	2,990	2,525	2,100	1,670	1,560	1,486	1,410
登録貸金業者数	10,108	9,115	7,564	6,178	4,909	4,057	2,828	2,589	2,455	2,350
協会加入率	40.2%	41.4%	47.1%	48.4%	51.4%	51.8%	59.1%	60.3%	60.5%	60.0%

2 コンプライアンス活動

1. 法令改正等対応

①東日本大震災対応

「東日本大震災」による資金需要者等の影響を考慮し、貸金業法の規定運用の配慮を求めた要望書を協会会長名で、金融庁長官へ平成23年4月14日付で提出した。

当協会の要請を受け平成23年4月28日交付、施行された「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」に対応し、協会員と貸金業者への周知を行うとともに、その後の延長（同年10月28日）と終了（平成24年3月31日）の周知も行った。

また、同震災による所謂二重ローン対策としての「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」について、金融庁等関係機関との調整を行い、平成23年8月22日付で協会員及び貸金業者への運用の周知を行った。

②犯罪収益移転防止法関係政省令対応

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」を施行するため公布された政省令等について、平成24年3月28日付で協会員及び貸金業者への周知を行った。

2. 社内規則の作成支援・指導

①業務の概要

平成22年度書類監査の実施に併せ、平成22年6月の改正貸金業法第4条（完全施行）に伴い、協会員「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第11条に則した社内態勢整備の確立を図るべく、全協会員に社内規則の提出を求め、策定状況を点検し、個別に策定の支援と指導を平成23年度に実施した。

また、平成23年1月から新規加入した協会員の社内規則を点検し、個別に策定の支援と指導を継続している。

平成24年3月末までの全協会員の社内規則の点検状況

総点検数	廃業	退会	H24.3.31時点の協会員数
1,542 業者	91 業者	41 業者	1,410 業者

平成24年3月末現在の点検結果

	適格な社内規則	不適格な社内規則	合計
1次～5次点検	1,514 業者	28 業者	1,542 業者
廃業・退会等	▲132 業者	—	▲132 業者
合計	1,382 業者 (98.0%)	28 業者 (2.0%)	1,410 業者 (100%)

社内規則の点検実施対象は、平成22年度書類監査対象1,477業者とその後の新規加入65業者の合計1,542業者となるが、平成24年3月31日時点で廃業及び退会業者が併せて132業者あり、同時点での業者数は、1,410業者となる。

指導、支援方法は、提出された社内規則の指摘箇所の指導を文書の送付と架電等で実施し、指導後の社内規則が一定の基準に達するまで継続的に実施している（5次点検まで実施）。

ほぼ一年間の支援、指導により、全協会員の98.0%までが、的確な社内規則が策定されている状況となった。

3. 業務上の問題解決支援・指導

①電話等による協会員からの業務上の各種問合せへの対応状況

協会員からの法令や諸規則等に照らした実務相談や社内規則策定、さらには広告出稿審査に係る相談や問合せ等に対応している。

協会員からの各種問合せ等・相談件数

(単位:件)

分類 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
社内規程等	1,274	1,413	152	541	1,518
広告勧誘等	601	1,239	1,457	1,411	840
法令等解釈	689	3,055	4,249	5,470	1,607
書書類関係	210	390	296	734	220
ID/パスワード	126	60	5	0	0
その他	230	513	476	942	244
計	3,130	6,670	6,635	9,098	4,429
(月平均)	783	556	553	758	369

平成23年度は、貸金業法の完全施行のあった前年度に対し、問合せ件数はほぼ半減したが、全協会員の社内規則の個別点検と指導の実施により、社内規則の問合せは前年比281%と大幅に増加した。

代表的な問合せ内容については、FAQ等として、協会ホームページで公表する他、機関誌へコンプラレポート等として掲載している。

②業務用書式及び法定交付書類等のひな型の提供等

貸金業者の業務支援として、貸金業法において交付・掲示・備付など規定されている書類等について、現在当協会が販売している業務用書式のひな型を協会員専用ホームページに掲載している。

また、販売をしていない「法定交付書類等」も同じくホームページに掲載している。

業務用書式及び法定交付書類等のひな型一覧

	書式名	根拠法令等
1	※借入申込書(顧客カード)	監督指針Ⅱ-2-12-1(1)①口
2	従業者証明書	法12条の4第1項
3	従業者名簿	法12条の4第2項
4	貸付条件表	法14条
5	○貸付契約事前説明書	法16条の2第1項
6	※連帯保証契約概要説明書	法16条の2第3項
7	○※連帯保証契約詳細説明書	法16条の2第3項
8	※連帯保証契約詳細説明書補足説明書	法16条の2第3項
9	○※借用証書	法17条第1項
10	○※連帯保証契約書	法17条第3項
11	※領収書	法18条
12	特定公正証書作成事前説明書	法20条第3項
13	債権譲渡通知書(譲渡人が譲受人に対し交付する通知)	法24条第1項
14	借入計画書(事業資金/つなぎ融資/創業資金)	施行規則10条の23第2項第4号
15	交渉経過記録簿(法19条帳簿の一部)	施行規則16条第1項第7号
16	個人情報取扱同意書(CIC社申込書用)	法41条の36第1項
17	個人情報取扱同意書(CIC社契約書用)	法41条の36第2項
18	※個人情報取扱同意書(JICC社申込書用)	法41条の36第1項
19	※個人情報取扱同意書(JICC社契約書用)	法41条の36第2項

(注) ○印があるひな型については、協会員以外の方も協会ホームページで確認が可能。

※印があるひな型については、協会員向けの業務用書式として協会支部にて販売。

③法令・判例等検索システムの提供

協会員の要望に応じて平成23年7月より、協会員に対して、法令・判例等に照らした適切性、適正性に係るインフラ整備を図ることを目的とし、民間の専門企業等が提供している法令・判例データベースに、協会の各種規程等を加え、閲覧、検索対象とする等カスタマイズを施した「法令・判例等検索システム」を、協会ホームページの協会員専用ページより提供を行っている。

同年9月より、行政・協会の処分事例を加えた「処分等事例検索システム」を追加提供している。

さらに、平成24年4月にバージョンアップを行い、収録データや更新頻度の向上、及び行政庁のパブリックコメント等の掲載も開始した。

4. 出稿広告の審査・支援・指導

①広告出稿審査の年度別実施状況

協会員の重要な営業活動である広告が、かつて誇大広告や多重債務者への引き金となる等問題視されたこと等を踏まえ、資金需要者等による業者及び商品選択にきわめて大きな影響を与えることから、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第43条に基づき、平成20年8月の新聞・雑誌より順次テレビ・電話帳に出稿される個人向け無担保無保証貸付けの契約に係る広告について事前の出稿審査を実施しており、また、広告出稿審査対象の広告が、協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を平成20年10月から実施している。

広告出稿審査の新規申請件数

(単位：件)

媒体（審査開始時期）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新聞・雑誌（平成20年8月より）	662	570	866	403
電話帳（平成21年8月より）	—	179	264	194
テレビ（平成20年9月より）	31	92	113	103
合計	693	841	1,243	700

平成22年度は貸金業法完全施行実施のため、貸付条件等を変更した広告審査申請が増加したが、平成23年度は、貸金業者の減少もあり、広告審査申請は減少した。

②広告出稿のモニタリング調査結果

広告出稿審査対象の広告が、協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を、平成20年10月から実施している。

また、テレビについては、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第48条に定める「放送時間帯」等を順守しているかどうかのモニタリング調査を平成20年4月から実施している。

新聞・雑誌、電話帳の未承認広告の割合（未承認件数／調査件数）・テレビの自主規制違反件数（全出稿件数に占める割合）

	新聞・雑誌	電話帳	テレビ
平成20年度	17.2 % (666/3,872)	—	2件 (—)
平成21年度	1.3 % (192/14,322)	—	4件 (0.09 %)
平成22年度	0.9 % (211/23,595)	13.9 % (132/948)	1件 (0.03 %)
平成23年度	0.45 % (86/19,304)	1.6 % (17/1,053)	2件 (0.05 %)

モニタリング調査を始めた平成20年度は、協会の承認を受けずに投稿された新聞広告の割合が17.2%あったが、当該広告を投稿していた協会員に対する指導、及び広告関係団体等に対する協力要請を行った結果、全媒体の未承認広告の割合は大幅に減少した。

事前審査とモニタリング調査の取り組みにより、平成23年度末時点の協会員の広告の99.5%は、適正な広告が投稿されており、広告投稿状況は大幅に健全化している。

③ 出稿広告の健全化に向けた対応状況

適正な広告が投稿されるための取り組みとして、広告関係団体等と連携した活動を実施しており、主な活動実績としては、電話帳広告の基準作成を行っているNTTタウンページ株式会社や一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本新聞協会、公益社団法人日本広告審査機構（JARO）との意見交換等を行っている。

また、ヤミ金融やカード現金化等の悪質な業者の広告についても監視等を実施している。

5. 法令等違反届出と措置状況

① 協会員からの法令等違反に係る届出状況

当協会は定款に基づき協会員に対し、協会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき、あるいは当協会の監査又は法に基づく検査において法令等違反の指摘を受けたときは、「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めている。

なお、「法令等違反に係る届出書」は、当該法令等違反事案にかかる「発生原因」とともに、「是正改善の状況」と、今後予定している「再発防止策」の記載を求めている、以後の当協会における、当該協会員への必要とする個別指導の内容等を判断することとしている。

法令等違反届出該当条文別一覧表（年度別）

（単位：事案数）

該当条文等	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計	
						件数	構成比
8条（変更の届出）		59	63	161	82	365	21.9%
12条の3（貸金業務取扱主任者）		6	6	11	2	25	1.5%
12条の6（禁止行為）		6	5	8	0	19	1.1%
13条、13条の2、3、4（返済能力の調査等）		3	0	90	53	146	8.8%
14条（貸付条件等の掲示）		5	6	34	12	57	3.4%
15条（貸付条件等の広告等）		5	8	27	9	49	2.9%
16条の2（（保証）契約締結前の書面の交付）		3	6	35	38	82	4.9%
17条（契約締結時の書面の交付）		22	23	69	48	162	9.7%
18条（受取証書の交付）		11	14	30	9	64	3.8%
19条（帳簿の備付け）		26	8	48	13	95	5.7%
21条（取立て行為の規制）		23	7	36	13	79	4.8%
41条の35、36、37、38（個人信用情報の提供等）		0	0	9	44	53	3.2%
出資法5条2項（高金利の処罰）		13	3	6	1	23	1.4%
自主規制基本規則		44	34	66	32	176	10.6%
その他		56	42	116	58	272	16.3%
合計		282	225	746	414	1,667	100.0%

協会員から、平成20年度から平成23年度までに提出された法令等違反届出の総件数は1,667件となっている。

改正貸金業法は平成22年6月18日に完全施行となり、これに伴って過剰貸付けを抑制するための総量規制の導入、貸金業務取扱主任者の必置化、事前交付書面交付義務の導入などが行われたことから、平成22年度以降においては、返済能力調査等に係る法第13条等の違反と、指定信用情報機関の信用情報の取扱いに係る法第41条の35等の違反並びに事前交付書面に係る法第16条の2に違反する届出の増加が顕著なものとなっている。

なお、平成22年度の届出件数が前年度及び前々年度に比べ急増している理由は、平成23年1月に実施した協会の書類監査において、行政当局の検査で指摘を受けた「法令等違反」について確認を行ったことに伴い、過年度分にかかる法令等違反事案が多数届け出されたことによるものである。

平成23年度は、平成22年度の届出増加要因が解消し、前年対比56%に届出が減少したが、この中で41条の個人情報の提供等に関連した法令等違反で、業務委託先のシステムの不備に関連し発生した事案の届出が増加した。

システムの不具合等に起因する法令等違反については、協会設立以降頻発している状況にあったことから、再発の未然防止を図る観点から、協会ホームページ等で違反事例を紹介し、注意喚起を行っている。

②協会員に対する措置の状況

協会員から提出を受けた「法令等違反に係る届出書」については、「規律委員会」において全ての事案について、当該協会員に対する定款上の処分等の必要性等を個別事案ごとに検討し、検討の結果、処分を相当とする事案については自主規制会議等に答申を行い、同会議等に処分の決定を委ねるとともに、特に処分等の措置を不要とした事案についても、同会議等にその旨の報告を行っている。

措置件数一覧表（年度別）

（単位：会員数）

年度 措置		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
処分措置	除名	0	6	5	0	11
	会員権停止	86	51	8	3	148
	譴責	26	1	2	1	30
	小計	112	58	15	4	189
処分以外の措置	勧告	31	0	0	3	34
	文書注意	62	6	10	6	84
	小計	93	6	10	9	118
合計		205	64	25	13	307

（注）書類監査に基づく措置を含む。

平成20年度から平成23年度まで措置を行った協会員は延べ307会員であり、定款第21条による処分を行ったものは、「除名」11会員（うち協会監査によるもの10会員）、「会員権停止」148会員（同138会員）、及び「譴責」30会員（同27会員）となっている。

また、このほか、処分までに至らないまでも、定款22条に基づき「勧告」を行ったもの34会員（同29会員）、及び「文書注意」は84会員（同58会員）となっている。

処分等の措置を行った協会員は、年度ごとに減少しており、平成23年度は、除名が0会員で処分、処分以外の措置も前年から半減している。

処分等の措置を行った協会員のうち指導等が必要と認められる会員については、その後、是正改善状況及び再発防止策等の進捗状況等に係る報告書の提出を求め、その内容について個別に審査及び指導等を行っている。

6. 個人情報の漏えい等に係る報告事案

平成23年度上期（平成23年4月～同年9月）

（単位：件）

漏えい等の態様		漏えい等を起こしたもの			
		従業員	委託先配送者	配送者以外の委託先	その他
① 配送等の誤配	525	345 ※1	176 ※2	2	2
② FAX 誤送信	18	16	0	2	0
③ メールの誤送信	0	0	0	0	0
④ 誤手交	3	3	0	0	0
⑤ 口頭漏えい	1	1	0	0	0
⑥ 誤廃棄	6	6	0	0	0
⑦ 紛失	38	18	6	4	10
⑧ 信用情報機関の誤登録	0	0	0	0	0
⑨ 盗難	1	0	1	0	0
⑩ 不正アクセス	4	0	0	1	3
⑪ その他	11	7	1	1	2
合計	607	396	184	10	17

※1 345件のうち、285件が顧客からの住所変更届出なしが発生原因となっている。

※2 176件のうち、164件が郵便事業（株）による誤配が発生原因となっている。

平成23年度下期（平成23年10月～平成24年3月）

（単位：件）

漏えい等の態様		漏えい等を起こしたもの			
		従業員	委託先配送者	配送者以外の委託先	その他
① 配送等の誤配	522	339 ※3	179 ※4	4	0
② FAX 誤送信	18	14	0	1	3
③ メールの誤送信	13	12	0	1	0
④ 誤手交	1	1	0	0	0
⑤ 口頭漏えい	1	1	0	0	0
⑥ 誤廃棄	9	7	1	1	0
⑦ 紛失	33	22	5	4	2
⑧ 信用情報機関の誤登録	1	0	0	1	0
⑨ 盗難	2	0	1	1	0
⑩ 不正アクセス	3	0	0	0	3
⑪ その他	2	1	0	0	1
合計	605	397	186	13	9

※3 339件のうち、275件が顧客からの住所変更届出なしが発生原因となっている。

※4 179件のうち、161件が郵便事業（株）による誤配が発生原因となっている。

3 会員サービス管理システムの構築

①構築の背景

平成23年度は、改正貸金業法施行から5年目を迎え、日本貸金業協会の設立目的に照らし、自主規制機関として必要な取り組み内容を検討した結果、現状の会員管理システムは、求められているミッションを達成するのに十分な機能を有していないため、次に挙げる取り組みを実現することを目的として、新たな「会員サービス管理システム」を構築することとした。

- ①貸金業界全体の影響調査の必要性
- ②法令遵守の更なる徹底の必要性
- ③業界の健全化アピールの必要性

②会員サービス管理システムの概要

①業務システムの統合

業務の効率化に向け、各部・各業務毎に独立して運営されていた各業務システムを統合するとともに、業務処理工程の見える化を目的に「業務処理マニュアル」を整備した。

- ②協会員の業者情報を統合・一元化したデータベースの構築実態を把握した効果的な指導、情報の有効活用による監査の実施等を実現すべく、蓄積された業者情報を統合し、一元管理を行うとともに各種分析を可能とする「業者情報管理データベース」を構築した。

③蓄積されたデータの分析機能・分析環境の整備

利用者が利用者自身の手でタイムリーにデータ分析を可能とする分析ツールを導入し、情報の有効活用を可能とする環境整備を行った。

③今後の展開

会員サービス管理システム構築により、業者情報の登録環境が整備され、一元管理された協会員の業者情報が蓄積されることにより、分析環境が一層整っていくこととなる。

今後は、協会員のステータス向上のために、分析ツールを活用した新たなサービスの開発や個別の協会員へのきめ細かい指導等について実施を検討することとしている。

4 相談・苦情・紛争

1. 概況

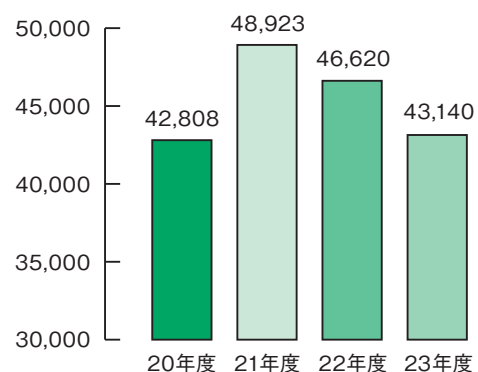
①総アクセス数

平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）における相談、貸金業務等関連苦情（以下「苦情」という。）の受付件数は、「相談」が42,886件、「苦情」が247件であり、相談・苦情小計では、43,133件であった。また、平成22年10月1日より開始した貸金業務関連紛争（以下「紛争」という。）の平成23年度受理件数は7件であり「相談・苦情・紛争」の総アクセス数は43,140件となっている。

「相談」・「苦情」におけるアクセス方法別では、

総アクセス数の推移

(件)



電話による受付が42,607件（98.8％）、貸金業相談・紛争解決センターや都道府県支部相談窓口への来協による受付が431件（1.0％）、文書等によるものが95件（0.2％）であった。

総アクセス数の年次別推移では、平成21年度において前年対比+6,115件（+14.3％）の増加がみられたものの、平成22年度は前年対比-2,308件（-4.7％）、平成23年度は前年対比-3,482件（-7.5％）と連続してゆるやかな減少傾向となった。

②アクセス者の属性（相談・苦情）

「相談」「苦情」のアクセス者の男女別分類では、「男性」が21,373人（49.6％）、「女性」が21,655人（50.2％）、不明が105人（0.2％）であった。また、アクセス者を「債務を抱えた本人」と「本人以外（配偶者・親族等）」に分類すると、「債務者本人」が34,681人（80.4％）、「親族」が3,822人（8.9％）、「配偶者」が2,061人（4.8％）、友人や会社上司などの「私的第三者」が756人（1.8％）等であった。

2. 相談

①受付件数

「相談」として対応した件数は42,886件であり、月間の平均件数は約3,573件であった。平成22年度との比較では、-3,377件（-7.3％）と減少になっている。

②相談内容

相談内容別では、貸金業者に連絡を取りたいが電話が繋がらない等の「業者の連絡先」が11,920件（27.8％）と最も多く、次いで契約内容に関して確認したい等とする「契約内容」が7,332件（17.1％）、貸付自粛制度に関する相談・問合せの「貸付自粛依頼・撤回」が4,668件（10.9％）、財務局及び知事登録の有無を確認したいとする「登録業者確認」が3,438件（8.0％）、融資先を紹介してほしいといった相談・問合せの「融資関連」が3,174件（7.4％）、多重債務等により返済に支障をきたしたことによる相談の「返済困難」が1,724件（4.0％）、過払金に関する相談の「過払金」が1,638件（3.8％）等であった。

相談内容別推移

（単位：件）

相談内容	22 平 年 成 度	平成23年度												年度計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	構成比	前年対比 増減率
業者の連絡先	8,899	1,027	916	956	964	1,007	925	1,020	1,062	832	923	1,114	1,174	11,920	27.8% 33.9%
契約内容	4,873	397	482	527	549	631	613	659	634	624	661	740	815	7,332	17.1% 50.5%
貸付自粛依頼・撤回	5,030	348	385	423	412	414	407	400	337	289	376	447	430	4,668	10.9% -7.2%
登録業者確認	4,569	308	319	389	307	326	348	260	239	189	260	252	241	3,438	8.0% -24.8%
融資関連	5,380	256	324	280	225	305	312	251	233	161	236	264	327	3,174	7.4% -41.0%
返済困難	3,008	225	191	163	159	135	141	135	122	100	105	122	126	1,724	4.0% -42.7%
過払金	3,428	195	194	221	115	140	113	142	109	87	118	102	102	1,638	3.8% -52.2%
信用情報	2,039	168	151	135	95	139	110	88	95	66	76	122	108	1,353	3.2% -33.6%
ヤミ金融・違法業者 被害なし	1,340	124	121	105	109	119	105	95	78	83	82	74	88	1,183	2.8% -11.7%
身分証明書等の 紛失等	1,061	78	84	72	57	78	67	57	61	64	66	59	71	814	1.9% -23.3%
ヤミ金融・違法業者 被害あり	852	77	69	95	76	83	61	60	48	47	50	66	58	790	1.8% -7.3%
返済義務	753	53	61	50	43	47	51	52	56	40	47	55	48	603	1.4% -19.9%
金利・計算方法	473	33	38	28	20	27	33	29	18	13	13	25	18	295	0.7% -37.6%
帳簿の開示	226	20	24	20	6	13	18	16	7	12	3	14	8	161	0.4% -28.8%
自己破産・調停・ 民事再生手続き	156	2	11	9	2	14	9	4	5	1	7	4	3	71	0.2% -54.5%
ダイレクトメール	80	5	9	4	9	5	5	7	7	4	0	1	6	62	0.1% -22.5%
保証人関係	70	3	5	5	11	1	4	7	6	6	4	3	5	60	0.1% -14.3%
手数料	39	2	2	4	3	7	7	2	3	4	1	3	5	43	0.1% 10.3%
その他	3,987	195	216	346	314	300	277	312	339	274	273	380	331	3,557	8.3% -10.8%
計	46,263	3,516	3,602	3,832	3,476	3,791	3,606	3,596	3,459	2,896	3,301	3,847	3,964	42,886	100.0% -7.3%

(参考1)東日本大震災に関する相談内容

平成23年度において電話相談183件に対応した。月次推移は月を追うごとに減少している。なお、苦情事案は発生していない。相談者の居住地別分類では、宮城県が75件(41.0%)と最も多く、次いで福島県が55件(30.1%)、岩手県及び茨城県が各々19件(10.4%)等であった。なお、震災発生直後の平成23年3月14日から同月31日までに対応した82件を合算すると、平成24年3月末時点における累計の対応数は265件であった。

東日本大震災に関する相談内容別推移

(単位:件)

分類	年度	平成 23 年度												年度計	合計 (22年度+23年度)	
	平成22年度	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月
支払困難		45	58	19	10	11	3	6	3	4	3	4	3	1	125	170
融資希望		9	9	5	6	2	1	1	1	0	0	1	0	0	26	35
支払手続困難		26	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	31
その他		2	3	7	8	2	1	1	1	0	0	1	3	0	27	29
合計		82	75	31	24	15	5	8	5	4	3	6	6	1	183	265

(参考2)「過払金」に関する相談件数推移

過払金関連の相談・問合せ件数は1,638件であり、平成22年度との比較では、-1,790件(-52.2%)であった。その内、株式会社武富士に関する相談・問合せは、267件であり、平成22年度と比較すると-745件(-73.6%)と大幅な減少となっている。

③対応結果

相談者が訴える問題に対して助言や情報提供等による対応を行ったが、その中で最も多いものは、「協会の指導による処理・是正・助言等」が29,532件(68.9%)であった。次いで、「情報提供」が7,060件(16.5%)、「他機関への紹介」が6,153件(14.3%)、等であった。

「他機関への紹介」として案内した相談機関は、個人信用情報の開示等に関する「信用情報機関」が2,224件(36.1%)と最も多く、次いで知事登録業者の監督官庁として案内した「都道府県」が1,024件(16.6%)、法的トラブル解決の総合案内所として機能している「法テラス」が632件(10.3%)、債務整理等を担う機関としての「弁護士会・司法書士会」が507件(8.2%)、ヤミ金被害等に関する相談窓口の「警察」が478件(7.8%)等であった。

④生活再建支援(カウンセリング)

貸金業相談・紛争解決センターでは、多重債務者が抱える問題の抜本的解決に向け、家計改善による生活の立て直し及び買い物癖やギャンブル癖等により債務を抱えた相談者に対しての心理カウンセリングによる再発防止を目的とした支援を行っており、平成23年度において、新規相談者116人(債務者本人:43人、配偶者・親族:73人)に対し530回の来協及び電話による相談(以下「面接等」という。)を実施した。また、平成22年度以前からの継続相談予定者84人のうち、平成23年度においては、63人(債務者本人:23人、配偶者・親族:40人)に対し419回の面接等を実施し、新規相談者と継続相談者を合算した平成23年度における面接等の合計は、179人(債務者本人:66人、配偶者・親族:113人)の949回であった。

なお、949回のなかで来協による面接相談が186回(19.6%)、電話相談が763回(80.4%)である。面接に要した時間合計は914時間、1回の平均面接等時間は約58分であった。

相談者の人数と面接回数

項目		債務者本人	本人以外(配偶者・親族)	合計
新規相談者	相談者数	43人	73人	116人
	面接回数	189回	341回	530回
継続相談者	相談者数	23人	40人	63人
	面接回数	160回	259回	419回
合計	相談者数	66人	113人	179人
	面接回数	349回	600回	949回

<受付体制>

- 相談はすべて無料
- 電話または来所によるカウンセリングを実施（来所については本部のみで対応）
- 電話によるカウンセリングの場合は、相談者の電話料金の負担を考慮し協会から架電することで対処
- 相談者が重度の依存症等の場合は、必要に応じて専門の医療機関等を案内
- 初回相談時間は90分、継続相談時間は60分を設定
- 認定心理士、産業カウンセラー等の有資格者及びトレーニングを受けたスタッフ7名が専任カウンセラーとして対応 ※平成24年3月現在

3. 苦情

① 受付件数

苦情処理の合計は、下表に示すとおり247件であり、月間の平均件数は約21件であった。また、平成22年度（352件）との比較では、－105件（－29.8％）であり、平成21年度（785件）から大幅な減少基調が続いている。247件のうち、電話による申立ては186件（75.3％）、次いで文書によるものが14件（5.7％）、貸金業相談・紛争解決センターや支部相談窓口への来協による申立てが7件（2.8％）、その他が40件（16.2％）であるが、ほとんどが行政窓口や日本クレジットカウンセリング協会等から対応要請があったものである。なお、登録管轄別では、財務局登録業者が169件、都道府県知事登録業者が78件である。

② 苦情内容

苦情内容別では、「帳簿の開示」が54件（21.9％）、「契約内容」が53件（21.5％）、「取立て行為」が46件（18.6％）、「事務処理」が30件（12.1％）、「過払金」、「個人情報」が各々19件（7.7％）であった。なお、「その他」の5件は、『接客や電話対応に納得いかなかった』といったものである。

苦情内容別推移

(単位:件)

苦情内容	22平成 年度	平成23年度												年度計		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	構成比	前年対比 増減率	
帳簿の開示	85	10	3	7	12	7	4	0	2	1	2	5	1	54	21.9%	-36.5%
契約内容	59	7	5	7	4	7	5	3	3	5	3	2	2	53	21.5%	-10.2%
取立て行為	77	5	5	4	1	3	4	5	4	2	4	9	0	46	18.6%	-40.3%
事務処理	20	4	2	4	2	1	2	3	5	4	2	0	1	30	12.1%	50.0%
個人情報	28	2	2	2	3	0	4	1	1	1	0	2	1	19	7.7%	-32.1%
過払金	21	5	0	1	0	0	1	4	3	2	1	1	1	19	7.7%	-9.5%
融資関連	32	0	0	0	0	4	3	1	0	0	0	1	1	10	4.0%	-68.8%
広告・勧誘 (詐称以外)	2	0	0	1	1	0	2	1	0	1	0	0	0	6	2.4%	200.0%
過剰貸付け	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	1.6%	－
年金担保	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%	0.0%
保証契約	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
金利	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
行政当局詐称・ 登録業者詐称	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－
その他	15	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	5	2.0%	-66.7%
合計	352	34	18	27	23	24	25	19	19	19	12	20	7	247	100.0%	-29.8%

③ 処理結果

協会に寄せられた247件に対して事実確認等を行い、中立・公正な対応を行った結果、「協会による処理・是正・助言等」が228件と全体の92.3％を占める。以下、「打ち切り」が7件、「紛争受付課へ移行」が3件、「他機関への紹介」が2件、「取下げ」が1件、「その他」が2件（連絡不能状態の申立人へ文書にて回答したもの、結果連絡中に申立人から一方的に電話を切ったもの）であった。

なお、平成24年3月末現在における継続中の事案は4件である。

4. 紛争

① 手続実施基本契約の締結状況

当協会は、平成22年9月15日、金融庁長官より指定紛争解決機関として指定を受け、同年10月1日に紛争解決業務を開始し1年半が経過した。平成24年2月末現在、金融庁公表ベースの貸金業者における手続実施基本契約の締結状況については、協会員が1,427社、非協会員が942社、合計2,369社が締結済みであり、全登録貸金業者2,371社に対する契約率は99.9%である。なお、残りの貸金業者は廃業予定である。

② 紛争解決手続の受理状況

平成23年度における紛争事案の受理件数（新受件数）は7件であり、平成22年度下半期（平成22年10月1日～平成23年3月31日）の紛争事案未済件数2件を加えると当年度の係属事案は9件である。新受事案の内容別では、「契約内容」が3件、「融資関係」、「過払金」、「帳簿の開示」、「その他（弁済条件）」が各々1件であった。申立ての態様では、7件中4件が苦情からの移行申立てであった。

③ 紛争解決手続の対応状況

係属事案9件のうち、平成23年度において6件が紛争解決手続を終了した。終了事由は、「和解成立」が2件、「取下げ」が2件、「その他」が2件（判決の確定・相手方貸金業者の廃業）であった。

事例1

類型	損害賠償請求	受理日	平成23年4月
申立人	資金需要者	終了日	平成23年9月
相手方	貸金業者	聴聞回数	2回
紛争の概要	申立人は、契約の一方当事者から不動産の購入資金の融資を受ける契約を締結し、当該融資につき相手方と保証委託契約を結んだ。また、申立人は、相手方が指定する建築業者と自社ビルの建築請負契約を結び、相手方がそれを保証すること並びに上記契約の一方当事者が建築代金相当額の融資をすることを相手方が約束するという内容の、申立人、相手方、建築業者による三者間合意を取り交わした。さらに、申立人は、上記不動産に相手方を権利者とする根抵当権を設定した。しかし、上記契約の一方当事者は、建築代金相当額を融資せず、申立人は、相手方が上記不動産の根抵当権を抹消しないことから金融機関の融資も受けられず、自社ビルの請負代金を支払うことができなくなったので、相手方が代位弁済をしたうえで上記合意に基づいて自社ビルの所有権を主張したことから、申立人は、自社ビルにつき賃貸借契約を締結していたテナントからの得べかりし賃料を得ることができなくなり、当事者同士では解決を図ることができなかった。		
紛争解決の状況	【取下げ】 相手方を原告、申立人を被告とする自社ビルの所有権確認訴訟が裁判所に係属しているところ、同訴訟につき、申立人が本件とほぼ同一内容の反訴を提起していることが判明したことから、紛争解決委員は、聴聞期日において、当事者双方から裁判の進捗状況を聴取し、裁判手続の中で和解が試みられていたが和解成立に至らないことを受け、紛争解決手続において和解成立の見込みが薄いことを申し述べ、申立人は取下げをした。		

事例2

類型	過払金返還請求	受理日	平成23年10月
申立人	資金需要者	終了日	平成24年3月
相手方	貸金業者	聴聞回数	4回
紛争の概要	申立人は、相手方に対し、取引履歴に基づいた取引を利息制限法により引き直した計算後の過払金の金額及び法定利率による遅延損害金の満額の支払を請求したが、相手方と折り合わず当事者間での解決が困難となった。		
紛争解決の状況	【和解成立】紛争解決委員が過払金返還額についての和解案を提示して受諾勧告し、当事者双方が受諾した。		

事例3

類型	帳簿の開示	受理日	平成23年11月
申立人	資金需要者	終了日	平成24年2月
相手方	貸金業者	聴聞回数	3回
紛争の概要	申立人は、相手方発行のカードを利用してキャッシングを続けてきたが、ある時、相手方より会員番号の異なる新たなカードが送られてきたため、カードの更新と考えて旧カードを廃棄した上、新カードを使用していたが、その後、相手方から取り寄せた取引履歴に、身に覚えのない取引がいくつか見られた。これは新カードが送られてきたことと関係があり、相手方の職員が申立人名義のカードを偽造して行った不正行為の結果である、と主張して、これらの取引を除外した正しい内容の帳簿の開示、及び、身に覚えのない取引がなかったものとして取引履歴を計算し直すと、申立人の支払い超過となっているとして、その返還を求めた。これに対し、相手方は申立人の主張事実を全面的に争い、当事者同士では解決を図ることができなかった。		
紛争解決の状況	【取下げ】 当事者間の事実関係の認識に大きな隔たりがあり、また申立人が紛争解決委員の求める資料の提出を拒んだため、紛争解決手続による事案の解決が困難となった。結局、申立人が本件申立を取り下げた。		

5. 貸付自粛

各都道府県支部を窓口として、来協による「登録」、「撤回」、「訂正」の受付けを行ったが、平成23年度の受付件数は、「登録」が1,350件、「撤回」が604件、「訂正」が5件であり、合計では1,959件であった。平成22年度との比較では、-138件（-6.6%）であった。

6. ヤミ金被害等における相談状況

平成23年度におけるヤミ金被害関連の相談・問合せは1,973件であり、相談全体（42,886件）の4.6%を占める。そのうち、「保証金をだまし取られた」、「勝手に振り込まれたあげく、脅迫的な取り立てにあっている」など、金銭的な実被害を被っていることによる相談「ヤミ金融・違法業者被害あり」が790件（40.0%）、「登録業者かどうか事前に確認したい」といった実被害を被る前段階での相談「ヤミ金融・違法業者被害なし」が1,183件（60.0%）であった。後者はヤミ金等による被害を水際で回避することができたケースである。年度別比較においては、平成22年度は平成21年度対比-30.9%と大幅な減少となったが、平成23年度と平成22年度との比較では-219件（-10.0%）となっている。

相談対応において、資金需要者等の利益の保護を第一として、振り込め詐欺救済法による振り込み預金口座の取引停止等の対処の可能性について助言するとともに、債務の根本原因を聴きとることで、ヤミ金被害への対処後における生活再建支援を案内している。また、入手したヤミ金関連情報を金融庁・財務局・警察当局へ提供し被害の拡大防止に努めている。

5 監査の実施

1. 業務の概要

当協会の監査は、貸金業務の適正な運営と資金需要者等の信頼を確保することを目的として、協会の法令、法令に基づく行政官庁の処分もしくは定款、業務規程その他の規則の遵守の状況、ならびに協会の営業及び財産の状況またはその帳簿書類その他の物件を、定款に基づき、実地監査及び書類監査を実施している。

2. 協会設立からの監査について

協会設立初年度の平成19年度（平成19年12月～平成20年3月）における監査においては、協会の法令及び貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則の理解が不十分であることを踏まえ、これら法令等の遵守態勢及び内部管理態勢の整備を促す観点から、全協会員を対象とする書類監査を実施した。

平成20年度は、協会の法令・その他諸規則の遵守態勢及びそれらを遵守するための内部管理態勢の整備を促す観点から、コンプライアンスの運用状況、過剰貸付、取立行為等に関する社内規則の整備・運用状況等を重点事項として点検を実施し、更なるコンプライアンスの意識向上を図った。

また、平成20年度からは、全協会員を対象とした書類監査に加え、協会監査員が協会の営業所等に出向いて行う実地監査を実施した。

平成21年度についても引き続き協会の法令・諸規則の遵守状況と内部管理態勢の運用状況を確認する観点から、過剰貸付、取立行為、取引履歴の開示等の社内規則に沿った業務運営が実際に行われているかを重点事項とし、効率的な監査の実現を図った。

また、貸金業法3条施行に伴う対応状況についても重点的に点検を実施した。

平成22年度は、貸金業法の完全施行に伴い、貸金業務の適正な運営を確保する観点から、コンプライアンスの運用状況、完全施行に対応した社内規則と内部管理態勢の整備・運用状況等を重点事項として点検し、法令等遵守の更なる徹底を求めた。

以上のように、協会発足後これまでコンプライアンスの徹底、内部管理態勢の整備を求めてきた結果、書類監査では概ね合格レベルと認められるA、B評価の割合は、平成19年度の初回監査では全体の13%であったものが逐年改善が進み、平成23年度では92%を占めるまでになっている。

また、一般実地監査においても法令違反等を始めとする指摘数は年々減少しているなど、協会における法令等遵守態勢及び内部管理態勢は急速に整備・進展しているものと認められる。

今後の監査については、上記の状況を踏まえ、書類監査におけるC評価以下の協会会員への対応と併せて、それ以外の協会会員に対しては、コンプライアンス及び内部管理態勢の更なる充実を図るため、これまでの実態把握・指摘重視の監査から、改善・指導に重点を置いたものとする。

3. 平成23年度の監査について

① 実地監査

① 実地監査の概要

平成23年度では、改正貸金業法の完全施行に伴い必要となる各種態勢の整備状況等について法令・自主規制基本規則等の内容を踏まえて検証するとともに、協会自身自身の業務運営に関する自己改善努力を最大限に活かしつつこれを補完し、監査結果及び監査員による指導が協会の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような効率的で効果的な監査を機動的に実施した。

②監査の重点事項

①内部管理態勢の運用状況

- ㊦総量規制に対応した社内規則等の整備及び運用状況
- ㊧取立行為に関する社内規則等の整備及び運用状況
- ㊨外部委託に関する社内規則等の整備及び運用状況
- ㊩苦情及び紛争等の対応に関する社内規則等の整備及び運用状況
- ㊪完全施行後の協会の経営実態及び経営者の意見等の情報収集

③監査対象先の選定

実地監査の対象候補の選定にあたっては、以下のことを考慮して選定した。

- ㊦地域の偏りがないように選定（東日本大震災で災害救助法が適用された県は対象外）
- ㊧消費者向貸金業者と事業者向貸金業者を中心にできるだけ多くの業態区分から選定
- ㊨融資残高200億円未満の協会員を中心に選定
- ㊩書類監査の評価が低い協会員、苦情相談を受付けた協会員、法令等違反に係る届出を提出した協会員等から選定

④実地監査の実施状況

実地監査は、協会員数が減少している中で、一般監査の監査先数は増加傾向にある。

実地監査数は、平成21年度～平成22年度では実地監査数を50社程度であったが、平成23年度は75社に増加させている。

これは、平成21年度～平成22年度の書類監査において2年連続でC評価以下の協会員が相当数存在し、これらの協会員に対し早急に実地監査等による指導を行う必要性があると判断したためである。

また、監査実施態勢面においても、協会発足から3年が経過し、監査手法の確立と監査能力の向上等その整備が図られてきたことによるものである。

このほか、実地監査では、協会監査で改善報告を求めた協会員に対するフォローアップ監査などを、特別監査により点検を行っており、平成23年度における特別監査は、フォローアップ監査・機動的監査を合わせて9会員に対して実施した。

監査の実施状況

（単位：会員）

監査の種類	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般監査	29	56	52	75
特別監査	3	8	9	9
うちフォローアップ監査	-	8	7	7
うち機動的監査	3	-	2	2
合計	32	64	61	84

⑤監査結果の概要

1 監査結果の推移

一般監査における指摘事項の総件数は減少傾向にある。

各年度の指摘総件数を実地監査を実施した協会員数で割った一協会員当たりの指摘件数を比較すると、平成20年度の6.3件から平成23年度は0.4件と、大きく減少している。

また、実地監査で指摘事項がなかった協会員の比率は、平成20年度の0%から平成23年度約83%と増加しているなど、協会員のコンプライアンス意識の向上、書類監査の継続実施等により、協会員の内部管理態勢及び法令等遵守態勢の整備が改善されており、監査による実効性があがっていると認められる。

監査結果の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般監査の実施会員数 (A)	29	56	52	75
指摘事項の総件数 (B)	183	171	72	30
1会員当たりの指摘件数 (B/A)	6.3	3.1	1.4	0.4
指摘がなかった会員数 (C)	0	5	26	62
指摘がなかった会員の比率 (C/A)	0%	8.9%	50.0%	82.7%

2 指摘件数

平成23年度実地監査（一般監査）における指摘件数は30件で、平成22年度の72件に比べ大幅に減少している。

指摘件数

(単位: 件)

指摘項目		平成23年度			平成22年度		
		指摘件数	法令等違反	法令等違反のおそれ	指摘件数	法令等違反	法令等違反のおそれ
一般監査	貸金業法	27	13	14	55	28	27
	自主規制関連	3	1	2	13	10	3
	その他法令	0	0	0	4	3	1
一般監査合計		30	14	16	72	41	31
特別監査	貸金業法	18	13	5	16	7	9
	自主規制関連	8	6	2	4	2	2
	その他法令	1	1	0	2	0	2
特別監査合計		27	20	7	22	9	13
総計		57	34	23	94	50	44

(注1) 「法令等違反のおそれ」とは、「法令等違反」とまでは認められないものの、法令等に違反するおそれがあると判断した事項、もしくは記載項目の一部に記入漏れ、様式不備がある等、重大なものとまでは言えない軽微な不備事項である。

(注2) その他法令とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、個人情報保護法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、金融商品取引法等である。

また、全ての指摘事項に対して改善指導を行うとともに、法令等違反の指摘を行った会員に対しては、「法令等違反に係る届出書」の提出を求めた。(監査終了後に廃業した会員は除く)

3 指摘事項の内容

平成23年度における指摘件数総計57件の指摘事項の内容は、書面の交付に関するものが多い。

指摘事項の内容

法令等	指摘の概要	平成23年度		平成22年度	
		法令等違反	法令等違反のおそれ	法令等違反	法令等違反のおそれ
貸金業法	貸金6条			1	
	貸金8条	1			1
	貸金12条の3	1			
	貸金12条の2の2				1
	貸金12条の4	1			
	貸金12条の6			1	
	貸金12条の8	1			
	貸金13条	2		2	
	貸金13条の2	2		2	
	貸金13条の3	1	1		
	貸金13条の4	1			
	貸金15条			2	
	貸金16条				1
	貸金16条の2	7	4	12	2
	貸金17条	2	12	5	19
	貸金18条	3		3	
	貸金19条	1	2	5	11
	貸金21条	1			
	貸金22条			1	
	貸金23条	1			
	貸金41条の35	1		1	
	施行12条				1
貸金業法計		26	19	35	36
自主規制基本規則	定款12条	1		4	
	定款14条	1			
	自主11条	3	2	3	1
	自主19条			2	
	自主22条	1	1	1	3
	自主32条			1	
	自主58条		1		
	自主66条			1	
	定款規則5条	1			
	社内細則5条				1
自主規制基本規則計		7	4	12	5
その他法令	個人18条			1	
	犯収4条			1	
	犯収6条	1			3
	金商29条			1	
その他法令計		1	0	3	3
総計		34	23	50	44

(注) 貸金：貸金業法
 定款：日本貸金業協会定款
 定款規則：日本貸金業協会定款の施行に関する規則
 個人：個人情報の保護に関する法律
 金商：金融商品取引法

施行：貸金業法施行規則
 自主：貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
 社内細則：業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則
 犯収：犯罪による収益の移転防止に関する法律

4 参考（実地監査の日数・規模・業態等の内訳）

監査日数別の会員数

監査日数	一般監査		特別監査	
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
1日間	0 会員	0 会員	1 会員	0 会員
2日間	1 会員	2 会員	0 会員	1 会員
3日間	13 会員	3 会員	3 会員	0 会員
4日間	59 会員	47 会員	4 会員	8 会員
5日間	2 会員	0 会員	0 会員	0 会員
17日間	0 会員	0 会員	1 会員	0 会員
合計	75 会員	52 会員	9 会員	9 会員

資本金別の会員数

資本金	一般監査		特別監査	
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
1億円以上	6 会員	7 会員	0 会員	0 会員
5千万円以上～1億円未満	22 会員	20 会員	1 会員	2 会員
2千万円以上～5千万円未満	23 会員	8 会員	3 会員	2 会員
2千万円未満	17 会員	9 会員	3 会員	3 会員
個人事業者	7 会員	8 会員	2 会員	2 会員
合計	75 会員	52 会員	9 会員	9 会員

融資残高別の会員数

融資残高	一般監査		特別監査	
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
50 億円以上	5 会員	3 会員	0 会員	0 会員
10 億円以上～ 50 億円未満	20 会員	12 会員	3 会員	0 会員
1 億円以上～ 10 億円未満	33 会員	25 会員	2 会員	6 会員
5 千万円以上～ 1 億円未満	12 会員	10 会員	3 会員	1 会員
5 千万円未満	5 会員	2 会員	1 会員	2 会員
合計	75 会員	52 会員	9 会員	9 会員

業態区分別の会員数

事業区分	平成23年度		平成22年度	
	実施会員数	登録会員数	実施会員数	登録会員数
1: 消費者向無担保貸金業者	34 会員	634 会員	24 会員	925 会員
2: 消費者向有担保貸金業者	5 会員	139 会員	4 会員	180 会員
3: 消費者向住宅向貸金業者	1 会員	30 会員	1 会員	38 会員
4: 事業者向貸金業者	18 会員	374 会員	11 会員	464 会員
5: 手形割引業者	2 会員	66 会員	4 会員	74 会員
6: クレジットカード会社	7 会員	157 会員	1 会員	166 会員
7: 信販会社	2 会員	46 会員	1 会員	50 会員
8: 流通・メーカー系会社	2 会員	25 会員	3 会員	29 会員
9: 建設・不動産業者	2 会員	39 会員	2 会員	53 会員
10: 質屋	0 会員	3 会員	0 会員	4 会員
11: リース会社	2 会員	39 会員	1 会員	41 会員
12: 日賦貸金業者	0 会員	8 会員	0 会員	57 会員
合計	75 会員	1,560 会員	52 会員	2,081 会員

貸金業務従事者数別の会員数

貸金業務従事者数	平成23年度		平成22年度	
	一般監査	特別監査	一般監査	特別監査
1 人	5 会員	3 会員	5 会員	1 会員
2 人～3 人	26 会員	2 会員	15 会員	5 会員
4 人～5 人	19 会員	2 会員	12 会員	3 会員
6 人～9 人	6 会員	2 会員	11 会員	0 会員
10 人～19 人	3 会員	0 会員	1 会員	0 会員
20 人以上	16 会員	0 会員	8 会員	0 会員
合計	75 会員	9 会員	52 会員	9 会員

②書類監査

①書類監査の概要

1 目的

平成23年度の書類監査は、「実地監査と書類監査の相互補完による監査効果の最大限の発揮を図り、監査結果が協会の内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような効率的・効果的な監査を実施する」との監査方針に基づき、全協会員を対象に法令等の遵守態勢および内部管理態勢の実施状況について監査した。

2 実施の概要

平成23年度書類監査は、平成23年12月末現在の1,454会員を対象に法令等の遵守態勢及び内部管理態勢の実施状況について、書類監査報告書に回答を求める方法で監査を実施した。

また、書類監査の効率化への取り組みとして、平成23年度より郵送のほかにメール添付方式による「書類監査報告書」の提出も可能とした。

監査の項目は、貸金業務の適切な運営を確保するために必要な経営管理等から過払金支払までの20項目、設問数は全72問とし、提出された書類監査報告書をもとに監査員が各設問を点検し、実施状況を確認した。

評価方法は、全設問数に対する「実施が確認できた設問数」の割合（実施率）により、A～Eの5段階で評価した。

評価方法

評価	実施状況	実施率
A	すべて実施している	100%
B	ほぼ実施している	90%～100%未満
C	実施が不十分である事項が見受けられる	70%～90%未満
D	実施が不十分である事項が多数見受けられる	50%～70%未満
E	実施が不十分であり多岐にわたり不備が見受けられる	50%未満

②監査の実地状況

全協会員を対象に実施している書類監査に対する協会員の協力度合いは年々改善してきており、書類監査未提出協会員数でみると、平成19年度の150会員（未提出割合4.3%）から平成23年度は1会員（同割合0.1%）と、協会員の監査並びにコンプライアンスに対する認識の向上が認められる。

なお、平成23年度より行っているメール添付方式による提出は、268会員で全提出数の19.4%となった。

報告書提出状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
報告書提出会員数	3,299	2,638	2,005	1,515	1,378
（構成割合）	95.7%	95.8%	98.2%	99.7%	99.9%
報告書未提出会員数	150	117	37	5	1
（構成割合）	4.3%	4.2%	1.8%	0.3%	0.1%
合計	3,449	2,755	2,042	1,520	1,379
（構成割合）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）平成23年度書類監査の対象1,454会員のうち75会員は、監査途中に廃業等により協会員ではなくなったため、監査報告書の提出対象は1,379会員となった。

③監査結果の概要

1 監査結果（評価）の推移

書類監査結果を評価の状況でみると、ほぼ合格レベルと認められるA及びB評価の構成割合が平成19年度の13%から平成23年度は92%と大幅な改善が認められる。

一方、改善を要すると認められるC、D及びE評価の構成割合は、平成19年度の83%から平成23年度は8%と大幅に減少してきているが、この8%の協会員に対する改善指導に注力していく必要がある。

監査結果の推移

評価	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	協会員数	構成比 (%)	協会員数	構成比 (%)	協会員数	構成比 (%)	協会員数	構成比 (%)	協会員数	構成比 (%)
A	430	13	341	13	483	24	395	26	672	49
B			1,143	43	1,018	51	831	55	590	43
C	1,071	32	768	29	362	18	197	13	91	6
D	1,682	51	357	14	114	6	78	5	25	2
E			29	1	28	1	14	1	0	0
評価対象外	116	4	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	3,299	100	2,638	100	2,005	100	1,515	100	1,378	100

② 実施率（設問数に対する「実施が確認できた設問数」の割合）

● 平均実施率

全設問に対する平均実施率は、平成 23 年度は 96.8 % と平成 22 年度より 3.3 % 改善している。

平均実施率

	平成 23 年度 (平成 24 年 4 月 25 日現在)	平成 22 年度
設問数	72 問	75 問
平均実施率	96.8 %	93.5 %

● 設問別実施率

平成 23 年度の設問ごとの実施率は、① 経営管理等～⑱ 過払金支払の全項目において平成 22 年度より改善している。

今回、実施率が低い⑤ 本人確認、⑧ 貸金業務取扱主任者、⑨ 禁止行為は、業務の検証不足が目立っている。

設問別実施率

項目	設問	実施率	項目	設問	実施率	項目	設問	実施率
① 経営管理等	3	97.1 %	⑦ 苦情等対応	3	95.8 %	⑬ 書面の交付	7	97.9 %
② 法令等遵守	10	98.7 %	⑧ 貸金主任者	1	92.8 %	⑭ 取立て行為	3	97.2 %
② - (2) 反社会的	2	95.4 %	⑨ 禁止行為	1	93.1 %	⑮ 履歴の開示	3	94.2 %
③ 個人情報	5	98.0 %	⑨ - (2) 利息保証	2	96.1 %	⑯ 債権譲渡等	3	98.6 %
④ 外部委託	3	99.1 %	⑩ 契約の説明	4	96.3 %	⑰ 営業店登録	2	93.5 %
⑤ 本人確認	2	91.8 %	⑪ 過剰貸付け	11	97.7 %	⑱ 過払金支払	1	95.3 %
⑥ 相談助言	3	95.8 %	⑫ 広告の取扱	3	97.4 %	全体	72	96.8 %

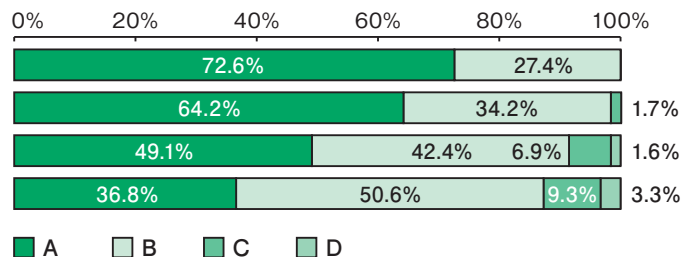
3 評価構成

●資本金別評価構成

A評価の構成比は、規模が大きい協会員ほど高く、個人事業者（資本金0）が低い。

資本金別評価構成

資本金別	会員数	平均実施率
10億円以上	95	99.5%
1億～10億未満	120	96.9%
1億未満	799	96.7%
0(個人)	364	95.2%

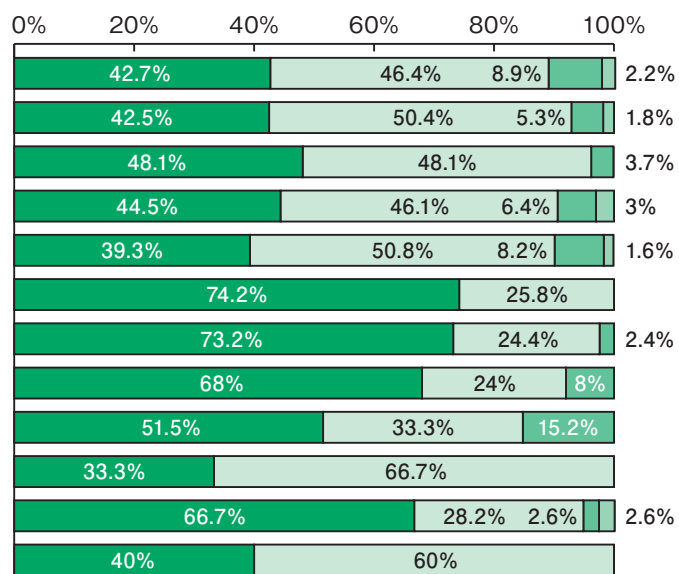


●業態区分別評価構成

A評価の構成比は規模の大きい法人（クレジット・信販会社等）では、7割を超しているが、協会員数の多い消費者向無担保・有担保貸金業者は4割強となっている。

業態区分別評価構成

業態別	会員数	平均実施率
消費者向無担保貸金業者	550	96.0%
消費者向有担保貸金業者	113	96.7%
消費者向住宅向貸金業者	27	97.8%
事業者向貸金業者	330	96.2%
手形割引業者	61	96.1%
クレジットカード会社	151	99.4%
信販会社	41	98.5%
流通・メーカー系会社	25	98.5%
建設・不動産業者	33	96.4%
質屋	3	97.5%
リース会社	39	98.2%
日賦貸金業者	5	97.7%

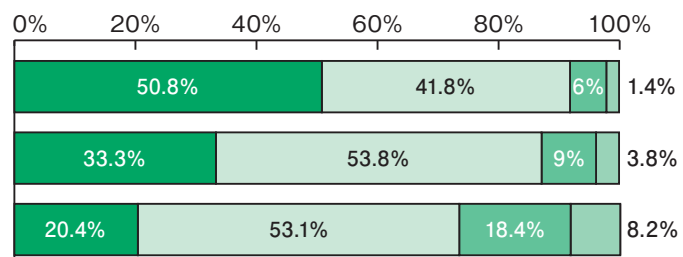


●協会加入年数別評価構成

協会加入年数が長い程（書類監査を受けた回数が多い）、A評価が多くなる。

協会加入年数別評価構成

加入年数	会員数	平均実施率
加入2年以上 (書類監査3回目以上)	1251	97.0%
加入1年以上 (書類監査2回目)	78	94.7%
加入1年未満 (書類監査1回目)	49	91.5%

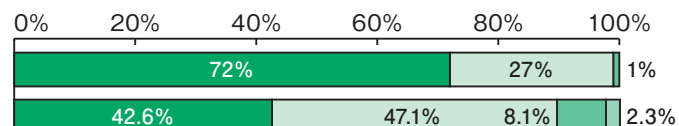


●登録先別評価構成

財務局登録の協会員は、ほとんどが、概ね実施が良好と思われるAまたはB評価である。（99.0%）

登録先別評価構成

登録先別	会員数	平均実施率
財務局	289	99.3%
都道府県	1089	96.0%



4 平成22年度書類監査結果との関係

2年連続 A または B 評価の協会員数は、1,042 会員（75.6 %）となった。（平成22年度の2年連続 A または B 評価の協会員数は、1,000 会員 66.6 %）

2年連続 C 評価以下の協会員数は、56 会員（4.1 %）となった。（平成22年度の2年連続 C 評価以下の協会員数は、122 会員 8.1 %）

平成22年度書類監査結果との関係

（単位：会員）

		平成22年度書類監査評価					平成23年度 初回 （新規加入）	合計
		A	B	C	D	E		
平成23年度書類監査評価	A	2年連続 A または B 1,042 会員 (75.6 %)		(平成23年度に A または B になった会員) 184 会員			10	672
	B						26	590
	C	(平成22年度 A・B から 平成23年度 C・D・E に なった会員) 47 会員		2年連続 C・D または E 56 会員 (4.1 %)			9	91
	D						4	25
	E						0	0
小計		1,089		240			49	1,378

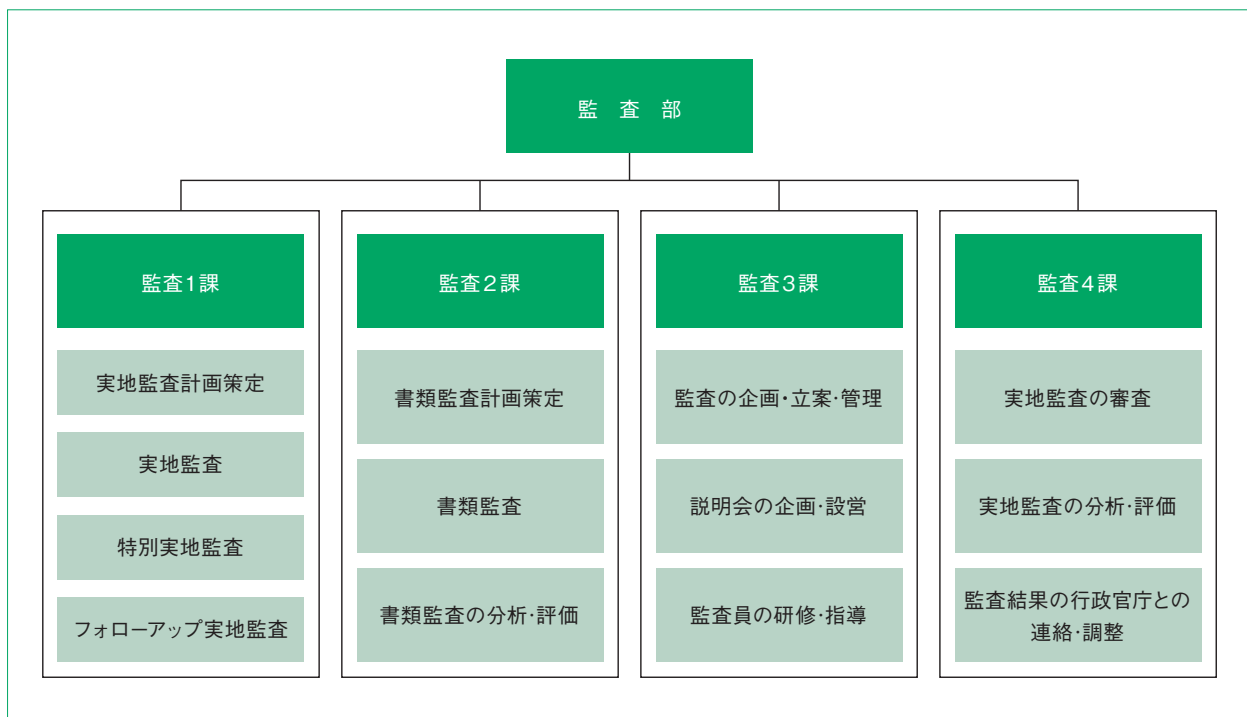
3 行政等との連携

監査を通じて行政当局及び消費者団体等関係機関とは、監査結果及びその改善状況等について意見・情報交換を行うなど、一層の連携強化を図った。

なお、行政との連携の一環としては、金融庁の「平成23年度検査基本方針」について、協会主催により平成23年10月に、東京及び大阪で金融庁担当官を講師として、協会員の役職員を対象に説明会を開催した。

4. 監査体制等

監査部の運営体制（平成23年度）



6 広報・啓発活動

1. 業務の概要

貸金業界全体の社会的評価、信認の更なる向上、資金需要者等の利益の保護に資するため広報活動や金融知識の普及・啓発活動を行った。

① 広報活動

毎月発刊する「JFSA NEWS」、年2回発刊する「特集JFSA」および協会ホームページ等を通じて、協会の活動全般についてのディスクローズを積極的に行った。

② 啓発活動

多重債務の未然防止等の観点から、一般消費者、高等学校・大学等の教育現場、消費生活センター等の各種団体を対象に、金銭・利息・貸金業や金融全般に関する基礎知識の普及・啓発活動を実施。さらに、ヤミ金融に代表される違法行為への注意喚起や、困ったときのための苦情相談窓口の認知促進等にも努めた。

2. 活動実績

活動概要

	活動名	実施時期	概要
広報活動	広報誌による取り組み	毎月および半期毎	協会員に対し月刊誌「JFSA NEWS」および機関誌「特集JFSA」を発行し、業務の適正化に資する情報、業界関連情報等を発信する。
	協会ホームページによる広報	随時	協会ホームページ内の「一般の皆さまへ」、「悪質業者検索」、「貸金業法について」等のコンテンツを掲載した。
	渉外活動による取り組み	随時	プレスリリースの積極的な配信等により行政機関・関係諸団体・マスコミ等に対し、各種情報提供を実施。
消費者啓発活動	消費者啓発用冊子の配布	平成24年1月～同年3月	ローンやキャッシングの基礎知識をまとめたガイドブック（※ローン・キャッシングQ&A BOOK）を制作・配布（成人式用142,028部、消費生活センター他66,669部）。※（公財）消費者教育支援センター主催による教材表彰で「消費者教育教材資料表彰（第8回）優秀賞」を受賞。
	金銭教育教材の作成	平成23年4月	社会で自立した消費者となるための金融知識を学校等の教育現場において活用できるよう金銭教育教材（※プレゼンテーション教材「暮らしとローン、クレジット」）を作成。※（公財）消費者教育支援センター主催による教材表彰で「消費者教育教材資料表彰（第8回）優秀賞」を受賞。
	出前講座等による取り組み ※詳細は次ページ参照	随時	高等学校や大学等の教育現場や消費生活センター等各種団体主催のセミナー等に、当協会担当者が実際に出向き、金融に係る基礎知識・トラブル・悪質商法などをテーマとした講演を実施。

出前講座等の実施状況

			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
回数			12回	44回	54回	60回	170回
参加人数			567名	1,212名	2,395名	2,198名	6,372名
内訳	相談員向け	回数	1回	14回	25回	35回	75回
		参加人数	30名	284名	522名	1,339名	2,175名
	消費者向け等	回数	11回	30回	29回	25回	95回
		参加人数	537名	928名	1,873名	859名	4,197名

7 調査研究活動

1. 業務の概要

貸金業界が国民経済に果たす役割を踏まえ、中立公正な立場で貸金業界の現状と動向等について、適時調査・研究を行うとともに、建議要望した。

2. 活動実績

① 調査研究活動

調査研究活動の概要

実施項目	公表日および提出日	概要
月次実態調査	平成20年7月1日～ (以後毎月公表)	貸金市場の現状と動向を把握することを目的に協会員各社の協力を得て、残高規模動向等を月次で調査。結果は毎月協会ホームページ等で公表。 ※本年年次報告書第3編第2章参照(109頁)
資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査	平成23年4月	改正貸金業法完全施行の影響および資金需要者の現状と動向を把握することを目的に実施。調査レポートを協会ホームページ等で公表。
JFSA白書 (平成22年度版)の発刊	平成23年6月	貸金業界の動向及び経年変化を把握するための資料として発刊。当協会の自主規制活動に関する統計数値や各種アンケート調査結果および金融庁の統計資料を始めとする公知情報等を記載。
貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査	平成24年2月	貸金業が担う資金供給機能等を検証することを目的に「貸金業者」および「資金需要者」を対象に、アンケート調査(「貸金業者の経営実態等に関する調査」および「資金需要者の現状と動向に関する調査」)を実施。調査レポートを協会ホームページ等で公表。 ※本年年次報告書第1編付録参照(64頁)
その他の調査	—	その他、協会運営や業界の健全な発展、資金需要者等の利益保護に資することを目的として各種調査を実施。

② 税制改正要望

貸金業に関する税制の問題を調査研究し、下記内容を行政機関に要望した。

調査研究活動の概要

提出日	提出先	内容
平成23年7月	金融庁	1. 貸金業界の適切な資金供給機能確保のために (1) 過払利息返還に係る法人税の繰戻還付 (2) 破産債権の取扱いの見直し (3) 「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」の貸金業者の個人向け貸付金への適用
平成23年9月	民主党	(4) 欠損金の繰越期間及び繰戻還付期間の延長 2. 経済の活性化と課税の適正化のために
平成23年11月	自由民主党	(1) 印紙税制度の見直しによる負担軽減 (2) 外形標準課税制度の見直し (3) 貸金業者のリフォームローンへの税制措置の適用拡充 (4) 地方税納税等の事務の簡素化

8 貸金業務取扱主任者資格試験・登録・講習

1. 業務の概要

当協会は、貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う指定試験機関として、平成21年6月18日に内閣総理大臣の指定を受け、平成23年度においては、第6回目となる資格試験を実施した。また、金融庁長官から主任者登録事務の委任を受け、主任者の登録及び変更等に関する事務を行っている。更に、平成22年9月30日に金融庁長官から登録講習機関の登録を受け、平成22年度から貸金業務取扱主任者講習を実施している。

2. 資格試験の実施

平成23年度貸金業務取扱主任者資格試験は、平成23年11月20日（日）、全国17試験地（札幌、仙台、千葉、東京、埼玉、横浜、高崎、名古屋、金沢、大阪、京都、神戸、広島、高松、福岡、熊本、沖縄）の26会場において実施した。

① 平成23年度試験の試験科目及び出題範囲

出題範囲として以下に記載されている関係法令は、当該法律の施行令、施行規則を含み、出題に係る法令等については、平成23年4月1日において施行されている法令等とした。

法及び関係法令に関すること

関係法令	分野・内容
①貸金業法 ②同施行令 ③同施行規則	全般とする。
④出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	
⑤利息制限法	
⑥貸金業者向けの総合的な監督指針	
⑦事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係13指定信用情報機関関係）（金融庁）	
⑧貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則 ⑨紛争解決等業務に関する規則 ⑩同細則 ⑪貸付自粛対応に関する規則（日本貸金業協会）	

(注) 貸金業法、同施行令及び同施行規則、利息制限法並びに貸金業者向けの総合的な監督指針（金融庁）等の上記関係法令に関連して「債権管理回収業に関する特別措置法」（サービサー法）、「弁護士法」及び「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（e-文書法）を、貸金業の業務に必要な範囲に限定し出題することがある。

貸付け及び貸付けに付随する取引に関する法令及び実務に関すること

法分野	関係法令		分野・内容
	中心法令	関連法令	
民事法（民法・商法を中心とするその他の関連法令）	①民法		第一編総則～第三編を中心に第四、五編も含む。
	②商法		第一編総則、第二編第一章総則とする。
	③会社法		組織形態、代表権、法人格に関する事項とする。
	④保険法		全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
	⑤手形法・小切手法		全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
		⑥電子記録債権法	全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
		⑦動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	
		⑧電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律	
		⑨不正競争防止法	
民事手続法（民事訴訟法、民事執行法及び民事保全法を中心とするその他の関連法令）	①民事訴訟法		全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
	②民事執行法		
	③民事保全法		
		④裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	
		⑤民事調停法	
倒産法（破産法、民事再生法を中心とするその他の関連法令）	①破産法		全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
	②民事再生法		
		③会社更生法	
		④特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律	
		⑤会社法	
刑事法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律を中心とするその他の関連法令）	①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律		第一章総則、第二章暴力的要求行為の規制等とする。
	②犯罪による収益の移転防止に関する法律		全般とする。（但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
		③刑法	第一編第七章犯罪の不成立及び刑の減免、同第八章未遂罪、同第十一章共犯、第二編第十七章文書偽造の罪、同第十八章の二支払用カード電磁的記録に関する罪、同第二十章偽証の罪、同第三十五章信用及び業務に対する罪、同第三十七章詐欺及び恐喝の罪、同第三十八章横領の罪とする。

【中心法令と関連法令の定義】

「中心法令」とは、貸金業に係る法令のうち、貸金業務取扱主任者がその業務を行う際に必要となる規制等を含む法令であり、出題の中心となるものである。「関連法令」は貸金業の業務に必要な範囲に限定し、中心法令に関連して出題を行う。

資金需要者等の保護に関すること

法分野	関係法令	分野・内容
個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律を中心とするその他の関連法令等）	①個人情報の保護に関する法律	全般とする。 （但し、貸金業の業務に必要なものとする。）
	②金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（金融庁）	
消費者保護法	①消費者契約法	
経済法（不当景品類及び不当表示防止法を中心とするその他の関連法令等）	①不当景品類及び不当表示防止法	
	②「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準（消費者庁）	
貸金業法その他関係法令	①貸金業法、同施行令、同施行規則 ②貸金業者向けの総合的な監督指針（金融庁） ③事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係13指定信用情報機関関係）（金融庁） ④貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則、紛争解決等業務に関する規則、同細則、貸付自粛対応に関する規則（日本貸金業協会） のうち、資金需要者等の利益の保護に関する部分	全般とする。

財務及び会計に関すること

分野・内容	
家計診断	①家計収支の考え方（収支項目・可処分所得・貯蓄と負債）
	②個人の所得と関係書類（申告所得・源泉徴収票等の関係書類）
財務会計	③企業会計の考え方（企業会計原則）
	④財務諸表（損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書・その他）

（注）家計診断及び財務会計には、当分野に関係する法令等（税法、年金関係法その他）が含まれるが、出題は貸金業の業務に必要な範囲とする。

②平成23年度試験の科目別設問形式別出題数

科目別出題数

設問形式	法及び関係法令		貸付けの実務		資金需要者保護		財務・会計		全体		
	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	計
4択	5	10	8	6	0	2	1	1	14	19	33
個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
組合せ	8	0	1	0	2	0	1	0	12	0	12
全体	17	10	9	6	3	2	2	1	31	19	50

（注）各科目共、「適切」な問題の後に「適切でない」問題を出題している。試験問題及び正答は、協会ホームページで公表。

③試験の実施結果

試験実施結果（公表日平成24年1月12日）

受験申込者数	12,300人
受験者数	10,966人
受験率	89.2%
合格者数	2,393人
合格率	21.8%
合格基準点	50問中27問正解

試験結果の推移

	第1回試験	第2回試験	第3回試験	第4回試験	第5回試験	第6回試験
試験日	21年8月30日	21年11月22日	21年12月20日	22年2月28日	22年11月21日	23年11月20日
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300
（新規受験）	46,306	9,924	9,468	5,223	10,638	7,581
（再受験）	—	7,856	6,786	4,685	2,909	4,719
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966
受験率	96.6%	93.4%	74.5%	89.5%	89.2%	89.2%
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393
合格率	70.1%	65.2%	65.4%	61.7%	32.9%	21.8%
合格基準点	30	30	33	31	30	27

④合格者の概要

年齢別構成

	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上
構成比	17.7%	33.4%	29.5%	17.7%	1.7%
合格率	17.4%	22.4%	22.7%	25.3%	23.0%

男女別構成

	男性	女性
構成比	77.3%	22.7%
合格率	24.1%	16.6%

※平均年齢 39.9歳

試験地別構成

構成比	札幌	仙台	千葉	東京	埼玉	横浜	高崎	名古屋	金沢
	1.5%	3.4%	5.4%	41.0%	6.7%	9.1%	1.2%	5.3%	1.2%

構成比	大阪	京都	神戸	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
	10.4%	2.1%	2.1%	2.1%	1.5%	4.8%	1.2%	0.8%

（注1）小数第2位を四捨五入のため、構成比の合計は100.0%にならないことがある。

⑤受験申込者アンケートによる職種分類別受験者数の推移

職種分類別受験者数の推移

	第1回試験		第2回試験		第3回試験		第4回試験		第5回試験		第6回試験	
職種分類	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
貸金業	26,192	58.6%	9,115	54.9%	4,772	39.4%	3,997	45.1%	4,625	38.3%	4,080	37.2%
金融機関	5,957	13.3%	2,543	15.3%	2,003	16.6%	1,476	16.6%	2,684	22.2%	2,718	24.8%
サービス業	1,122	2.5%	431	2.6%	479	4.0%	441	5.0%	624	5.2%	568	5.2%
その他の職種	7,308	16.3%	2,910	17.5%	3,564	29.5%	2,234	25.2%	2,967	24.6%	2,447	22.3%
学生その他	875	2.0%	385	2.3%	680	5.6%	288	3.2%	390	3.2%	258	2.4%
無回答・不明	3,254	7.3%	1,213	7.3%	603	5.0%	431	4.9%	791	6.5%	895	8.2%
全 体	44,708	—	16,597	—	12,101	—	8,867	—	12,081	—	10,966	—

（注）上記の人数は、受験申込書アンケート欄の申込者自身の申告を集計したものである。

⑥都道府県別合格者数の推移と登録済主任者数（居住地別）

都道府県名	第1回試験	第2回試験	第3回試験	第4回試験	第5回試験	第6回試験	合計	3月末 主任者数
北海道	994	345	202	164	98	38	1,841	1,284
青森県	176	55	34	22	11	9	307	223
岩手県	165	43	27	25	17	9	286	209
秋田県	101	49	16	11	13	7	197	159
山形県	120	37	18	13	10	5	203	138
宮城県	479	221	139	106	49	40	1,034	742
福島県	152	54	53	36	15	14	324	223
新潟県	180	75	63	35	21	20	394	287
栃木県	214	85	50	31	19	12	411	222
群馬県	176	69	47	31	12	13	348	240
茨城県	253	82	89	55	29	19	527	344
千葉県	2,622	846	635	430	331	210	5,074	3,344
埼玉県	2,850	926	652	506	389	208	5,531	3,783
東京都	6,863	2,245	1,862	1,303	1,102	706	14,081	8,580
神奈川県	3,216	1,063	766	498	496	275	6,314	4,164
長野県	162	66	48	34	25	23	358	225
山梨県	72	22	22	14	16	7	153	89
静岡県	420	146	84	80	54	37	821	526
富山県	121	30	22	11	17	16	217	154
石川県	121	50	30	29	22	13	265	189
福井県	96	33	27	11	8	1	176	116
岐阜県	173	62	52	29	31	15	362	258
愛知県	1,472	500	359	251	157	83	2,822	1,830
三重県	224	75	49	35	27	16	426	269
滋賀県	314	61	52	33	22	13	495	284
京都府	826	227	168	95	60	35	1,411	726
奈良県	319	123	92	70	34	17	655	466
和歌山県	93	33	31	18	9	1	185	119
大阪府	2,736	1,062	741	481	324	197	5,541	3,335
兵庫県	1,256	453	312	216	163	77	2,477	1,553
岡山県	307	109	81	48	35	18	598	450
鳥取県	81	47	31	6	3	1	169	102
広島県	505	178	122	99	64	35	1,003	678
島根県	64	25	30	7	5	4	135	81
山口県	151	47	54	30	17	19	318	220
香川県	162	55	34	19	12	11	293	191
徳島県	77	30	15	7	9	7	145	86
高知県	105	38	15	12	5	4	179	128
愛媛県	217	53	51	13	7	5	346	222
福岡県	1,589	633	435	329	150	75	3,211	2,325
大分県	128	52	38	13	9	11	251	184
宮崎県	126	37	27	10	13	7	220	159
佐賀県	87	17	12	22	5	6	149	119
長崎県	136	46	48	26	13	9	278	207
熊本県	222	103	57	42	17	14	455	331
鹿児島県	161	85	42	44	20	12	364	278
沖縄県	256	125	85	74	14	19	573	377
全国計	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	61,923	40,219

3. 主任者登録事務の実施

平成23年4月1日から平成24年3月31日までに取扱った主任者の登録及び変更等に関する件数は次のとおり。

主任者の登録及び変更等に関する件数

申請書の受付件数	2,082件
登録審査結果の受入れ件数	2,506件
登録完了通知の発送件数	2,113件
登録の変更・取消し・抹消件数	4,509件

平成24年3月31日現在の登録済主任者数 40,219名

4. 貸金業務取扱主任者講習の実施

平成23年度においては、新たに貸金業務取扱主任者となろうとする方を対象として、2回（東京、大阪）の主任者講習を実施した。

① 貸金業務取扱主任者講習の実施状況

貸金業務取扱主任者講習の実施結果

講習会場	大阪	東京	年度計
講習日	平成23年9月1日（木）	平成23年12月1日（木）	—
受講申込者数	130名	315名	445名
受講者数	126名	306名	432名
受講率	96.9%	97.1%	97.1%
修了者数	125名	306名	431名

② 講習科目と時間割

主任者講習は、金融庁事務ガイドラインに準拠して、「貸金業に関する法令に関する科目」3時間20分、「実務に関する科目」2時間40分の計6時間の講義となっている。また、第3時限と第5時限の講義においては、理解度テストと質疑応答の時間を設けている。修了基準に達した受講者には、当日、修了証明書を交付している。平成23年度の主任者講習のカリキュラムは次のとおり。

講習科目と時間割

時限	時間	講習科目	主な内容
	9:00～		受付開始
【10分】	9:30～9:40		受講説明
1時限 【70分】	9:40～10:50	貸金業に関する法令に関する科目 その1	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【10分】	10:50～11:00		休憩
2時限 【50分】	11:00～11:50	貸金業に関する法令に関する科目 その2	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【60分】	11:50～12:50		昼食休憩
3時限 【80分】	12:50～14:10	貸金業に関する法令に関する科目 その3	■民法、商法その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に関する規定に関する直近の改正内容の解説 ■資金需要者等の保護に関する解説 ■財務及び会計に関する解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答
【20分】	14:10～14:30		休憩
4時限 【80分】	14:30～15:50	実務に関する科目 その1	■貸付けに関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【20分】	15:50～16:10		休憩
5時限 【80分】	16:10～17:30	実務に関する科目 その2	■債権管理に関する実務動向の解説 ■債権回収に関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答
【20分】	17:30～17:50		修了証明書の交付等

③平成24年度主任者講習の準備

平成24年度の主任者講習は、導入初年度である平成21年度（第1回～第4回）の資格試験に合格し主任者登録を受けられた方が、初めて主任者登録の更新を迎えることとなるため、大量の受講者（更新対象者数36,000名）が想定される。また、主任者登録の更新手続きは法令で定められた期間内に行う必要があることから、貸金業者及び登録更新の対象者本人に対し予めその内容について周知徹底すること等、平成24年度の主任者講習の実施に向けた準備を行った。

講習準備のために実施した主な施策

1	団体用講習受講申込システムの開発
2	全国主要都市における講習会場の確保及び講習開催計画の事前公表
3	講習講師の選任及び講習教材の改定
4	貸金業者及び更新対象者個人への登録更新の事務手続き等の周知 ①協会広報誌、業界紙への関連記事の掲載（平成23年11月～平成24年1月） ②登録済主任者数の多い貸金業者向け説明会（東京、大阪）の開催（平成23年12月） ③説明会不参加業者（2,117業者）への通知文書の発送（平成23年12月） ④登録更新対象者個人への案内文書の発送（平成24年1月～同年2月）
5	受講申込の受付及び追加開催の公表 ①講習開催時期に応じた受講申込の受付開始（平成24年1月～同年3月） ②受講申込状況を踏まえた追加開催の決定及び公表（平成24年2月）

9 行政協力事務

貸金業の登録申請・更新・変更等の申請書類受付事務を財務局や各都道府県から委託を受け、業務処理を実施している。

行政協力事務別の受付件数

対応している主な行政協力事務	受付件数(※)
新規登録申請、登録更新申請の受付事務	669件
登録換え、所管変更届出の受付事務	12件
変更届出の受付事務	4,312件
廃業等届出の受付事務	158件
貸金業を開始または、休止したときに要する届出書類等の各種届出の受付事務	162件
事業報告書の受付事務	1,908件
業務報告書の受付事務	1,881件
残貸付債権の状況等に係る報告書の受付事務	170件
債権譲渡に関する届出の受付事務	507件
第三者への業務委託等の届出の受付事務	168件
協会加入・脱退の届出の受付事務	76件
合 計	10,023件

(※)平成23年度(平成23年4月～平成24年3月)の受付件数。

10 東日本大震災対応

1. 被災した協会員への対応

- ①金融庁と連携しながら協会員の詳細な被災状況等の把握を行った。
- ②行政協力事務に関する被災時対応の周知等(提出期間の延長等)を行った。
- ③被災者支援の一環として、被災地域対象協会員88協会員に対しお見舞金を贈呈するとともに、被災状況を鑑み6協会員に対し会費免除を実施した。

2. その他協会員への対応

被災者からの債務の支払条件変更等の申出に対する丁寧な対応要請を平成23年3月24日に、全協会員に対し通知し同時に協会ホームページに掲載して周知を図った。

被災者からの借入申込みや債務の支払条件変更等の申出及び被災者に対する請求等の回収業務にあたってはきめ細かい丁寧な対応要請を平成23年10月18日に、協会員、金融ADR基本契約締結貸金業者に対し通知しあわせて協会ホームページに掲載して周知を図った。

「東日本大震災」による資金需要者等の影響を考慮した貸金業法の規定運用の配慮を求めた要望書を平成23年4月14日に金融庁長官へ提出した。これを受け公布・施行された「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について金融庁との連携による協会員の実態調査等の対応により、同内閣府令の時限措置の延長(平成24年3月31日まで)を含め、協会員及び貸金業者への周知を図った。

3. 被災した資金需要者の対応

債務の支払いに関する相談の案内を平成23年3月24日に協会ホームページ及び被災地の地方紙10紙に掲載し、「東日本大震災」に伴う相談・苦情窓口開設について告知を行い、適切な対応を図った。

4. 義援金の募集対応

協会役職員、協会員を対象とし、平成23年3月28日～同年4月28日の期間中に、義援金の募集を実施した。

① 義援金募集結果

①協会役職員 140件 1,368,326円、協会員 211件 10,275,318円
合計351件 11,643,644円

②協会からの寄付 10,000,000円

② 義援金の使途

①被災協会員へのお見舞金 4,400,000円を贈呈

②日本赤十字社を通じ義援金 17,243,644円を寄付

11 各種意見・要望

1. 税制改正要望

金融庁の意見募集に応じ、平成23年7月、次の事項について、金融庁に要望した。

① 貸金業界の適切な資金供給機能を確保するために

貸金業者は、利用者が安心して借りることのできる貸金市場を作るため努力しているところであるが、貸金業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえ、貸金業界に求められる、預金取扱金融機関にはできない少額、無担保、短期、緊急という資金を庶民や零細事業者に供給する金融機関としての機能を確保するためには、実情に配慮した税制面の整備を進めることが重要になってくる。

なかでも、貸金業界に特有の過払利息返還請求に対する税制措置は、貸金業者の資金供給能力と過払利息返還余力の改善につながるものである。また、貸倒れに係る税制と会計のあり方についても、実態を踏まえて一層の整理を行う必要があると考える。

① 過払利息返還に係る法人税の繰戻還付

貸金業者は、昭和58年施行の貸金業の規制等に関する法律を遵守して営業を行い、利息については、同法43条の規定に基づき、益金としてそれぞれ受取年度において収益計上し、各年度の決算に基づき納税を行ってきた。しかしながら、平成18年1月の最高裁判所の判決以降、過去に収益として計上した利息に対する過払利息返還が急増している。ついては、過払利息返還に係る損失分について、民法上の時効である10年を限度として課税された過年度の法人税額を還付していただきたい。

理由

貸金業者が受け取る利息については、昭和58年施行の貸金業の規制等に関する法律43条の規定に基づき弁済を受けてきたところであるが、平成18年1月の利息返還請求を巡る最高裁

判所の判決により、それ以降、利息制限法の上限金利を超える金利に係る利息返還請求（不当利得返還請求事件）が増加した。

また、平成21年1月には同じく最高裁判所で、リボルビング方式による貸付けの消滅時効の成立については取引が終了してから10年という判決が出され、過去10年を超えた過払利息の返還も求められる現状にある。

これら返還した損失分については、過去それぞれの受取年度において益金として計上し納税を行っている。従って、返還に係る損失分（※元本毀損額を含む）に相当する納税額については、過年度の各事業年度に繰り戻して還付していただくことが妥当であると考ええる。

還付額の計算にあたっては、返還した損失分について、当該返還に係る事業年度に損金算入せず、民法上の時効である10年を限度として各受取に係る過年度の各事業年度に順次繰り戻し、当該損金額に対して課税された過年度の法人税額を還付（欠損繰戻還付制度の変更）する方法が妥当であると考ええる。

なお、利息制限法超過利息の返還を求められる際に、過払となった時から各過払額に対する年5分の割合による民法704条所定の利息を付してその返還を求められる場合もあるが、その利息は、返還年度の特別損失として当該返還に係る年度に損金として計上すべきものと認識をしているところである。

効果

貸金業界には、預金取扱金融機関にはできない少額、無担保、短期、緊急という資金を庶民や零細事業者に供給する金融機関としての機能を果たすことが求められている。

協会員に対する調査に基づく平成21年度の利息返還金及び元本毀損額の合計は1兆1千億円であり、これに対して税率30%として計算すると還付金額は約3,300億円となる。これは平成22年3月末の消費者向け無担保貸付け残高（9兆円）の3.6%余りにもなるため、貸金業者の資金供給能力と過払利息返還余力の改善につながる。

※「元本毀損額」とは、債務者からの利息の返還請求に伴い、利息制限法で引き直した返還分の利息を残元本に充当した結果、棄却・減耗した元本額をいう。

② 破産債権の取扱いの見直し

債務者が破産手続開始の申立てを行った場合、実際にはその大部分を回収できないことが多いにもかかわらず、税務上の形式基準として認められている貸倒引当金の繰入限度額は債権金額の50%までとなっており、早期に損金算入することが困難な状況になっている。このような会計実務と税務上の差異を解消して手続きの整合性を取るため、貸倒引当金の繰入限度額を100%に引き上げていただきたい。

理由

貸金業者の個人向け貸付けにおいては、債務者が破産手続開始の申立てを行った場合、破産債権となった当該債務者に対する債権については、その大部分を回収できないことが多いにもかかわらず、税務上、いわゆる形式基準として認められている貸倒引当金の繰入限度額は債権金額の50%までとなっている。従って、これを超える部分を貸倒引当金の繰入れとして損金算入しようとする場合は、繰入れに際して厳格な要件を求めたいわゆる実質基準を充足していることを事実上立証しなければならないため、実務上は、その債権金額の50%を超える部分については早期に損金算入することが困難な状況になっている。

については、債務者が破産手続開始の申立てを行った場合については、上記の形式基準による個別貸倒引当金繰入限度額を債権金額の50%から100%に引き上げていただきたい。

効果

破産債権の処理の効率化が図られることにより、債権管理の健全化に資するとともに、破産における事務処理の効率化が期待できる。

③「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」の貸金業者の個人向け貸付金への適用

「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」については売掛債権にのみ認められているが、貸金業者の個人向け貸付けによる金銭債権は、売掛債権と同様債権保全の脆弱性が高い。については、当該制度の形式基準を貸金業者の個人向け貸付けに対しても認めていただきたい。

理由

現在、貸倒損失を税務上損金算入できるのは3種類の要件とされているが、このうち「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」の場合は、売掛債権のみ認められている。これは、売掛金は貸付金に対して債権の保全性が脆弱なためということが主な理由であると言われている。

貸金業界は、預金取扱金融機関にはできない少額、無担保、短期、緊急という資金を庶民や零細事業者に供給する金融機関としての機能を果たしていることから、貸付金の脆弱性は売掛金との類似性が高い。

特に個人に対する貸付けの場合、病気、失業など不慮の事態で資産状況、支払能力等が突然悪化することが考えられる。そのようなことが判明した場合、その後の取引を停止し、債権保全措置を取ることとなる。しかし、貸金業者が債務者に対して、税法が求める十分な債権保全の手段を尽くすことは、過度な取立てと誤解される恐れもある。

このようなことから、貸金業者の個人向け貸付けを見た場合、債権保全の脆弱性について売掛債権の場合と同様のことが考えられるため、貸金業者の個人向け貸付金については、「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」の形式基準を認めることが妥当であると考ええる。

効果

個人向け貸付金の貸倒れの認定を形式基準化することにより、事実上貸倒れとなっている債権について適切な損金処理ができるとともに、支払能力が悪化した債務者の債務の免除を行いやすくすることにつながり、債務者である消費者の再生に寄与することができるものとする。

④ 欠損金の繰越期間及び繰戻還付期間の延長

現行制度の繰越控除の期間については7年、また繰戻還付の期間も1年と短く、経営体力回復のためには不十分と考えられる。企業経営の長期安定化に資するためには、繰越期間については10年に延長し、また、繰戻期間についても2年に延長していただきたい。

理由

青色申告を提出する法人の欠損金については、翌期以降の事業年度に繰延べる繰越控除制度があるほか、既に納税した法人税を還付請求できる繰戻還付制度がある。しかし、繰越控除の期間については7年と、欧米各国の実態、一例を挙げれば米国の20年に比べて短く、また繰戻還付の期間も1年と短く、経営体力回復のためには不十分と考えられる。

これら税務上の欠損金に係る制度は、企業の事業年度ごとの課税負担を平準化し、安定した経営に資する効果があると考えられる。これらの実効性を高めるためにも、繰越期間については10年に延長し、また、繰戻期間についても2年に延長することが妥当だと考える。

平成23年度税制改正大綱によれば、欠損金の繰越期間は7年から9年に延長されているものの、控除限度額が80%に減額されているが、本要望は、控除限度額を減額すること無く10年に延長するものである。

効果

これら制度が実現されれば、安定した資金供給の体力を確保することができ、預金取扱金融機関にはできない少額、無担保、短期、緊急という資金を庶民や零細事業者に供給する金融機関としての機能を十分に発揮できることから、消費者及び事業者の多様な資金調達に寄与することができるものとする。

②経済の活性化と課税の適正化のために

①印紙税制度の見直しによる負担軽減

印紙税制度に関しては、電子取引の増大等経済事情の変化を踏まえると、現行の経済制度にそぐわない制度となってきている。当業界特有の事情としては、昨今電子取引が一般化する中で、法令により文書での取引が義務付けられている貸金業者にとって非常に不公平感や過度の負担感のある制度となっている。このような制度上の問題を解決するため、他の制度との公平性を取っていただき、税負担の公平性を期していただきたい。

理由

印紙税制度の問題については様々な団体から指摘されているが、その主な理由としては、税率の高さ、電子取引に伴う不公平性などが挙げられている。さらに貸金業の場合には、取引の相手方、すなわち消費者等の負担増の問題も考えられる。貸金業の業務における具体例を挙げれば次のとおりである。

▶ 契約書への課税について

一般に消費者金融においては、債務者からの差入れ形式の借用証書が使われるが、これが消費貸借に関する契約書として印紙税の課税対象となっている。印紙税は書面の作成者に納税義務が課せられることから、この場合は消費者のみに課税されることとなるため、その負担軽減と利便性を配慮する必要があると考える。

▶ 売上金以外の受取書への課税について

貸金業者にとって貸付けた元金の回収は必要不可欠な日常業務であるが、元金のように売上金以外の金銭であってもその領収書は課税対象となる。売上金であればその利益の中から負担するという考え方ができるが、売上金以外の金銭に対して課税されることは、たとえ一つひとつの課税額が少額ではあっても、過度の負担感を感じるものである。

▶ 法律で発行が義務付けられた書面への課税について

貸金業法第18条第2項の規定では、銀行振込により弁済を受ける場合であっても、弁済者の請求があった場合には、受取証書を交付することが義務付けられている。

銀行振込をした場合には、取扱い金融機関から受取証書に該当する預金口座振込み明細（お客様控）が発行されているが、これに加えて受取証書を発行した場合、金銭の受取りがなくても、発行した貸金業者に印紙税の負担が発生する。

貸金業法では、公租公課の支払いに充てられるべきものはみなし利息から除外されると規定されていることから、銀行振込による入金の際の受取証書発行にかかる課税負担相当分を債務者に求めるようになる。

効果

印紙税は現在20種類の文書に分類してそれぞれ課税されており、制度の見直しの範囲等によってその効果は異なるため一概には指摘できないが、消費者が負担する契約書への印紙税額が軽減できるとともに、経済取引に伴う事務的負担の軽減にもつながり、企業の事務の効率化を図ることができる。

参考までに、契約書への印紙税額について、消費者が消費者ローンの契約により負担する課税額を、協会の行う月次統計調査に基づく平成22年度の消費者金融業態の無担保貸付け（住宅向けを除く）の年間契約件数より試算してみると、年間で2.2億円余りとなる。

また、受取証書への印紙税額は、消費者向け無担保貸金業態の協会員大手3社だけでも、平成22年3月期の課税額は約16.2億円となっている。

② 外形標準課税制度の見直し

外形標準課税制度では、赤字などが原因で課税ベースとなる所得のない欠損法人にも課税されることとなるが、近年の厳しい経済情勢のもとでは、この課税が欠損法人にとって非常に大きな負担となっているため、税負担の公平性の観点から、当該税制度の見直しを図っていただきたい。

理由

平成16年4月より導入されている外形標準課税制度は、法人事業税の課税標準がその年度の所得によって増減することなく、法人の事業規模に応じた課税標準が得られるものとなっている。当該制度では、赤字などが原因で課税ベースとなる所得のない欠損法人にも課税されることとなるため、近年の厳しい経済情勢のもとでは、この課税が欠損法人にとって非常に大きな負担となっている。

貸金業の場合、一定額以上の純資産額が求められることから、本来増資が必要でない法人にとっても、純資産額維持のために増資をすれば課税対象となる場合があるなど、問題点も考えられる。

従って、税負担の公平性の観点から、当該制度の見直しを図ることが必要であると考ええる。

効果

担税力に応じた税負担ができれば、企業経営の健全化の確保により、雇用の確保や経済の活性化が期待できる。

参考までに、平成22年3月期における外形標準課税実績額は、協会員大手5社（消費者金融業態及び信販・クレジット業態、この5社で全協会員の貸付残高の約3分の1のシェアを占める）合計で約15.9億円である。

③ 貸金業者のリフォームローンへの税制措置の適用拡充

住宅のリフォームについては、住宅ローン減税の対象とされているものの、貸金業者からの借入れは対象外となっている。貸金業者においても資金供給の担い手となっていることから、貸金業者も対象に含めていただきたい。

理由

現状ではいわゆる住宅ローン減税の制度があるが、住宅のリフォーム資金の借入れの場合、金融機関のほか建設業者や宅地建物取引業者からの借入金も減税の対象となっているのに対し、貸金業者は含まれていない。

しかしながら、貸金業者はリフォームローンも取り扱っており、この分野において一定の資金供給機能を果たしている。従って、資金需要者の様々な需要に柔軟に対応し、経済的負担を軽減するためにも、貸金業者も対象に含めることが妥当だと考える。

効果

リフォームローンに対する税の優遇措置の拡充により、さらに資金需要者の経済的負担は軽減され、経済の活性化に寄与できるものと考ええる。

協会で実施した調査によれば、貸金業者全体でのリフォームローンの利用件数は6万2千件余りあり、残高にして約100億円ある（平成20年3月末実績）。

④ 地方税納税等の事務の簡素化

複数の都道府県に事務所等を設置している企業の場合、各地方自治体に対して個別に地方税を申告・納税しなければならないが、企業にとっては、これが非常に大きな事務負担となっている。また、各自治体により申告書の様式が異なるため、一元化して行うことができない。このようなことから、事務が非常に煩雑となるため、これを一元化して、効率化していただきたい。

理由

複数の都道府県に事務所・営業所等を設置している企業の場合、該当する地方自治体に対して別個に地方税を申告・納税しなければならないが、企業にとっては、これが非常に大きな事務負担となっている。

申告書の様式についても、各自治体により異なるため、一元化して行うことができない。例えば事業所税にあっては、各指定都市によって申告基準が統一されていないケースもある。

納税においても、納付可能な金融機関等が多様で、納付手続きが煩雑となる。このため、地方税法の規定に基づき全国で同様に課せられる税に関しては、申告・納税の諸手続きを全国で一元化することが税務申告・納税の効率化を図るために必要であると考ええる。

効果

地方税の申告・納付を全国一元化することは、納税者の事務負担を軽減して経済の活性化が図られるばかりではなく、地方税の公平・公正性がより一層担保できるものと考えられる。

徴税側にとっても、より効率的・効果的な徴収が可能となることが考えられる。

現に、地方税回収機構のように都道府県を単位とした税業務の共同化が進んでおり、このような機構をさらに全国に規模を拡大していくことによって、納税者である企業及び個人、徴税者である地方自治体の双方にとってさらに大きな効果が期待できるものとする。

さらに、この度の東日本大震災においては、大きな被害を受けた地方自治体も多く、このような場合の徴税力を確保するためにも寄与できるものとする。

2. 法改正等に関わる意見

案件名	提出先
「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に関する意見募集 （平成23年6月1日～同年8月1日）	法務省民事局参事官室
「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に関する意見募集 （平成23年12月9日～同年12月28日）	消費者庁消費者制度課
「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見の募集について （平成23年12月23日～平成24年1月27日）	警察庁刑事局組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官
「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する意見募集 （平成23年12月14日～平成24年1月31日）	法務省民事局参事官室

※詳細はHPに掲載

12 平成23年度 財務諸表及び財産目録

平成23年度決算においては、全会計（一般会計と4特別会計）合計の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）と、各会計別にそれぞれ内訳表を作成している。また、財産目録を作成している。

なお、収支計算書についても参考として作成している。

1. 貸借対照表

①資産の部

「未収会費・加入金」は、未収会費26件3,521千円、「未収金」は紛争解決負担金、及び行政協力事務受託費で3,018千円、「前払費用」は本部・支部の家賃等前払分で18,160千円などとなっており、流動資産合計は1,049,489千円となった。

また、固定資産の「基金」は加入金当期繰入額9,800千円を含め181,910千円、「退職給付引当資産」は、当期資産化額60,000千円を加え190,823千円、「ソフトウェア（リース資産）」は、会員サービス管理など38,858千円を含め134,994千円となっており、固定資産合計3,391,320千円で、資産合計は4,440,810千円となった。

②負債の部

「未払金」は、委託費などで一般会計分163,447千円、特別会計分14,134千円の合計177,582千円となっており、また、「前受金」は登録講習受講料平成24年度分で228,935千円、流動負債合計は、418,223千円となった。

固定負債の「退職給付引当金」は、当期取崩37,728千円、当期引当66,373千円で215,859千円となったことから、固定負債合計357,541千円となり、負債合計は、775,765千円となった。

③正味財産の部

「基金」が181,910千円、指定正味財産合計が2,683,165千円、一般正味財産合計が799,969千円で、正味財産合計は3,665,045千円となった。

①貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,012,918	1,192,897	△ 179,978
現金	1,971	2,514	△ 542
普通預金	810,946	890,382	△ 79,436
定期預金	200,000	300,000	△ 100,000
未収会費・加入金	3,521	47,299	△ 43,778
未収金	3,018	2,995	22
前払費用	18,160	19,425	△ 1,264
前払金	6,525	1,328	5,197
立替金	0	1,287	△ 1,287
棚卸商品	5,345	4,747	598
流動資産合計	1,049,489	1,269,980	△ 220,490
2. 固定資産			
(1) 基金			
基金(預金)	181,910	172,110	9,800
基金合計	181,910	172,110	9,800
(2) 特定資産			
長期活動目的特定資産(預金)	2,680,165	2,680,165	0
消費者活動目的特定資産(預金)	3,000	23,000	△ 20,000
退職給付引当資産(預金)	190,823	130,823	60,000
特定資産合計	2,873,989	2,833,989	40,000
(3) その他固定資産等			
建物附属設備	28,441	31,060	△ 2,618
什器備品	14,237	17,578	△ 3,341
ソフトウェア	262	412	△ 149
電話加入権	298	298	0
敷金	152,477	168,064	△ 15,587
ソフトウェア(リース資産)	134,994	96,259	38,734
什器備品(リース資産)	4,710	2,242	2,468
その他固定資産等合計	335,421	315,917	19,504
固定資産合計	3,391,320	3,322,016	69,304
資産合計	4,440,810	4,591,996	△ 151,186
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	177,582	179,935	△ 2,353
預り金	8	66	△ 57
前受金	228,935	0	228,935
前受会費	168	60	108
源泉所得税預り金	7,558	9,001	△ 1,442
社会保険料等預り金	331	264	66
雇用保険料等預り金	0	6,952	△ 6,952
未払消費税等	167	69	97
未払法人税等	3,473	3,465	7
貸倒引当金	0	43,065	△ 43,065
流動負債合計	418,223	242,880	175,343
2. 固定負債			
リース未払金	141,681	99,236	42,445
退職給付引当金	215,859	187,214	28,645
固定負債合計	357,541	286,451	71,090
負債合計	775,765	529,331	246,433
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	181,910	172,110	9,800
(うち基金への充当額)	(181,910)	(172,110)	(9,800)
2. 指定正味財産			
寄付金(指定寄付)	2,683,165	2,703,165	△ 20,000
指定正味財産合計	2,683,165	2,703,165	△ 20,000
(うち特定資産への充当額)	(2,683,165)	(2,703,165)	(△ 20,000)
3. 一般正味財産			
(1) その他一般正味財産	799,969	1,187,389	△ 387,419
一般正味財産合計	799,969	1,187,389	△ 387,419
(うち特定資産への充当額)	(190,823)	(130,823)	(60,000)
正味財産合計	3,665,045	4,062,664	△ 397,619
負債及び正味財産合計	4,440,810	4,591,996	△ 151,186

②貸借対照表内訳表 (平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部							
1. 流動資産							
現金預金	642,388	21,877	163,666	4,438	180,547	0	1,012,918
現金	1,178	591	73	50	77	0	1,971
普通預金	441,209	21,286	163,593	4,387	180,469	0	810,946
定期預金	200,000	0	0	0	0	0	200,000
未収会費・加入金	3,521	0	0	0	0	0	3,521
未収金	3,018	0	0	0	0	0	3,018
前払費用	18,160	0	0	0	0	0	18,160
前払金	1,366	0	0	0	5,159	0	6,525
棚卸商品	0	5,345	0	0	0	0	5,345
他会計未収金	152,921	0	30,000	0	0	△ 182,921	0
流動資産合計	821,375	27,223	193,666	4,438	185,706	△ 182,921	1,049,489
2. 固定資産							
(1) 基金							
基金(預金)	181,910	0	0	0	0	0	181,910
基金合計	181,910	0	0	0	0	0	181,910
(2) 特定資産							
長期活動目的特定資産(預金)	2,680,165	0	0	0	0	0	2,680,165
消費者活動目的特定資産(預金)	3,000	0	0	0	0	0	3,000
退職給付引当資産	190,823	0	0	0	0	0	190,823
特定資産合計	2,873,989	0	0	0	0	0	2,873,989
(3) その他固定資産等							
建物附属設備	26,462	0	1,979	0	0	0	28,441
什器備品	11,806	0	2,430	0	0	0	14,237
ソフトウェア	262	0	0	0	0	0	262
電話加入権	298	0	0	0	0	0	298
敷金	152,477	0	0	0	0	0	152,477
ソフトウェア(リース資産)	48,894	0	13,286	31,872	40,940	0	134,994
什器備品(リース資産)	4,710	0	0	0	0	0	4,710
その他固定資産等合計	244,911	0	17,697	31,872	40,940	0	335,421
固定資産合計	3,300,810	0	17,697	31,872	40,940	0	3,391,320
資産合計	4,122,186	27,223	211,364	36,311	226,646	△ 182,921	4,440,810
II 負債の部							
1. 流動負債							
未払金	163,447	3,456	3,823	2,793	4,062	0	177,582
預り金	0	0	8	0	0	0	8
前受金	0	0	0	0	228,935	0	228,935
前受会費	168	0	0	0	0	0	168
源泉所得税預り金	7,558	0	0	0	0	0	7,558
社会保険料等預り金	331	0	0	0	0	0	331
未払消費税等	167	0	0	0	0	0	167
未払法人税等	3,473	0	0	0	0	0	3,473
一般会計未払金	0	42,344	27,166	21,963	61,446	△ 152,921	0
他会計未払金	0	0	0	30,000	0	△ 30,000	0
流動負債合計	175,145	45,800	30,998	54,757	294,443	△ 182,921	418,223
2. 固定負債							
リース未払金	54,538	0	13,505	32,198	41,438	0	141,681
退職給付引当金	215,859	0	0	0	0	0	215,859
固定負債合計	270,397	0	13,505	32,198	41,438	0	357,541
負債合計	445,543	45,800	44,504	86,956	335,882	△ 182,921	775,765
III 正味財産の部							
1. 基金							
基金	181,910	0	0	0	0	0	181,910
(うち基金への充当額)	(181,910)	0	0	0	0	0	(181,910)
2. 指定正味財産							
寄付金(指定寄付)	2,683,165	0	0	0	0	0	2,683,165
指定正味財産合計	2,683,165	0	0	0	0	0	2,683,165
(うち特定資産への充当額)	(2,683,165)	0	0	0	0	0	(2,683,165)
3. 一般正味財産							
(1) その他一般正味財産	811,567	△ 18,577	166,859	△ 50,644	△ 109,235	0	799,969
一般正味財産合計	811,567	△ 18,577	166,859	△ 50,644	△ 109,235	0	799,969
(うち特定資産への充当額)	(190,823)	0	0	0	0	0	(190,823)
正味財産合計	3,676,642	△ 18,577	166,859	△ 50,644	△ 109,235	0	3,665,045
負債及び正味財産合計	4,122,186	27,223	211,364	36,311	226,646	△ 182,921	4,440,810

2. 正味財産増減計算書

経常収益計は、2,081,364千円となっており、一般会計は1,955,816千円で、大半を占める「受取会費」は1,893,804千円、「紛争解決手続負担金収益」は48,912千円となった。

特別会計については、「物品販売収益」は7,079千円、「試験受験料収益」は104,550千円（@8,500×12,300人）、「主任者登録手数料収益」は6,548千円（@3,150×2,079人）、「主任者講習受講料収益」は6,990千円（@15,500×451人）となった。

経常費用は、事業費2,036,844千円、管理費448,466千円、計2,485,311千円となった。

事業費の「給料手当」は1,065,466千円で、給与の見直し等により、前年度に比し、72,834千円の減少となっている。

「委託費」は219,626千円で、一般会計はアンケート調査などで合計137,251千円となっており、特別会計は、業務委託費用などとなっている。

「カウンセリング賛助会費」は、日本クレジットカウンセリング協会へ、前年度に引き続き120,000千円となっている。

「賃借料」は支部事務所賃借料等で126,715千円となっている。

管理費は、一般会計のみで「役員等報酬」は96,111千円で、役員の欠員を補充しなかったことなどから前年度比35,955千円減少している。

「賃借料」は本部事務所賃借料で107,295千円となっている。

管理費については「増減」の欄にあるように、費用の見直しなどにより、ほとんどの費用で前年度と比較して減少している。

この結果、当期経常増減額は403,946千円の赤字、うち一般会計は、287,930千円の赤字となった。

当期経常外増減額は19,999千円の黒字となっている。

これにより、当期一般正味財産増減額は、387,419千円の赤字、当期指定正味財産増減額は、特定資産の取崩しにより20,000千円減少、当期基金増減額については、当期加入金繰入により9,800千円増額となり、正味財産期末残高は3,665,045千円となった。

①正味財産増減計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基金運用益	87	0	87
基金受取利息	87	0	87
② 特定資産運用益	7,451	0	7,451
特定資産受取利息	7,451	0	7,451
③ 受取加入金	0	18,000	△ 18,000
受取加入金	0	18,000	△ 18,000
④ 受取会費	1,893,804	2,271,997	△ 378,192
受取会費	1,893,804	2,271,997	△ 378,192
⑤ 行政事務協力収益	4,492	21,681	△ 17,188
行政事務受託収益	4,129	7,419	△ 3,290
代行事務手数料収益	8	12	△ 4
証紙収益	355	14,250	△ 13,894
⑥ 業務研修収益	0	1,455	△ 1,455
研修受講料収益	0	1,455	△ 1,455
⑦ 紛争解決手続収益	49,136	49,432	△ 295
紛争解決手続負担金収益	48,912	49,350	△ 437
紛争解決手続手数料収益	224	82	142
⑧ 物品販売収益	7,079	13,927	△ 6,847
物品販売収益	7,079	13,927	△ 6,847
⑨ 試験受験料収益	104,550	115,149	△ 10,599
試験受験料収益	104,550	115,149	△ 10,599
⑩ 登録手数料収益	6,548	25,644	△ 19,095
主任者登録手数料収益	6,548	25,644	△ 19,095
⑪ 講習受講料収益	6,990	3,394	3,596
主任者講習受講料収益	6,990	3,394	3,596
⑫ 雑収益	1,224	5,070	△ 3,846
受取利息	335	4,566	△ 4,230
雑収益	888	503	384
経常収益計	2,081,364	2,525,751	△ 444,386
(2) 経常費用			
① 事業費	2,036,844	2,366,941	△ 330,097
給料手当	1,065,466	1,138,300	△ 72,834
臨時雇賃金(人材派遣料)	27,712	28,124	△ 411
退職給付費用	83,922	51,055	32,867
福利厚生費	153,684	165,515	△ 11,831
物品仕入費用	4,685	7,387	△ 2,702
物品破棄費用	1,409	1,789	△ 379
証紙費用	0	13,782	△ 13,782
委託費	219,626	190,614	29,012
諸謝金	14,699	17,040	△ 2,340
広報費	22,723	337,747	△ 315,023
カウンセリング賛助会費	120,000	120,000	0
会場費	518	99	418
印刷製本費	15,346	14,646	700
会議費	6,578	9,566	△ 2,988
旅費交通費	27,239	22,012	5,227
通信運搬費	31,887	43,214	△ 11,327
租税公課	170	259	△ 89

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
新聞図書費	2,133	2,489	△ 356
消耗備品費	850	781	68
消耗品費	7,801	9,678	△ 1,877
システム開発費	441	7,431	△ 6,990
情報収集研修費	3,951	5,087	△ 1,135
リース料	52,023	30,874	21,149
支払手数料	1,093	1,000	92
光熱水料費	9,633	11,009	△ 1,376
賃借料	126,715	127,950	△ 1,234
保険料	166	163	3
保守費	28,640	4,270	24,369
諸団体費	493	304	188
修繕費	396	605	△ 209
事務所費	3,414	3,407	6
慶弔費	20	60	△ 40
雑費	3,398	670	2,728
② 管理費	448,466	589,269	△ 140,803
役員等報酬	96,111	132,067	△ 35,955
給料手当	92,505	96,093	△ 3,587
臨時雇賃金	4,887	8,002	△ 3,114
退職給付費用	13,619	14,274	△ 655
福利厚生費	26,645	25,185	1,460
諸謝金	1,228	2,050	△ 821
顧問料	10,852	9,015	1,837
印刷製本費	765	1,148	△ 382
委託費	1,083	22	1,061
会議費	6,230	7,231	△ 1,000
旅費交通費	9,780	7,431	2,348
通信運搬費	13,348	13,668	△ 320
租税公課	1,034	1,226	△ 192
新聞図書費	885	1,646	△ 761
消耗備品費	43	1,573	△ 1,529
消耗品費	6,953	8,304	△ 1,350
システム開発費	0	4,264	△ 4,264
情報収集研修費	0	12	△ 12
リース料	657	29,753	△ 29,096
支払手数料	2,701	2,831	△ 130
光熱水料費	3,775	3,999	△ 224
賃借料	107,295	107,633	△ 338
保険料	268	353	△ 84
保守費	71	23,974	△ 23,903
修繕費	178	902	△ 724
事務所費	3,842	3,444	398
慶弔費	5,624	132	5,491
減価償却費	36,037	28,561	7,475
リース支払利息	1,255	1,161	93
貸倒引当金繰入額	0	43,065	△ 43,065
雑費	786	10,238	△ 9,452
経常費用計	2,485,311	2,956,211	△ 470,900
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 403,946	△ 430,460	26,513
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 403,946	△ 430,460	26,513

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 特定資産取崩収益	20,000	20,000	0
消費者活動目的特定資産取崩収益	20,000	20,000	0
経常外収益計	20,000	20,000	0
(2) 経常外費用			
① 固定資産等除却損	0	0	0
建物附属設備除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	19,999	20,000	0
他会計振替額	0	△ 6,209	6,209
他会計からの繰入額	0	65,542	△ 65,542
他会計への繰出額	0	71,751	△ 71,751
税引前当期一般正味財産増減額	△ 383,946	△ 416,669	32,723
法人税、住民税及び事業税	3,473	3,465	7
当期一般正味財産増減額	△ 387,419	△ 420,135	32,715
一般正味財産期首残高	1,187,389	1,607,524	△ 420,135
一般正味財産期末残高	799,969	1,187,389	△ 387,419
II 指定正味財産増減の部			
① 受取寄付金	△ 20,000	△ 20,000	0
受取寄付金	△ 20,000	△ 20,000	0
当期指定正味財産増減額	△ 20,000	△ 20,000	0
指定正味財産期首残高	2,703,165	2,723,165	△ 20,000
指定正味財産期末残高	2,683,165	2,703,165	△ 20,000
III 基金増減の部			
① 基金受入額	9,800	19,800	△ 10,000
基金受入額	9,800	19,800	△ 10,000
当期基金増減額	9,800	19,800	△ 10,000
基金期首残高	172,110	152,310	19,800
基金期末残高	181,910	172,110	9,800
IV 正味財産期末残高	3,665,045	4,062,664	△ 397,619

②正味財産増減計算書内訳表（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）								（単位：千円）	
科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計		
1 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
① 基金運用益	87	0	0	0	0	0	87		
基金受取利息	87	0	0	0	0	0	87		
② 特定資産運用益	7,451	0	0	0	0	0	7,451		
特定資産受取利息	7,451	0	0	0	0	0	7,451		
③ 受取会費	1,893,804	0	0	0	0	0	1,893,804		
受取会費	1,893,804	0	0	0	0	0	1,893,804		
④ 行政事務協力収益	4,492	0	0	0	0	0	4,492		
行政事務受託収益	4,129	0	0	0	0	0	4,129		
代行事務手数料収益	8	0	0	0	0	0	8		
証紙収益	355	0	0	0	0	0	355		
⑤ 紛争解決手続収益	49,136	0	0	0	0	0	49,136		
紛争解決手続負担金収益	48,912	0	0	0	0	0	48,912		
紛争解決手続手数料収益	224	0	0	0	0	0	224		
⑥ 物品販売収益	0	7,079	0	0	0	0	7,079		
物品販売収益	0	7,079	0	0	0	0	7,079		
⑦ 試験受験料収益	0	0	104,550	0	0	0	104,550		
試験受験料収益	0	0	104,550	0	0	0	104,550		
⑧ 登録手数料収益	0	0	0	6,548	0	0	6,548		
主任者登録手数料収益	0	0	0	6,548	0	0	6,548		
⑨ 講習受講料収益	0	0	0	0	6,990	0	6,990		
主任者講習受講料収益	0	0	0	0	6,990	0	6,990		
⑩ 雑収益	844	4	202	170	3	0	1,224		
受取利息	259	4	61	9	1	0	335		
雑収益	584	0	140	161	2	0	888		
経常収益計	1,955,816	7,083	104,752	6,719	6,993	0	2,081,364		
(2) 経常費用									
① 事業費	1,822,064	25,660	103,892	36,912	48,314	0	2,036,844		
給料手当	992,148	12,955	28,413	11,167	20,781	0	1,065,466		
臨時雇賃金(人材派遣料)	27,712	0	0	0	0	0	27,712		
退職給付費用	83,922	0	0	0	0	0	83,922		
福利厚生費	145,758	2,229	2,644	1,017	2,033	0	153,684		
物品仕入費用	0	4,685	0	0	0	0	4,685		
物品破棄費用	0	1,409	0	0	0	0	1,409		
委託費	137,251	251	56,186	11,147	14,789	0	219,626		
諸謝金	13,334	0	840	0	525	0	14,699		
広報費	22,723	0	0	0	0	0	22,723		
カウンセリング賛助会費	120,000	0	0	0	0	0	120,000		
会場費	0	0	100	0	417	0	518		
印刷製本費	9,875	0	2,570	1,276	1,623	0	15,346		
会議費	6,578	0	0	0	0	0	6,578		
旅費交通費	26,550	0	189	25	475	0	27,239		
通信運搬費	20,333	878	5,555	4,469	650	0	31,887		
租税公課	85	0	63	0	20	0	170		
新聞図書費	2,121	0	12	0	0	0	2,133		
消耗備品費	766	0	0	0	84	0	850		
消耗品費	6,399	0	512	227	661	0	7,801		
システム開発費	441	0	0	0	0	0	441		
情報収集研修費	3,951	0	0	0	0	0	3,951		
リース料	44,983	0	1,943	3,582	1,514	0	52,023		
支払手数料	660	20	37	251	122	0	1,093		
光熱水料費	9,356	28	124	53	70	0	9,633		
賃借料	116,304	3,177	3,639	1,579	2,014	0	126,715		
保険料	156	10	0	0	0	0	166		
保守費	23,025	0	1,008	2,114	2,492	0	28,640		
諸団体費	493	0	0	0	0	0	493		
修繕費	347	0	11	0	37	0	396		
事務所費	3,414	0	0	0	0	0	3,414		
慶弔費	20	0	0	0	0	0	20		
雑費	3,345	15	37	0	0	0	3,398		
② 管理費	421,682	0	7,035	11,727	8,020	0	448,466		
役員等報酬	96,111	0	0	0	0	0	96,111		
給料手当	92,505	0	0	0	0	0	92,505		
臨時雇賃金	4,887	0	0	0	0	0	4,887		
退職給付費用	13,619	0	0	0	0	0	13,619		
福利厚生費	26,645	0	0	0	0	0	26,645		
諸謝金	1,228	0	0	0	0	0	1,228		
顧問料	10,852	0	0	0	0	0	10,852		
印刷製本費	765	0	0	0	0	0	765		
委託費	1,083	0	0	0	0	0	1,083		
会議費	6,230	0	0	0	0	0	6,230		
旅費交通費	9,780	0	0	0	0	0	9,780		
通信運搬費	13,348	0	0	0	0	0	13,348		
租税公課	1,034	0	0	0	0	0	1,034		
新聞図書費	885	0	0	0	0	0	885		
消耗備品費	43	0	0	0	0	0	43		
消耗品費	6,953	0	0	0	0	0	6,953		
リース料	657	0	0	0	0	0	657		
支払手数料	2,701	0	0	0	0	0	2,701		

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
光熱水料費	3,775	0	0	0	0	0	3,775
賃借料	107,295	0	0	0	0	0	107,295
保険料	268	0	0	0	0	0	268
保守費	71	0	0	0	0	0	71
修繕費	178	0	0	0	0	0	178
事務所費	3,842	0	0	0	0	0	3,842
慶弔費	5,624	0	0	0	0	0	5,624
減価償却費	10,265	0	6,835	11,369	7,567	0	36,037
リース支払利息	243	0	200	358	453	0	1,255
雑費	786	0	0	0	0	0	786
経常費用計	2,243,747	25,660	110,928	48,640	56,334	0	2,485,311
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 287,930	△ 18,577	△ 6,176	△ 41,921	△ 49,340	0	△ 403,946
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 287,930	△ 18,577	△ 6,176	△ 41,921	△ 49,340	0	△ 403,946
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
① 特定資産取崩収益	20,000	0	0	0	0	0	20,000
消費者活動目的特定資産取崩収益	20,000	0	0	0	0	0	20,000
経常外収益計	20,000	0	0	0	0	0	20,000
(2) 経常外費用							
① 固定資産等除却損	0	0	0	0	0	0	0
建物附属設備除却損	0	0	0	0	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	20,000	0	0	0	0	0	20,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 267,930	△ 18,577	△ 6,176	△ 41,921	△ 49,340	0	△ 383,946
法人税、住民税及び事業税	3,473	0	0	0	0	0	3,473
当期一般正味財産増減額	△ 271,403	△ 18,577	△ 6,176	△ 41,921	△ 49,340	0	△ 387,419
一般正味財産期首残高	1,082,970	0	173,036	△ 8,723	△ 59,894	0	1,187,389
一般正味財産期末残高	811,567	△ 18,577	166,859	△ 50,644	△ 109,235	0	799,969
II 指定正味財産増減の部							
① 受取寄付金	△ 20,000	0	0	0	0	0	△ 20,000
受取寄付金	△ 20,000	0	0	0	0	0	△ 20,000
当期指定正味財産増減額	△ 20,000	0	0	0	0	0	△ 20,000
指定正味財産期首残高	2,703,165	0	0	0	0	0	2,703,165
指定正味財産期末残高	2,683,165	0	0	0	0	0	2,683,165
III 基金増減の部							
① 基金受入額	9,800	0	0	0	0	0	9,800
基金受入額	9,800	0	0	0	0	0	9,800
当期基金増減額	9,800	0	0	0	0	0	9,800
基金期首残高	172,110	0	0	0	0	0	172,110
基金期末残高	181,910	0	0	0	0	0	181,910
IV 正味財産期末残高	3,676,642	△ 18,577	166,859	△ 50,644	△ 109,235	0	3,665,045

3. 財務諸表に対する注記

①重要な会計方針

当事業年度より、公益法人会計基準の20年度基準を採用している。

これまで16年度基準でもって資金の収支を中心とする収支計算書により決算報告してきたが、これを参考として、当期間内の収益・費用による資産の増減を中心とする決算報告とすることとした。

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸商品については最終仕入原価法による。

②固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前の契約については通常の賃貸借処理とし、同4月1日以降の契約については新会計基準による。

③引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 職員に対する引当金のほかに、常勤役員等に対する退職慰労引当金を含み、それぞれの計上基準は、退職金規程及び常勤役員等退職慰労金規則に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、破産更生債権等の特定の債権について、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

④消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金) (注1)	2,680,165	0	0	2,680,165
消費者活動目的特定資産 (預金) (注2)	23,000	0	20,000	3,000
退職給付引当資産 (預金) (注3)	130,823	60,000	0	190,823
合 計	2,833,989	60,000	20,000	2,873,989

(注1) 長期活動目的特定資産については、旧各協会等からの寄付のうち、将来の活動のために留保しておく資産である。

(注2) 消費者活動目的特定資産については、消費者啓発及び金銭教育のための資産であり、当期減少額は目的使用によるものである。

(注3) 退職給付引当資産については、将来の退職給付のために留保した資産である。

③ 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金)	2,680,165	(2,680,165)	-	-
消費者活動目的特定資産 (預金)	3,000	(3,000)	-	-
退職給付引当資産 (預金)	190,823	-	-	(190,823)
合 計	2,873,989	(2,683,165)	-	(190,823)

④ 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	38,990	10,548	28,441
什器備品	27,134	12,897	14,237
什器備品(リース資産)	7,006	2,295	4,710
合 計	73,130	25,740	47,389

⑤ 未収会費・加入金の内訳

(単位：千円)

未収会費	平成23年度上期以前	1,007
	平成23年度下期	2,514
	合計	3,521

⑥ 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
基金(預金)(注1)	172,110	9,800	0	181,910
基 金 計	172,110	9,800	0	181,910
代替基金				
代替基金	0	0	0	0
代替基金計	0	0	0	0
合 計	172,110	9,800	0	181,910

(注1) 基金については、会員の加入金であり、定款第66条の定め及び経理規則第31条に基づき、基金として受け入れている。

4. 附属明細書

①基金及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

②引当金の明細

(単位: 千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	43,065	0	43,065	0	0
退職給付引当金	187,214	66,373	37,728	0	215,859

5. 財産目録

財産目録 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

(単位: 千円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金			1,012,918
	現金	手元保管	運転資金として	1,971
	普通預金	三菱東京UFJ銀行他	運転資金として	810,946
	定期預金	三井住友銀行	運転資金として	200,000
	未収会費・加入金	会費未収分	会費の未収分	3,521
	未収金	行政事務受託手数料等未収分	行政事務受託手数料等の未収分	3,018
	前払費用	本・支部家賃前払分等	事務所の平成24年4月分賃借料等	18,160
	前払金	証紙在庫分等	証紙等の在庫分	6,525
	棚卸商品	法令集等在庫分	法令集等の在庫分	5,345
	流動資産合計			1,049,489
(固定資産)				
基金	基金(預金)	加入金収納済分	本協会の業務運営を円滑にするための資産	181,910
特定資産	長期活動目的特定資産(預金)	寄付分	旧各協会等からの寄付金	2,680,165
	消費者活動目的特定資産(預金)	寄付分	消費者啓発等のための資産	3,000
	退職給付引当資産	三井住友銀行他	退職給付引当金見合の引当資産	190,823
その他固定資産等	建物附属設備	本部間仕切工事等	本部間仕切工事等	28,441
	什器備品	本部倉庫設備等	本部倉庫設備等	14,237
	ソフトウェア	統計分析用ソフト	統計分析用ソフト	262
	電話加入権	支部電話加入権	支部の電話加入権	298
	敷金	本部事務所敷金等	本部事務所敷金等	152,477
	ソフトウェア(リース資産)	グループウェアソフト等	グループウェアソフト等	134,994
	什器備品(リース資産)	本部サーバ等	本部サーバ等	4,710
固定資産合計				3,391,320
資産合計				4,440,810
(流動負債)	未払金	費用等未払分	アンケート調査費用等の未払分	177,582
	預り金	不明入金預り金等	不明入金等の預り分	8
	前受金	講習受講料前受分	平成24年度講習受講料の前受分	228,935
	前受会費	会費前受分	平成24年度会費の前受分	168
	源泉所得税預り金	源泉所得税預り金等	職員給与・弁護士他の報酬に伴う源泉所得税等	7,558
	社会保険料等預り金	社会保険料預り金等	職員の社会保険料等の預り分	331
	未払消費税等	消費税未払分	消費税の未払分	167
	未払法人税等	法人税未払分	法人住民税均等割の未払分	3,473
	流動負債合計			418,223
(固定負債)				
	リース未払金	グループウェアソフト等未払分	グループウェアソフト等のリース債務	141,681
	退職給付引当金	役職員退職給付引当分	役職員に対する退職金の引当分	215,859
固定負債合計				357,541
負債合計				775,765
正味財産				3,665,045

6. 収支計算書 (参考)

① 収支計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位: 千円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 加入金・会費収入	1,874,400	1,903,604	△ 29,204	
② 紛争解決手続収入	45,100	49,136	△ 4,036	
③ 物品販売事業収入	7,072	7,079	△ 7	
④ 試験受験料収入	110,500	104,550	5,950	
⑤ 主任者登録手数料収入	10,080	6,548	3,531	
⑥ 主任者講習受講料収入	6,200	6,990	△ 790	
⑦ その他収入	24,370	13,255	11,114	
事業活動収入計	2,077,722	2,091,164	△ 13,442	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	2,253,024	2,051,166	201,857	
② 管理費支出	417,742	398,146	19,595	
③ 法人税、住民税及び事業税	0	3,473	△ 3,473	
事業活動支出計	2,670,766	2,452,786	217,979	
事業活動収支差額	△ 593,044	△ 361,621	△ 231,422	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 消費者活動目的特定資産取崩収入	20,000	20,000	0	
② 敷金戻り収入	0	16,841	△ 16,841	
投資活動収入計	20,000	36,841	△ 16,841	
2. 投資活動支出				
① 基金取得支出	14,400	9,800	4,600	
② 退職給付引当資産取得支出	128,538	60,000	68,538	
③ その他投資活動支出	3,000	1,253	1,746	
投資活動支出計	145,938	71,053	74,884	
投資活動収支差額	△ 125,938	△ 34,212	△ 91,725	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	111,800	0	111,800	
当期収支差額	△ 830,782	△ 395,833	△ 434,948	
前期繰越収支差額	1,027,099	1,027,099	0	
次期繰越収支差額	196,317	631,265	△ 434,948	

② 収支計算書内訳表（平成23年4月1日～平成24年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	一般会計			事業特別会計			資格試験特別会計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 加入金・会費収入	1,874,400	1,903,604	△ 29,204	0	0	0	0	0	0
② 紛争解決手続収入	45,100	49,136	△ 4,036	0	0	0	0	0	0
③ 物品販売事業収入	0	0	0	7,072	7,079	△ 7	0	0	0
④ 試験受験料収入	0	0	0	0	0	0	110,500	104,550	5,950
⑤ 主任者登録手数料収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 主任者講習受講料収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ その他収入	24,370	12,875	11,494	0	4	△ 4	0	202	△ 202
事業活動収入計	1,943,870	1,965,616	△ 21,746	7,072	7,083	△ 11	110,500	104,752	5,747
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	1,972,255	1,811,016	161,238	38,150	25,660	12,489	129,724	109,979	19,744
② 管理費支出	417,742	398,146	19,595	0	0	0	0	0	0
③ 法人税、住民税及び事業税	0	3,473	△ 3,473	0	0	0	0	0	0
事業活動支出計	2,389,997	2,212,635	177,361	38,150	25,660	12,489	129,724	109,979	19,744
事業活動収支差額	△ 446,127	△ 247,018	△ 199,108	△ 31,078	△ 18,577	△ 12,500	△ 19,224	△ 5,227	△ 13,996
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 消費者活動目的特定資産取崩収入	20,000	20,000	0	0	0	0	0	0	0
② 敷金戻り収入	0	16,841	△ 16,841	0	0	0	0	0	0
投資活動収入計	20,000	36,841	△ 16,841	0	0	0	0	0	0
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	14,400	9,800	4,600	0	0	0	0	0	0
② 退職給付引当資産取得支出	128,538	60,000	68,538	0	0	0	0	0	0
③ その他投資活動支出	3,000	1,253	1,746	0	0	0	0	0	0
投資活動支出計	145,938	71,053	74,884	0	0	0	0	0	0
投資活動収支差額	△ 125,938	△ 34,212	△ 91,725	0	0	0	0	0	0
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 予備費支出	100,000	0	100,000	0	0	0	10,000	0	10,000
当期収支差額	△ 672,065	△ 281,231	△ 390,833	△ 31,078	△ 18,577	△ 12,500	△ 29,224	△ 5,227	△ 23,996
前期繰越収支差額	927,461	927,461	0	0	0	0	167,896	167,896	0
次期繰越収支差額	255,396	646,230	△ 390,833	△ 31,078	△ 18,577	△ 12,500	138,672	162,668	△ 23,996

(単位:千円)

科 目	主任者登録特別会計			登録講習特別会計			合 計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 加入金・会費収入	0	0	0	0	0	0	1,874,400	1,903,604	△ 29,204
② 紛争解決手続収入	0	0	0	0	0	0	45,100	49,136	△ 4,036
③ 物品販売事業収入	0	0	0	0	0	0	7,072	7,079	△ 7
④ 試験受験料収入	0	0	0	0	0	0	110,500	104,550	5,950
⑤ 主任者登録手数料収入	10,080	6,548	3,531	0	0	0	10,080	6,548	3,531
⑥ 主任者講習受講料収入	0	0	0	6,200	6,990	△ 790	6,200	6,990	△ 790
⑦ その他収入	0	170	△ 170	0	3	△ 3	24,370	13,255	11,114
事業活動収入計	10,080	6,719	3,360	6,200	6,993	△ 793	2,077,722	2,091,164	△ 13,442
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	53,353	48,554	4,798	59,542	55,956	3,585	2,253,024	2,051,166	201,857
② 管理費支出	0	0	0	0	0	0	417,742	398,146	19,595
③ 法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0	0	3,473	△ 3,473
事業活動支出計	53,353	48,554	4,798	59,542	55,956	3,585	2,670,766	2,452,786	217,979
事業活動収支差額	△ 43,273	△ 41,835	△ 1,437	△ 53,342	△ 48,962	△ 4,379	△ 593,044	△ 361,621	△ 231,422
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 消費者活動目的特定資産取崩収入	0	0	0	0	0	0	20,000	20,000	0
② 敷金戻り収入	0	0	0	0	0	0	0	16,841	△ 16,841
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0	20,000	36,841	△ 16,841
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	0	0	0	0	0	0	14,400	9,800	4,600
② 退職給付引当資産取得支出	0	0	0	0	0	0	128,538	60,000	68,538
③ その他投資活動支出	0	0	0	0	0	0	3,000	1,253	1,746
投資活動支出計	0	0	0	0	0	0	145,938	71,053	74,884
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	0	△ 125,938	△ 34,212	△ 91,725
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 予備費支出	0	0	0	1,800	0	1,800	111,800	0	111,800
当期収支差額	△ 43,273	△ 41,835	△ 1,437	△ 55,142	△ 48,962	△ 6,179	△ 830,782	△ 395,833	△ 434,948
前期繰越収支差額	△ 8,483	△ 8,483	0	△ 59,774	△ 59,774	0	1,027,099	1,027,099	0
次期繰越収支差額	△ 51,756	△ 50,318	△ 1,437	△ 114,916	△ 108,737	△ 6,179	196,317	631,265	△ 434,948

付 録

貸金業界と資金需要者の現状 (概要)

》 貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告から

日本貸金業協会では、貸金業が担う資金供給機能等を検証するため、「貸金業者」および「資金需要者」を対象に、アンケート調査（「貸金業者の経営実態等に関する調査」および「資金需要者の現状と動向に関する調査」）を実施しました。

これら2つのアンケートと、金融庁「貸金業関係資料集」から得られた調査・分析結果を抜粋して紹介いたします。

データ概要

■ 貸金業者の経営実態等に関する調査

- ①調査期間 2011年10月7日から11月11日
- ②回答者数 貸金業者1,026業者（協会員：731業者／非協会員：295業者）
- ③調査方法 郵送調査法および電子メールによる調査

■ 資金需要者の現状と動向に関する調査

- ①調査期間 2011年11月18日から12月14日
- ②回答者数 資金需要者6,552名（個人：3,618名／専業主婦（主夫）：1,187名／事業者：1,747名）
 - ※消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高がある個人の借入利用者3,618名を抽出
 - ※消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入経験があり、パート収入含む一切の収入がない専業主婦（主夫）の借入利用者1,187名を抽出
 - ※貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金など）の借入残高がある個人事業主の借入利用者1,211名と、本人が経営する会社または所属する会社に貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある企業経営者の借入利用者536名を抽出
- ③調査方法 インターネット調査法

貸金市場の状況

貸金業者数、貸付残高ともに減少傾向

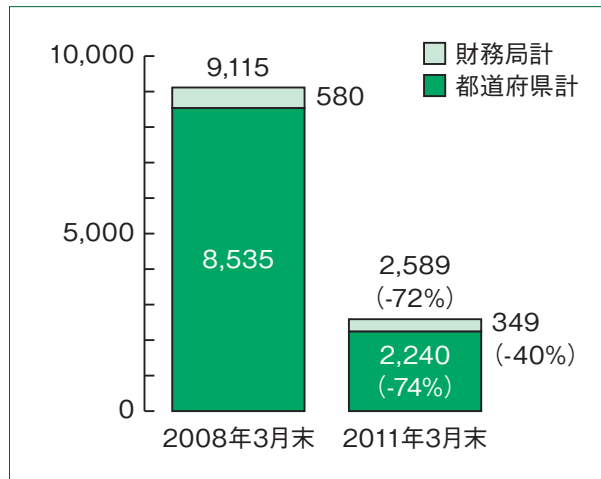
貸金業者数の推移について、金融庁「貸金業関係資料集」（2011年12月公表）によると、2008年3月から2011年3月の3年間で登録貸金業者数は9,115業者から2,589業者と、6,526業者（▲72%）減少しています。

地区別の推移を見ると、特に減少が激しいのは九州／沖縄地区と北海道地区となっています。九州財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局を合わせた九州／沖縄地区では2008年3月の1,600業者から2011年3月には330業者まで（▲79%）減少し、北海道地区では336業者から78業者まで（▲77%）減少しています。

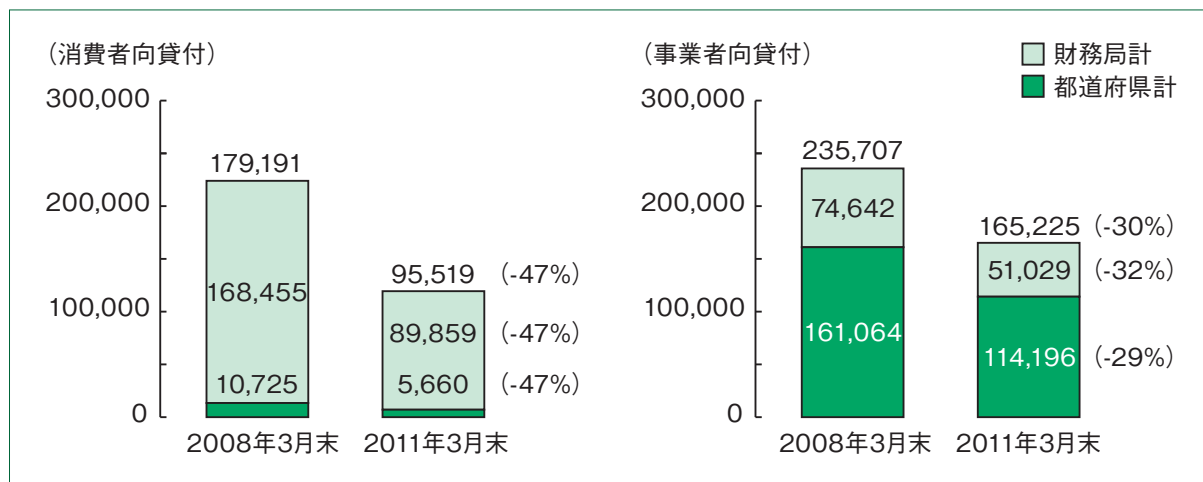
貸付残高に関しては、消費者向貸付の残高が2008年3月の17.9兆円から2011年3月には9.6兆円まで47%減少、事業者向貸付の残高は23.6兆円から16.5兆円へと30%減少と、双方とも減少傾向にあります。

消費者向貸付残高の推移を地区別に見ると、特に減少幅が多い地区は東北地区、北陸地区、九州／沖縄地区となっています。2008年3月から2011年3月にかけて、東北地区では1,012億円から349億円、北陸地区では306億円から103億円、九州／沖縄地区では7,554億円から2,568億円と、各々66%減少しています。同様に、事業者向貸付の推移を地区別に見ると、最も減少幅が多い地区は四国地区であり、1,411億円から192億円と、86%減少となっています。

財務局・都道府県別の登録貸金業者数



財務局・都道府県別の貸付残高

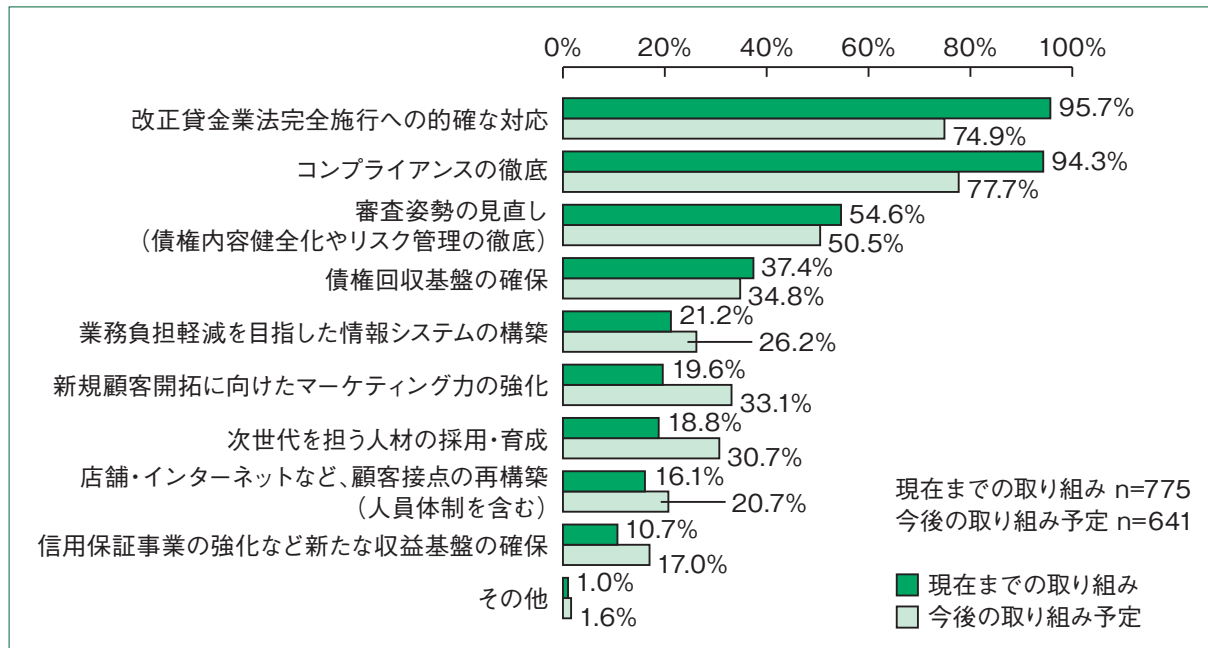


貸金業者の状況

貸金業者の収益構造の変化

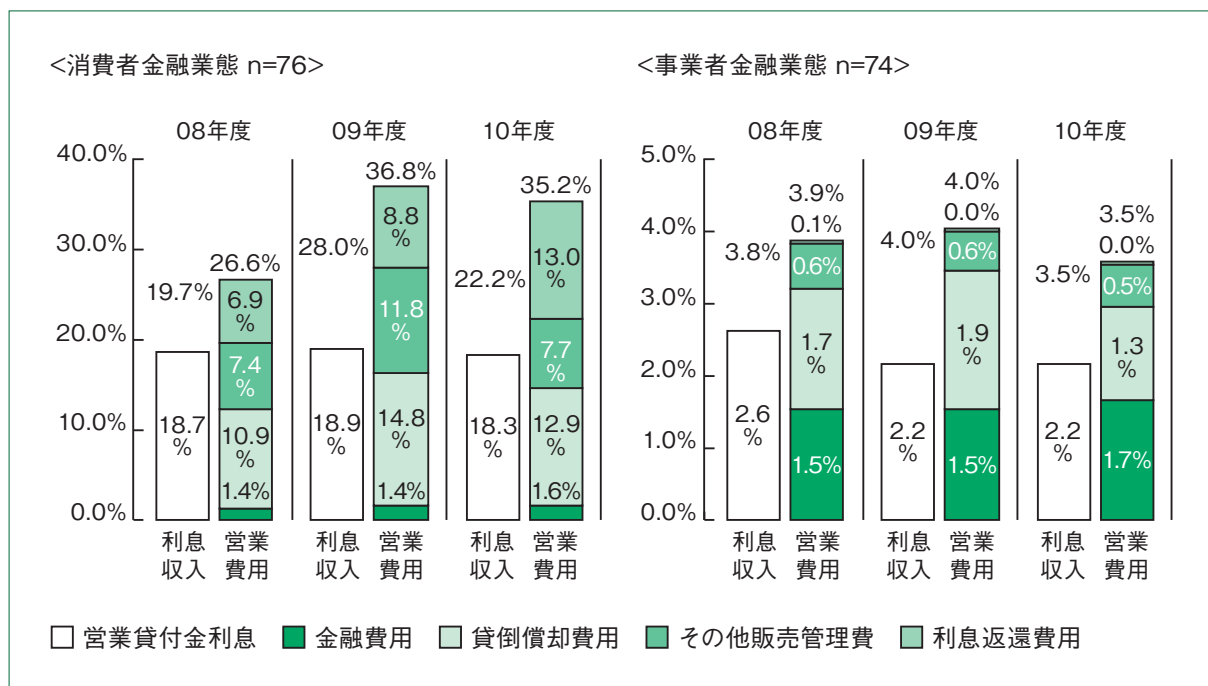
2010年6月の完全施行以降の経営課題への取り組み状況について、貸金業者に尋ねたところ、現在96%が「改正貸金業法完全施行への的確な対応」、94%が「コンプライアンスの徹底」に取り組んでおり、今後も貸金業者の78%が「コンプライアンスの徹底」、75%が「改正貸金業法完全施行への的確な対応」に取り組むと回答しています（図表1）。

図表1 貸金業者における経営課題への取組状況（複数回答）



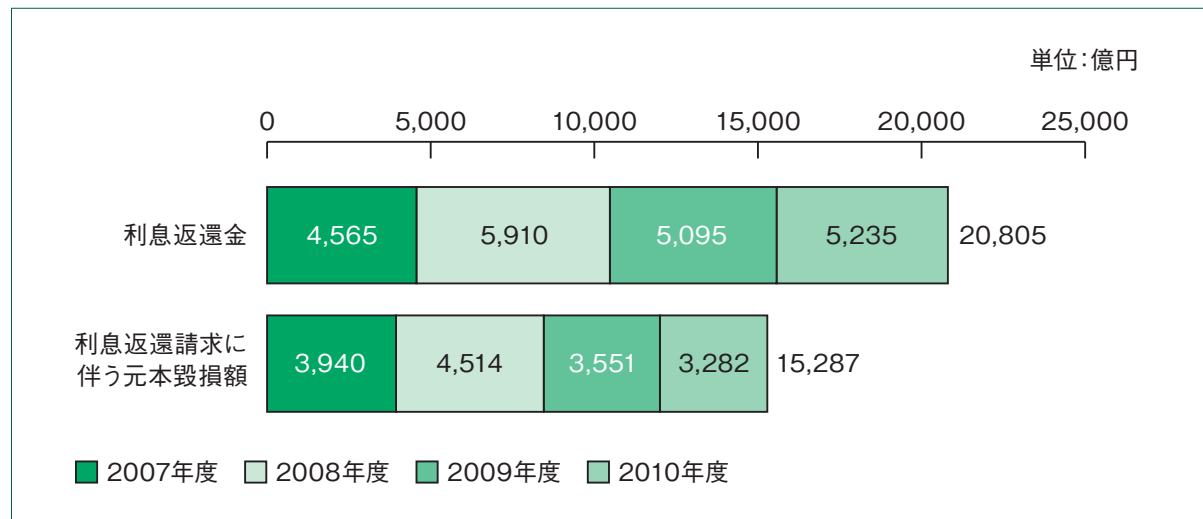
貸金業者の収益構造を把握するために、直近3期の営業貸付金残高（平均残高）、営業貸付金利息、及び貸金業における営業費用として、金融費用、貸倒償却費用、その他販売管理費、利息返還費用（利息返還金）を調査し、「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」、「営業費用総額（利息返還費用を含む）の営業貸付金残高に対する比率」の推移を分析した結果が図表2となっています。消費者金融業態の「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」は、2008年度が19%であったのに対して、2010年度は18%に低下しています。一方、営業費用総額（利息返還費用を含む）の比率は、2008年度が27%であったのに対し、2010年度は35%へと増加しています。このことから、貸金業者の収益構造が恒常的な赤字体質となっていることが窺えます。

図表2 貸金業者の各収支項目の営業貸付残高比率の推移（消費者金融業態・事業者金融業態）



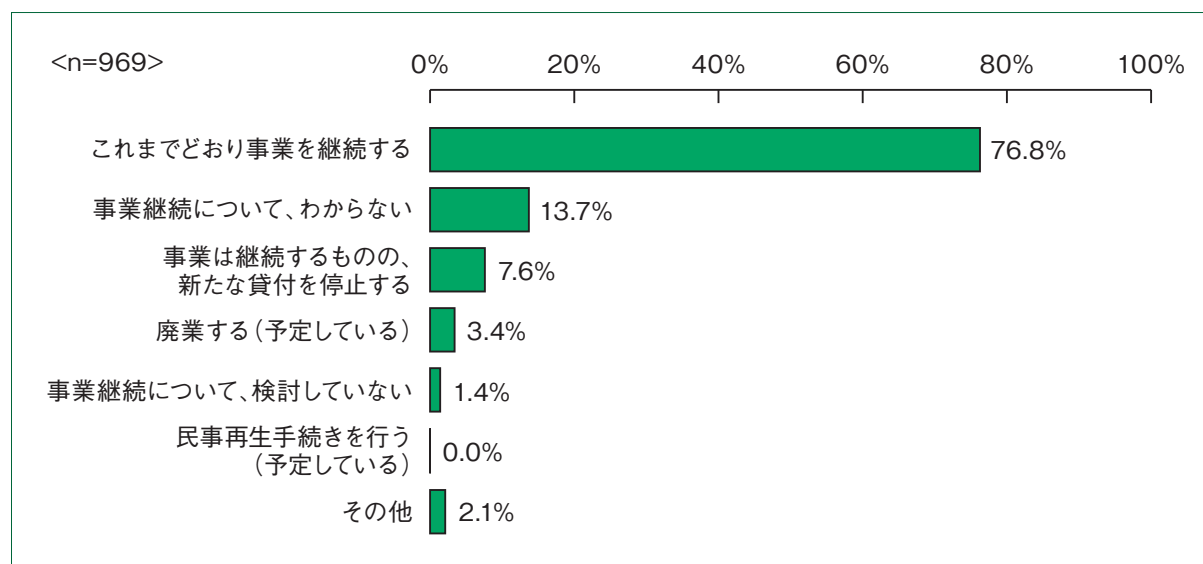
図表3は、貸金業者における利息返還請求に伴う元本毀損額と利息返還金を合わせると、2010年度は8,517億円となり、2007年度以降4期分の合計で約3.6兆円に達しており、利息返還請求が貸金業者に相当程度の財務的な影響を与える結果となっています。

図表3 利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額の推移



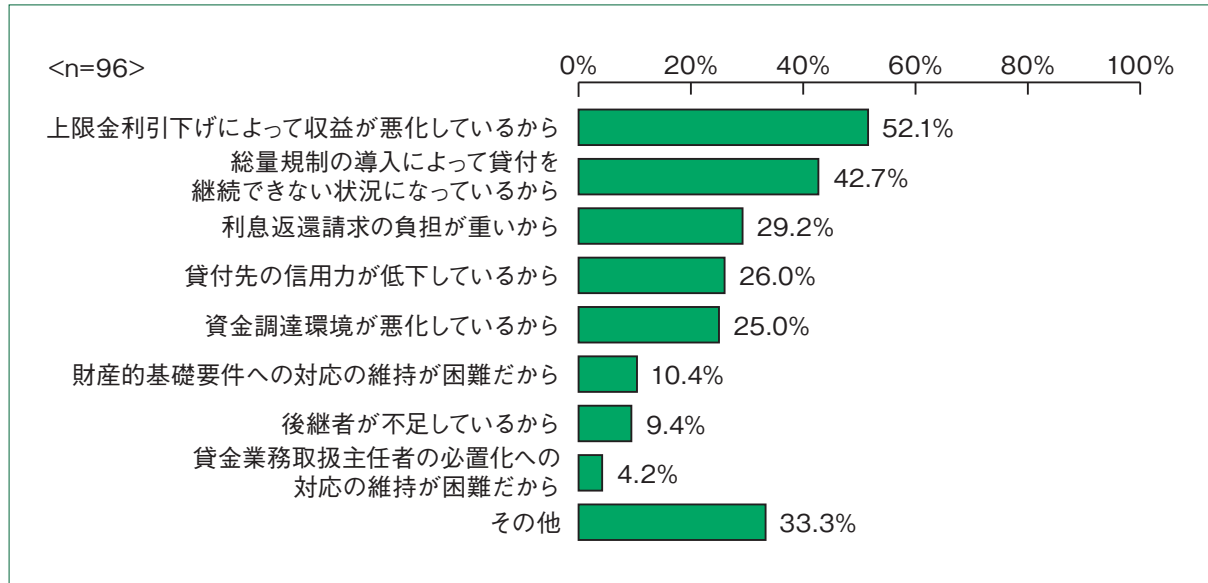
今後の貸金業の事業継続については、貸金業者の77%が「これまでどおり事業を継続する」と回答しています。一方、8%は「事業は継続するものの、新たな貸付を停止する」、3%は「廃業する（予定している）」と回答しています（図表4）。

図表4 今後の事業継続の見通し（複数回答）



新規貸付を停止する、または廃業すると回答した貸金業者にその理由をきいたところ、52%が「上限金利引下げによって収益が悪化するから」、43%が「総量規制の導入によって貸付を継続できない状況になっているから」、29%が「利息返還請求の負担が重いから」と回答しており（図表5）、法改正や利息返還請求が貸金業者の経営に影響を与える結果となっています。

図表5 事業継続が困難及び新規貸付停止の理由（複数回答）

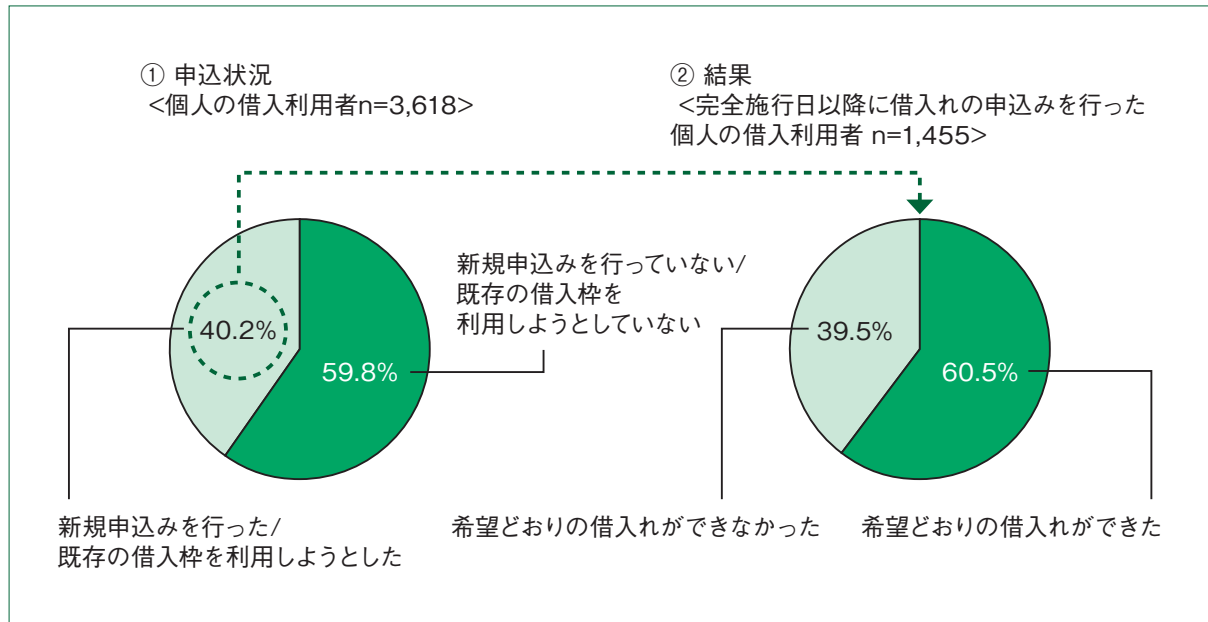


資金需要者の借入状況

法制度に柔軟性を求める声も

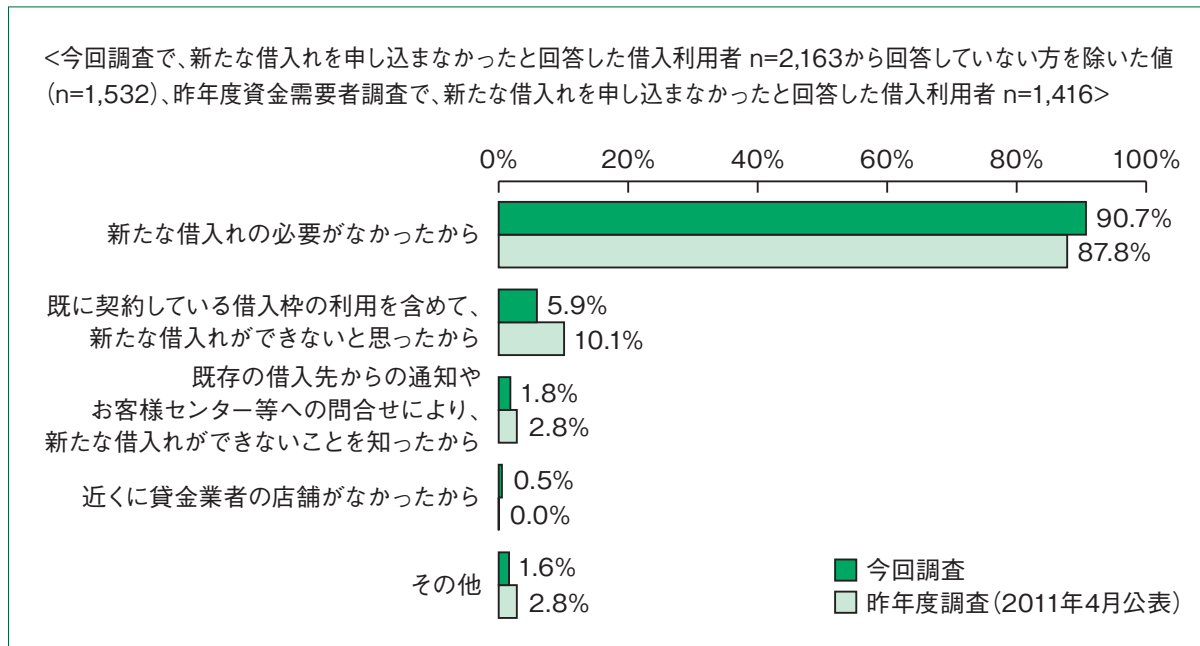
個人の借入利用者の、改正貸金業法の完全施行日以降の借入状況を表しているのが図表6であり、個人の借入利用者の40%が借入れを申込み、そのうち61%が希望どおりの借入れができたという結果となっています。

図表6 個人の借入利用者の完全施行日以降の申込状況とその結果



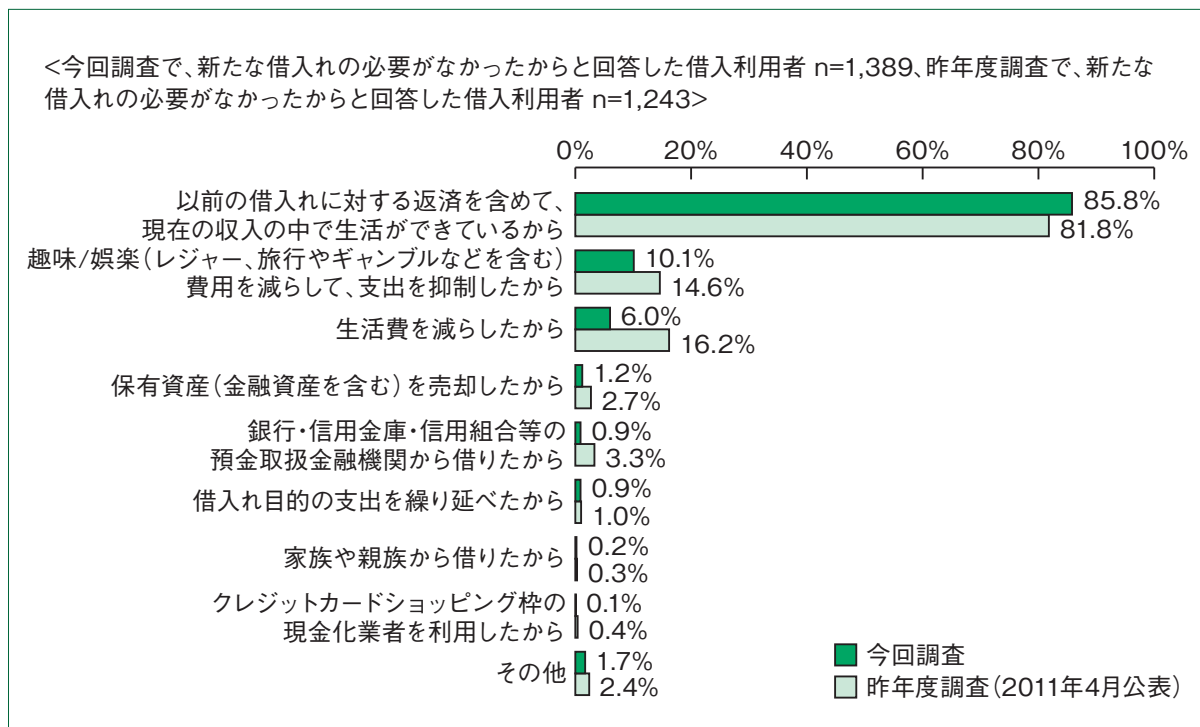
一方、完全施行日以降に借入れの申込みをしなかった個人の借入利用者（60%）のうち、91%は新たな借入れを必要としていません（図表7）

図表7 完全施行日以降に借入を申し込まなかった理由（複数回答）



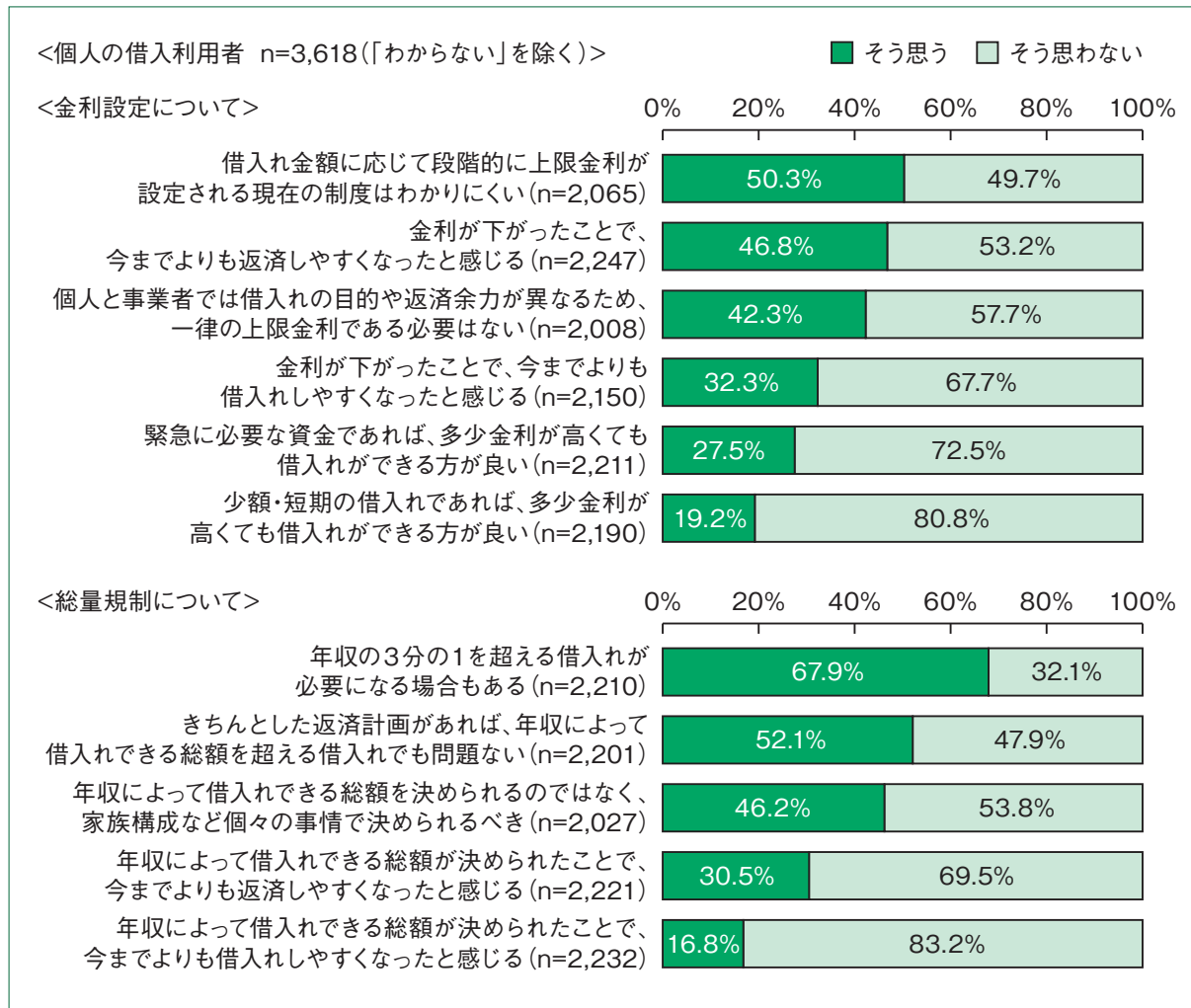
その理由として86%が「以前の借入に対する返済を含めて、現在の収入の中で生活できているから」と回答しています（図表8）。

図表8 完全施行日以降に借入を申し込む必要がなかった理由（複数回答）



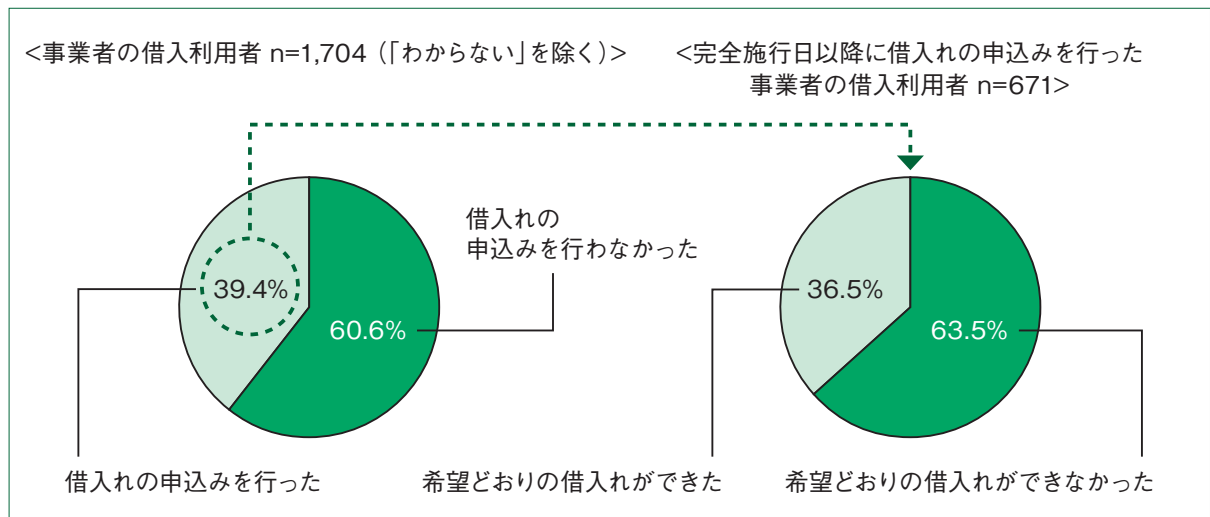
今回の調査では、個人の借入利用者が現在の法制度に対してどのような意見を持っているのかについても確認しており、金利設定に対しては50%が「借入金額に応じて段階的に上限金利が設定される現在の制度はわかりにくい」と回答しています。また、総量規制については68%が「年収の3分の1を超える借入が必要になる場合もある」と回答しており、法制度に対して柔軟性を求める声がある状況となっています（図表9）。

図表9 借入れする際の金利設定や総量規制に対する意見



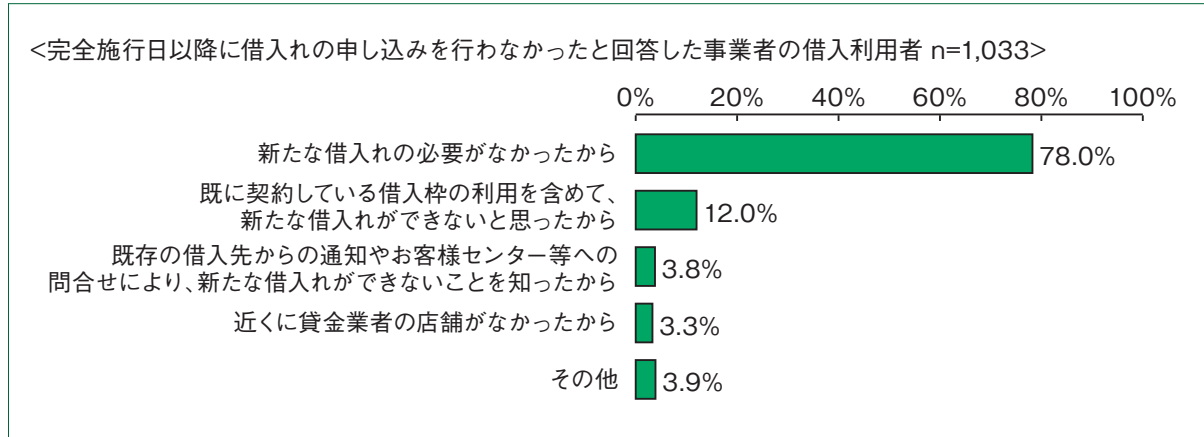
同様に、事業者の借入利用者の借入状況を確認したところ、事業者の借入利用者の39%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込んだと回答し、そのうち37%が希望どおりの借入れができたという結果となっています（図表10）

図表10 事業者の借入利用者の完全施行日以降の申込状況とその結果



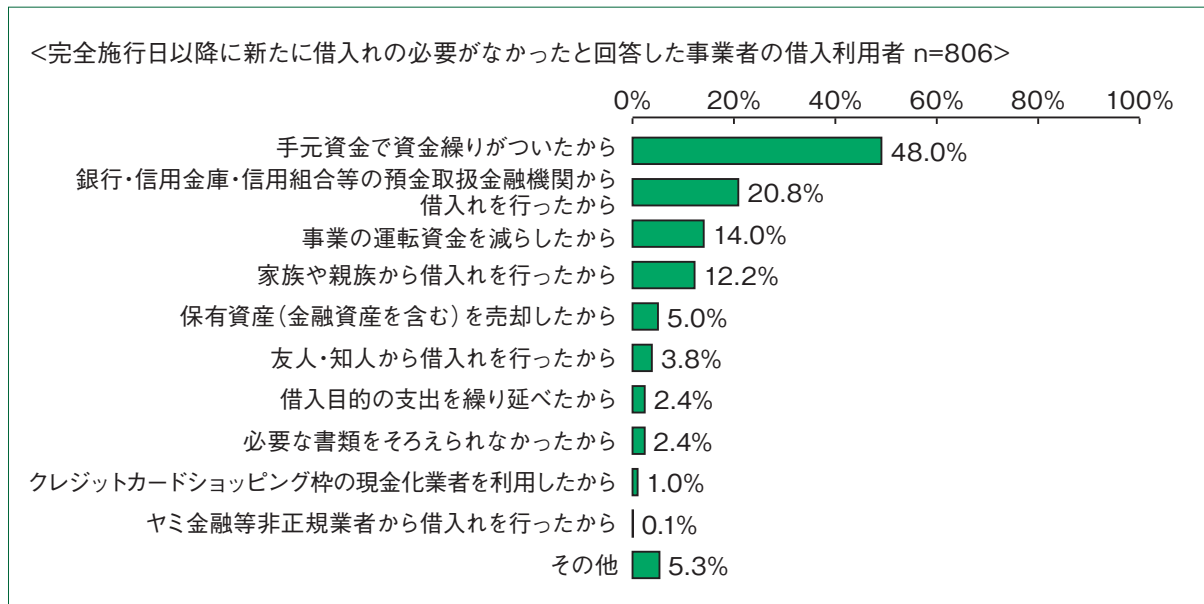
一方、完全施行日以降に借入れの申込みをしなかった事業者の借入利用者（61％）のうち78％は新たな借入を必要としていません（図表11）。

図表11 完全施行日以降に借入れの申込みを行わなかった理由（複数回答）



その理由を確認したところ、48％が「手元資金で資金繰りがついたから」、21％が「銀行・信用金庫・信用組合等の預金取扱金融機関から借入を行ったから」と回答しています（図表12）。

図表12 完全施行日以降に借入れの申込みを行わなかった理由（複数回答）



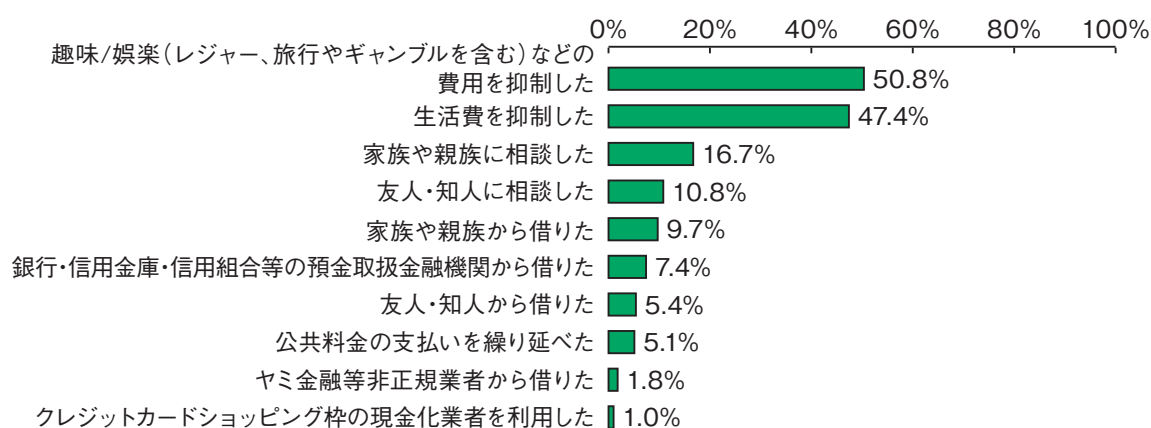
借入れできなかった資金需要者の動向

支出抑制を行う傾向が顕著に

改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、希望どおり借入れできなかった個人の利用者に対して、その後の行動を尋ねたところ、51%が「趣味/娯楽（レジャー、旅行やギャンブルを含む）などの費用を抑制した」、48%が「生活費を抑制した」と回答しており（図表13）、希望どおりの借入れができなかった際に、支出抑制を行う傾向がある結果となっています。

図表13 希望どおりの借入れができなかった際に行った行動（複数回答）

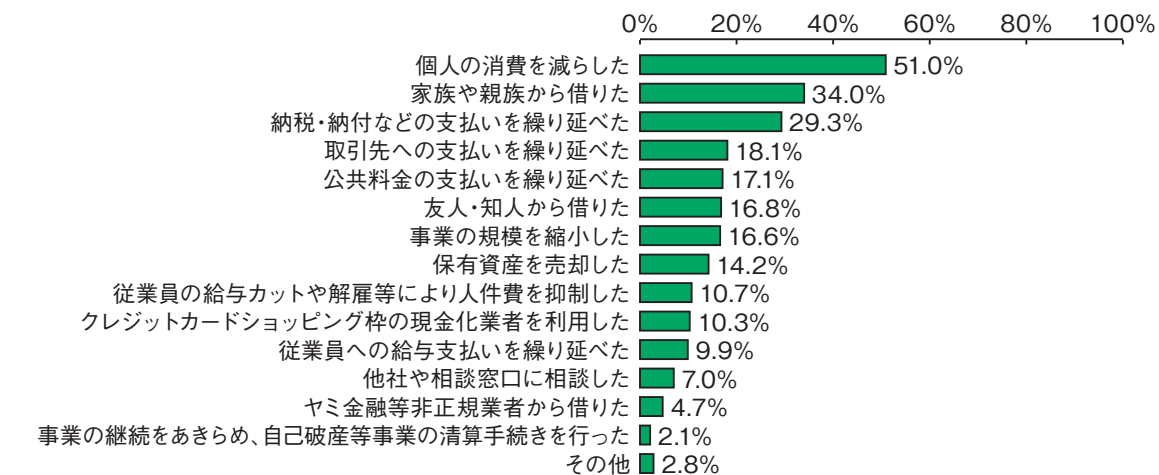
<希望どおりの借入れができなかった個人のうち、「特に何もしていない」を除いた個人の借入利用者 n=390>



同様に、改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、希望どおり借入れできなかった事業者の借入利用者の行動を確認したところ、51%が「個人の消費を減らした」、34%が「家族や親族から借りた」、29%が「納税・納付などの支払いを繰り延べた」と回答しており、個人の借入利用者と同様に支出抑制の傾向が窺える結果となっています（図表14）。

図表14 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかった際の行動（複数回答）

<希望どおりの借入れができなかった事業者の借入利用者 n=614>

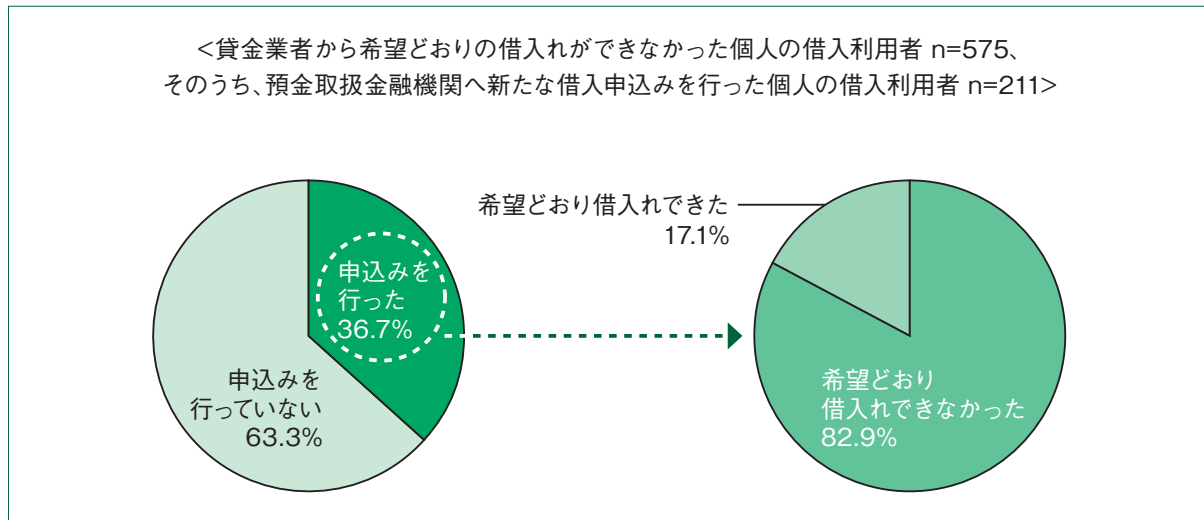


銀行等預金取扱金融機関からの借入状況

金融機関の融資姿勢に変化

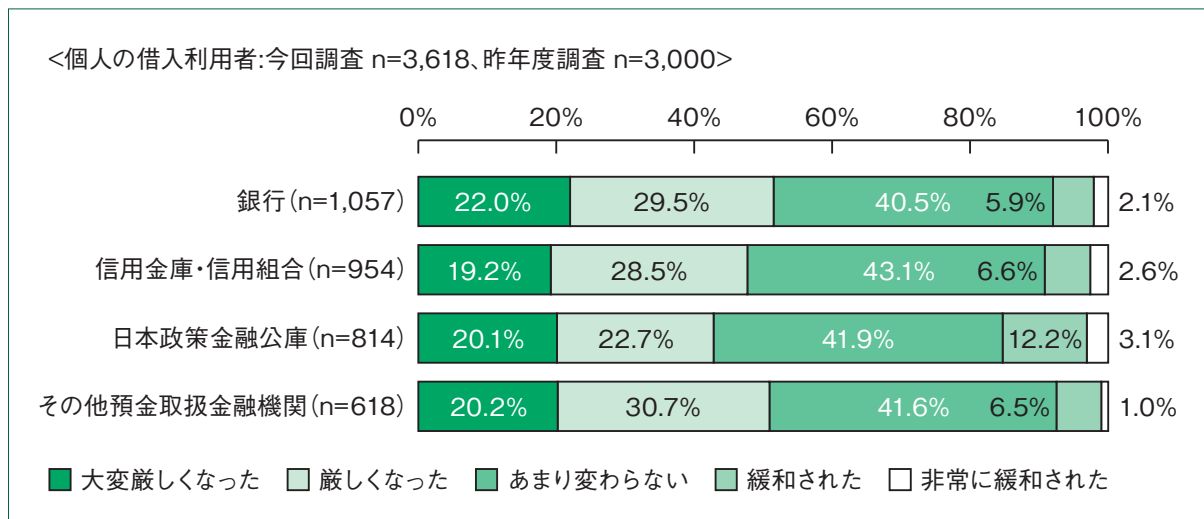
希望どおり借入れできなかった個人の借入利用者の、預金取扱金融機関への借入申込状況を確認したところ、37%は預金取扱金融機関に対して新たな借入れの申込みを行っており、そのうち17%は希望どおりの借入れができた、83%は希望どおりの借入れができなかったと回答しています（図表15）。

図表15 預金取扱金融機関への新たな借入申込経験とその結果



また、事業者の借入利用者に対して、現在借入れがある預金取扱金融機関の融資姿勢について確認した結果、事業者の借入利用者の52%が銀行の融資姿勢が「大変厳しくなった」、「厳しくなった」と回答しています（図表16）。

図表16 預金取扱金融機関の融資姿勢



ヤミ金融等非正規業者からの借入状況

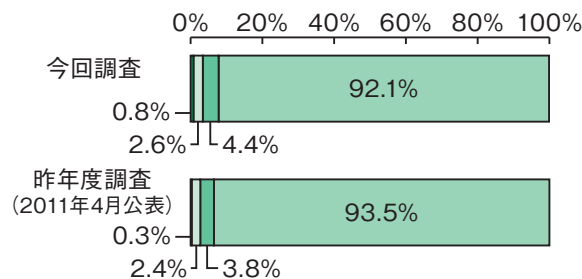
個人より事業者の接触比率が高い

ヤミ金融等非正規業者、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験を表しているのが図表17です。個人の借入利用者のうち、ヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は8%、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は8%となり、2011年4月に公表した資金需要者調査（以下“平成22年度資金需要者調査”と記載）からそれぞれ1.3ポイント、0.2ポイント上昇しています。

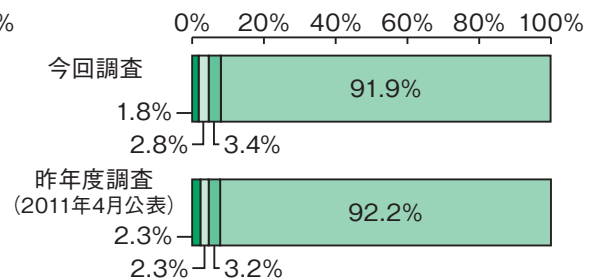
図表17 個人の借入利用者のヤミ金融等及びクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無

<個人の借入利用者:今回調査 n=3,618、昨年度調査 n=3,000>

<ヤミ金融等非正規業者>



<クレジットカードショッピング枠の現金化業者>



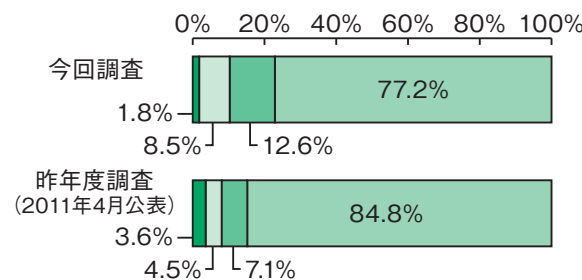
■ 利用したことがある（現在も残高あり） □ 利用したことがある（現在は残高なし）
 ■ 利用したことはない（接触したことはある） □ 利用したことはない（接触したこともない）

一方、事業者の借入利用者では、ヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は23%、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は20%となり、平成22年度資金需要者調査よりそれぞれ8ポイント、4ポイント上昇しています（図表18）。

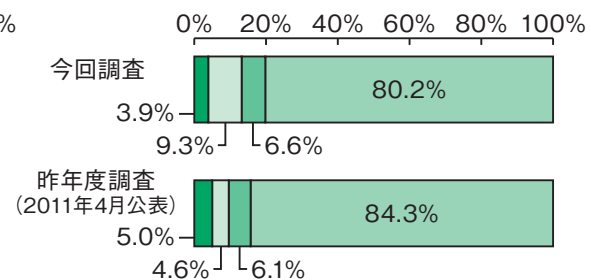
図表18 事業者の借入利用者のヤミ金融等及びクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無

<事業者の借入利用者:今回調査 n=1,747、昨年度調査 n=1,106>

<ヤミ金融等非正規業者>



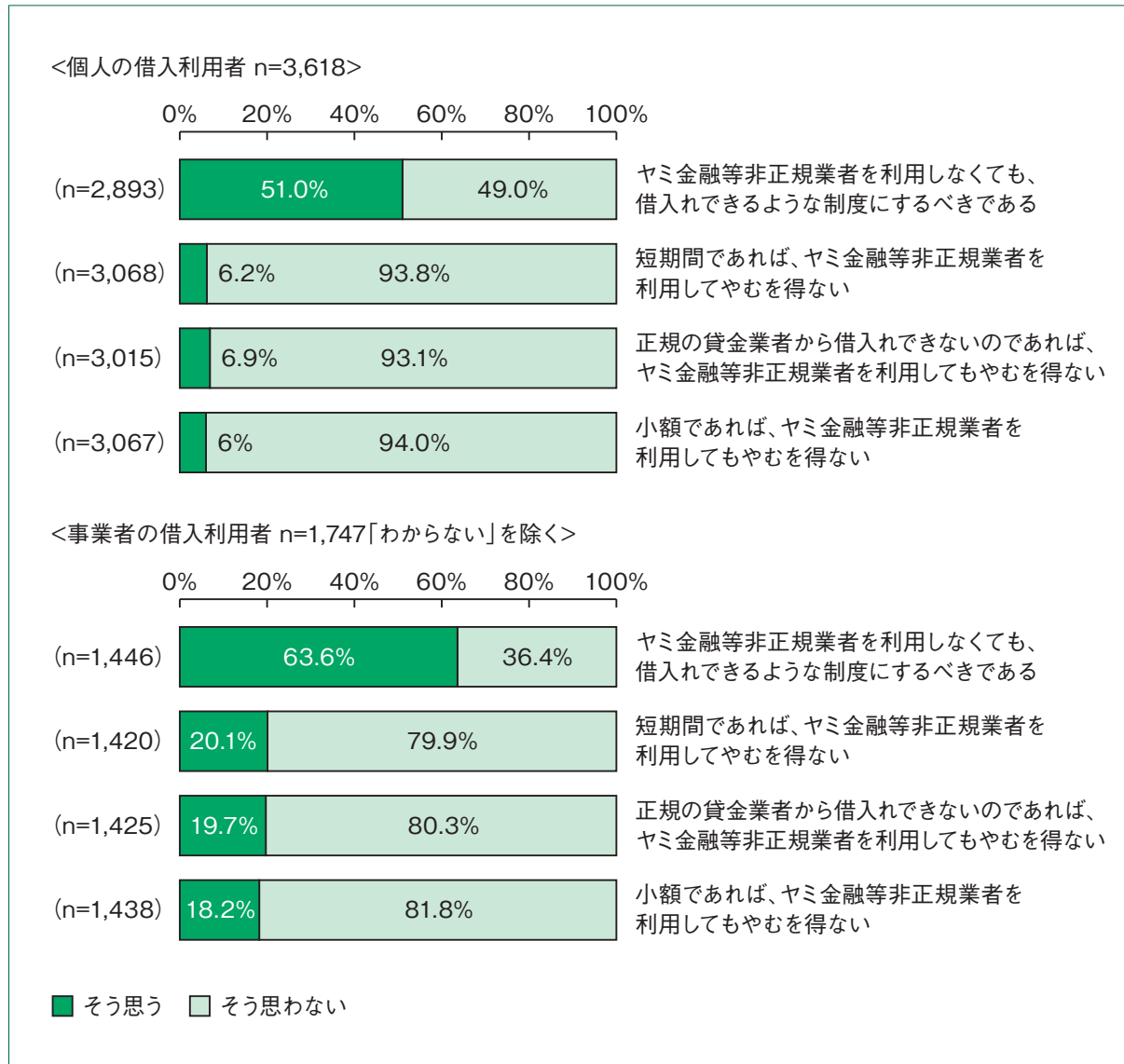
<クレジットカードショッピング枠の現金化業者>



■ 利用したことがある（現在も残高あり） □ 利用したことがある（現在は残高なし）
 ■ 利用したことはない（接触したことはある） □ 利用したことはない（接触したこともない）

また、個人、事業者双方の借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者の利用意向を尋ねたところ、「正規の貸金業者から借入れできないのであれば、ヤミ金融等非正規業者を利用してもやむを得ない」と考えている個人の借入利用者は7%であるのに対して、事業者の借入利用者は20%という結果になっており、事業者の方が資金調達のためにやむを得ずヤミ金融等非正規業者を利用しようとする傾向にある結果となっています（図表19）。

図表19 ヤミ金融等の利用意向



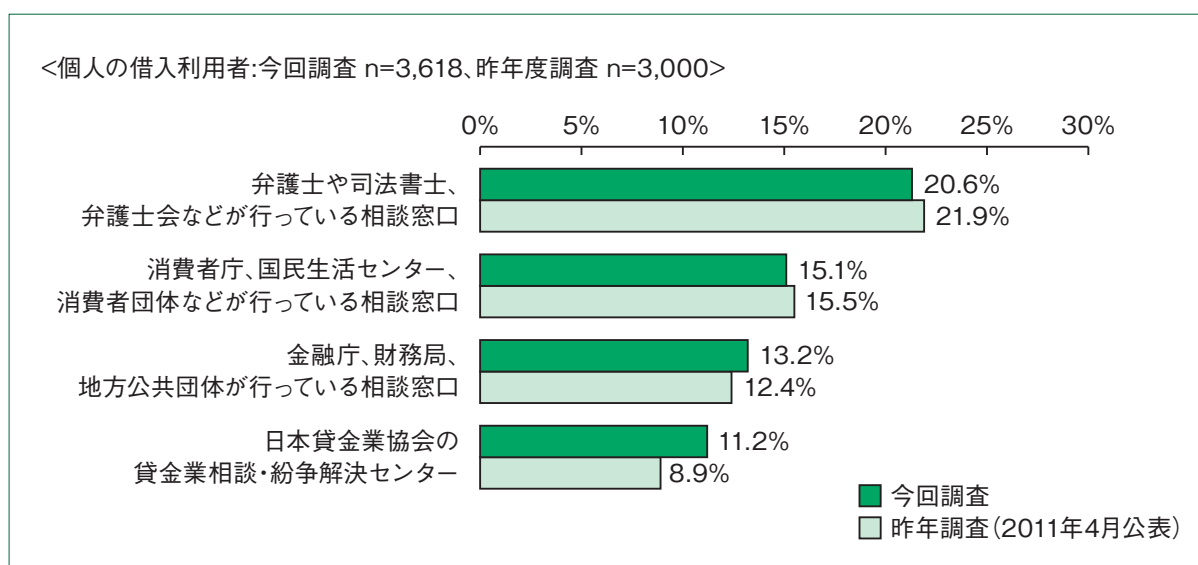
セーフティネット貸付の認知と利用状況

「各種貸付制度」の利用拡大が求められる

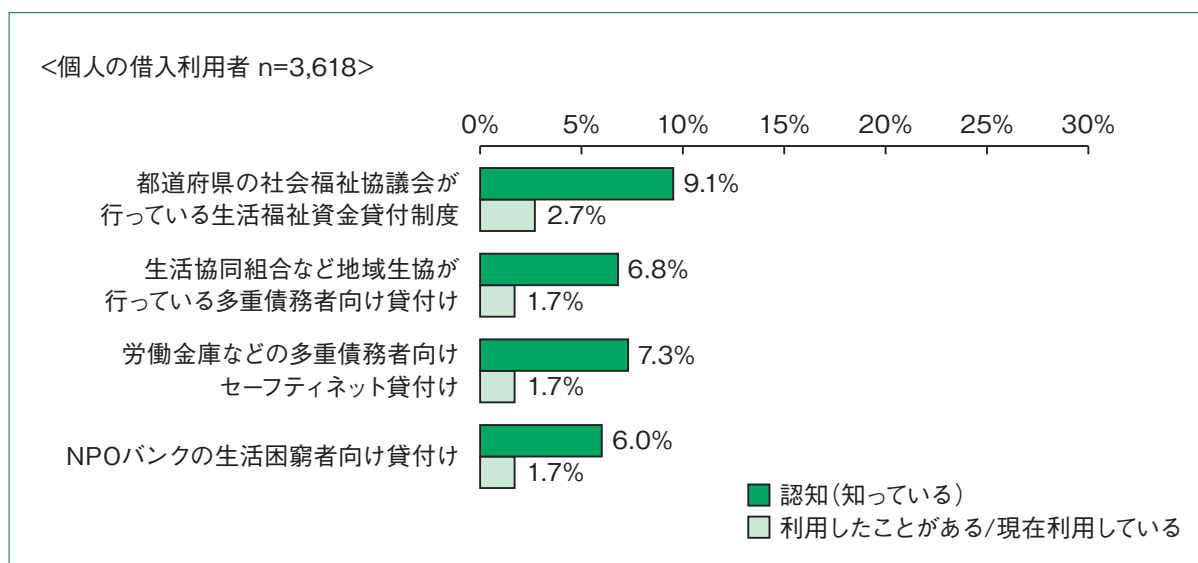
個人の借入利用者の、セーフティネットに対する認知や利用経験を表しているのが図表20、21です。「多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービス」において認知率が最も高かったのは「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口」で、個人の借入利用者の21%が認知しているという結果となっています。

同様に、「多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度」の認知率を確認したところ、「都道府県の社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度」の認知率が9%と最も高くなっています。また、個人の借入利用者の3%は「都道府県の社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度」を「利用したことがある/現在利用している」と回答しており、今後の認知・利用拡大が求められていると言えます。

図表20 多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの認知

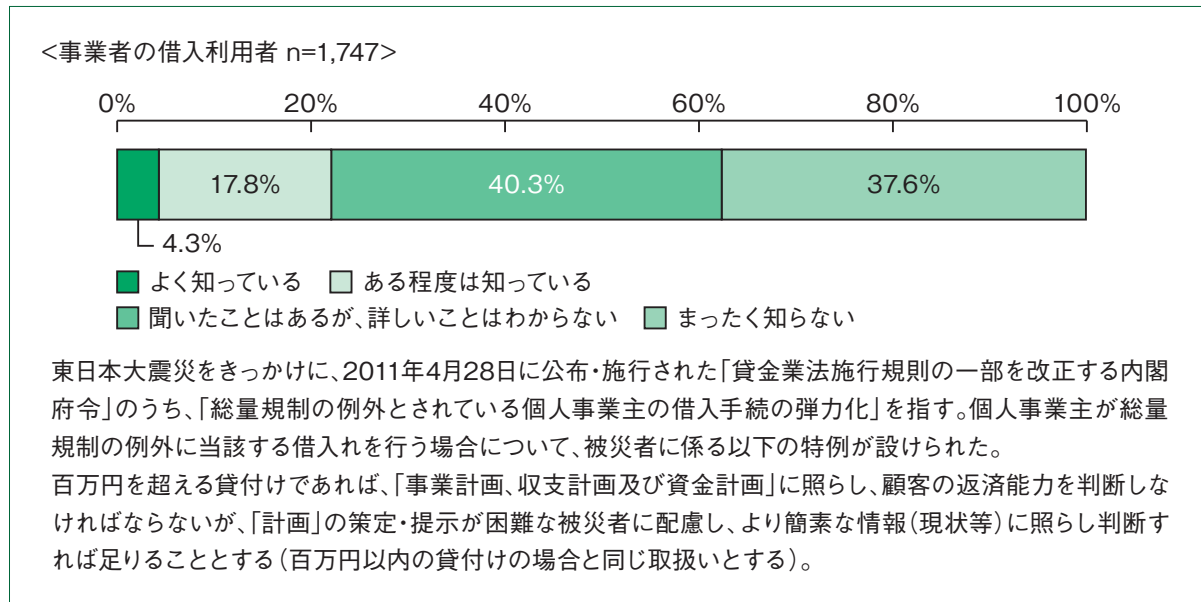


図表21 多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度の認知と利用経験

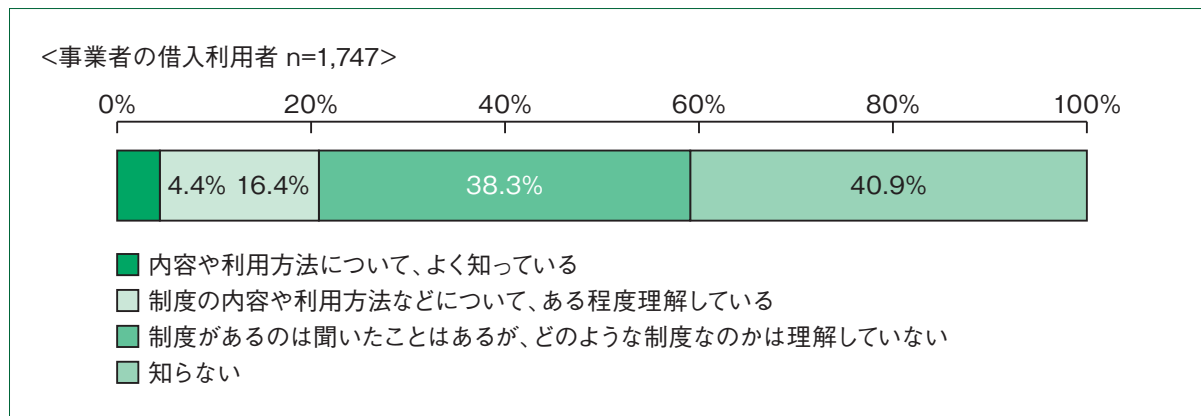


事業者の借入利用者の、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」に対する認知率を表しているのが図表22であり、事業者の借入利用者の22%が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を認知しています。同様に、「金融円滑化対策」に基づく金融機関への「貸付条件の変更」に対する認知率を確認したところ、事業者の21%が認知し（図表23）、その内40%が実際に「貸付条件の変更」を申込んだと回答しており、今後の利用拡大が期待される結果となっています（図表24）

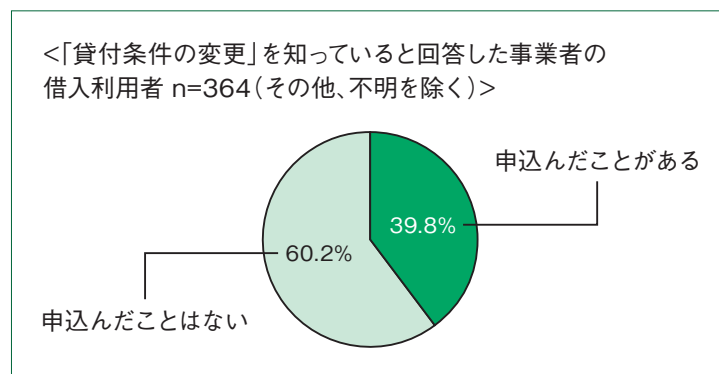
図表22 貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令の認知



図表23 中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の認知



図表24 中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の申込状況



第3章 総会・理事会・委員会・協議会・役員等

1. 総会

平成23年6月14日、第4回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

- 第1号 平成22年度事業報告書承認に関する件
- 第2号 平成22年度収支計算書及び財務諸表承認に関する件
[平成22年度監査報告]
- 第3号 平成23年度事業計画書(案)承認に関する件
- 第4号 平成23年度収支予算書(案)承認に関する件
- 第5号 役員(理事)選任に関する件

2. 理事会

本年度中、理事会を12回開催し、協会員の入退会、東日本大震災に係る協会員の会費免除、定款の施行に関する規則の改正、支部職員を対象とした希望退職の募集、支部運営の合理化・効率化対象支部、会費未納の協会員に対する処分、平成24年度事業計画及び収支予算(案)など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

①第1回理事会(平成23年4月26日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 平成22年度事業報告書(案)承認に関する件
- 第4号 平成22年度収支決算報告書(案)承認に関する件
- 第5号 就業規則の施行日の変更に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

②第2回理事会(平成23年5月17日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 役員(理事)選任(補選)に関する件
- 第4号 第4回定時総会に付議すべき議案に関する件

- ① 平成22年度事業報告書承認に関する件
- ② 平成22年度収支計算書及び財務諸表承認に関する件
- ③ 平成23年度事業計画書(案)承認に関する件
- ④ 平成23年度収支予算書(案)承認に関する件
- ⑤ 役員(理事)選任(補選)に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

③第3回理事会(平成23年6月14日)

①審議事項

- 第1号 自主規制会議議長選任に関する件(定款第50条第5項)
- 第2号 本協会への新規加入承認に関する件(同第16条第3項)
- 第3号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- その他

④第4回理事会(平成23年7月21日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)
- 第3号 貸金戦略会議委員選任承認に関する件(同第51条第6項)
- 第4号 総務委員会委員選任承認に関する件(同第52条第5項)
- 第5号 東日本大震災に係る協会の会費免除に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

⑤第5回理事会(平成23年8月23日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条第3項)
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件(同第19条第2項)

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」における信用情報の取扱いについて

⑥第6回理事会（平成23年9月22日）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）
- 第3号 「定款の施行に関する規則」の一部改正に関する件
- 第4号 支部職員を対象とした希望退職の募集に関する件
- 第5号 支部運営の合理化・効率化対象支部に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v 試験委員会報告
- vi その他

⑦第7回理事会（平成23年10月18日）（書面による理事会）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

⑧第8回理事会（平成23年11月22日）（書面による理事会）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 相談・紛争解決委員会報告

⑨第9回理事会（平成23年12月20日）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）
- 第3号 支部運営の合理化・効率化対象支部に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

⑩第10回理事会（平成24年1月24日）（書面による理事会）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告

⑪第11回理事会（平成24年2月21日）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）
- 第3号 東日本大震災に係る協会の会費免除に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v 試験委員会報告
- vi その他

⑫第12回理事会（平成24年3月23日）

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件（定款第16条第3項）
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件（同第19条第2項）
- 第3号 会費未納の協会員に対する処分に関する件

- 第4号 平成24年度事業計画(案)承認に関する件
- 第5号 平成24年度収支予算(案)承認に関する件
- 第6号 支部運営の合理化・効率化対象支部に関する件
- 第7号 常務執行役の選任(再任)承認に関する件(同第37条第1項、39条第4項)
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他

3. 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

①自主規制会議

10回(平成23年4月20日(書面による会議)、5月17日、7月21日、8月18日(書面による会議)、9月22日、10月12日(書面による会議)、11月16日(書面による会議)、12月16日(書面による会議)、平成24年1月24日、3月23日)開催

- ①法令等違反届出事案について、措置を行った。
- ②平成22年度書類監査結果による措置を行った。

②貸金戦略会議

11回(平成23年4月20日、5月25日(書面による会議)、6月17日、8月17日(書面による会議)、9月14日、10月12日(書面による会議)、11月16日、12月14日(書面による会議)、平成24年1月18日(書面による会議)、2月15日、3月13日)開催

①調査・研究活動

貸金業が担う資金供給機能等の検証を目的として「資金需要者」及び「貸金業者」を対象とした各種調査等を行った。

②広報・啓発活動

自主規制機関としての業界健全化の取り組みや業界動向等に係る各種統計資料等について、機関誌、協会ホームページ等により広報活動を実施するとともに、一般消費者及び学生等を対象にした貸金業に係る金融知識の普及啓発及びヤミ金融の被害防止等に関する啓発活動を実施した。

③研修活動

協会員を対象とした業務研修会及び登録貸金業者を対象とした「集团的消費者被害救済制度説明会」を実施するとともに、研修支援のための法令集を頒布した。

④その他

地区協議会全体会議等において、第4回定時総会報告及び協会運営状況報告を行い、協会運営方針を徹底するとともに、地区協議会正副会長懇談会において、完全施行後の地元資金需要者への影響等、各地区における現状報告を受け、意見交換をした。

③総務委員会

8回(平成23年4月22日、5月12日(書面による会議)、7月14日(書面による会議)、9月15日、10月13日(書面による会議)、12月15日(書面による会議)、平成24年2月16日、3月15日)開催

平成24年度事業計画及び収支予算(案)、平成24年度予算編成方針、東日本大震災に係る協会員の会

費免除、定款の施行に関する規則の改正、支部職員を対象とした希望退職の募集、支部運営の合理化・効率化対象支部、平成23年度予算の上期執行状況等について、理事会に付議又は報告した。

④相談・紛争解決委員会

5回（平成23年5月12日（書面による会議）、6月27日、9月29日（書面による会議）、11月15日（書面による会議）、平成24年2月20日（書面による会議））開催

紛争解決等業務に関する規則第76条1項4号における申立人の適格要件、紛争解決手続の当事者である貸金業者が手続中に廃業した場合の取扱いについて審議するとともに、紛争解決手続受理事案、相談・苦情・紛争解決受付状況、紛争解決手続に関する相談、問合せ等の対応、苦情処理手続から紛争解決手続への移行の手順、紛争解決等業務に関する苦情対応、手続実施基本契約の締結状況等について報告した。

⑤試験委員会

2回（平成23年9月15日、12月15日）開催

平成23年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定及び合格者の決定を行うとともに、平成24年度資格試験の出題範囲及び作問方針等の決定を行った。

4. 委員会等

①自主ルール委員会

14回（平成23年4月5日（書面による会議）、4月27日（書面による会議）、5月30日（書面による会議）、6月28日（書面による会議）、7月4日、7月28日、8月19日（書面による会議）、9月30日（書面による会議）、10月26日（書面による会議）、11月22日（書面による会議）、12月26日（書面による会議）、平成24年1月25日（書面による会議）、2月22日（書面による会議）、3月28日（書面による会議））開催

①広告審査小委員会

12回（平成23年4月20日、5月18日、6月22日、7月20日、8月17日（書面による会議）、9月28日、10月19日、11月16日、12月21日、平成24年1月18日（書面による会議）、2月15日、3月21日）開催

②規律委員会

9回（平成23年5月11日、6月29日（書面による会議）、8月12日（書面による会議）、9月12日、10月11日、11月15日、12月12日（書面による会議）、平成24年1月17日、3月15日）開催

②企画調査委員会

10回（平成23年4月13日、5月24日（書面による会議）、6月8日、8月10日（書面による会議）、9月7日、10月5日（書面による会議）、11月9日、平成24年1月13日（書面による会議）、2月8日、3月7日）開催

①調査研究小委員会

1回（平成23年5月12日）開催

②調査研究・政策企画合同小委員会

5回（平成23年4月6日（書面による会議）、9月2日、11月1日、平成24年1月11日、2月1日）開催

③税制研究小委員会

5回（平成23年4月19日、5月20日、6月3日（書面による会議）、平成24年2月28日、3月29日）開催

③研修委員会

3回（平成23年6月2日（書面による会議）、10月6日（書面による会議）、平成24年3月13日）開催

①研修小委員会

2回（平成23年6月1日（書面による会議）、10月5日（書面による会議））開催

⑤人事推薦合同委員会

2回（平成23年5月16日、7月8日）開催

⑥財務部会

1回（平成23年4月22日）開催

5. 協議会

10地区各1回（計10回）（平成23年6月21日（沖縄県）、6月28日（北海道地区）、7月5日（四国地区）、7月6日（中国地区）、7月7日（九州地区）、7月12日（東海地区）、7月13日（近畿地区）、7月14日（北陸地区）、7月19日（関東地区）、9月8日（東北地区）開催

地区協議会正副会長懇談会1回（平成23年12月16日）開催

6. 行政との意見交換会

①金融庁（総務企画局、監督局、検査局の3局合同）

2回（平成23年4月26日、10月18日）開催

②金融庁（検査局）

1回（平成23年11月16日）開催

③関東財務局

1回（平成24年2月8日）開催

7. 役員等の異動

①副会長の就退任

①平成23年6月14日付退任 副会長：吉野直行

②平成23年6月14日付新任 副会長：内田公三

②会員理事の就退任

①平成23年6月14日付退任 会員理事：常峰 仁

②平成23年6月14日付新任 会員理事：野口郷司

③常務執行役の就任

①平成23年4月1日付再任 菊一 護、小出昌宏